

第8回日野町議会定例会会議録

令和3年12月14日(第3日)

開会 9時00分

散会 17時56分

1. 出席議員(13名)

1番	野矢 貴之	9番	谷 成隆
2番	山本 秀喜	10番	中西 佳子
3番	高橋 源三郎	11番	齋藤 光弘
4番	加藤 和幸	12番	西澤 正治
6番	後藤 勇樹	13番	池元 法子
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人
8番	山田 人志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

14番 杉浦和人(遅刻)

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	堀江 和博	副町長	津田 誠司
教育長	安田 寛次	政策参与	東 健次郎
総務政策主監	安田 尚司	厚生主監	池内 潔
産業建設主監	藤澤 隆	教育次長	宇田 達夫
総務課長	澤村 栄治	税務課長	山口 明一
企画振興課長	正木 博之	住民課長	山田 甚吉
子ども支援課長	柴田 和英	長寿福祉課長	吉澤 利夫
商工観光課長	福本 修一	建設計画課長	高井 晴一郎
上下水道課長	持田 和徳	会計管理者	山田 敏之
生涯学習課長	吉澤 増穂	福祉保健課参事	福田 文彦
学校教育課参事	小椋 慶洋	生涯学習課参事	岡井 健司

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山添 昭男 総務課主査 森岡 誠

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

2番	山本	秀喜君
6番	後藤	勇樹君
13番	池元	法子君
11番	齋藤	光弘君
1番	野矢	貴之君
10番	中西	佳子君
4番	加藤	和幸君

会議の概要

－開会 9時00分－

副議長（谷 成隆君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立下さい。

一同礼。

－起立・礼－

副議長（谷 成隆君） ご着席下さい。

本日の会議につきまして、杉浦和人議長から私、副議長、谷成隆宛てに遅刻届が提出されていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、出席されるまでの間、私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、通告書に従い、分割で5点の質問をさせていただきます。

今回も、住民の皆様からいただいた多くの課題を1つ1つ改善に向けられたらよいなどの思いで、コロナ対応から農業問題、スポーツ振興、学童保育所問題、グリム冒険の森について質問をしていきます。どれも先送りできない課題と捉えておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

早速、1点目に入ります。新型コロナウイルス感染第6波に備えてです。

新たに新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株の感染が南アフリカなどで発見され、欧州でも確認、日本においても水際対策の強化に乗り出したと報道されていた中、その水際で11月30日に日本でもオミクロン株の感染が確認されたと報道されていきました。昨日のニュースでは、62の国と地域でオミクロン株の感染拡大が確認され、日本においては4人の方の感染が確認され、合計で17人になったと言われていました。県内では、おかげさまで新型コロナの感染者の増加もなく、落ち着きを見せていますが、過去の再拡大の反省を踏まえ、油断することなく、第6波の備えを十分にしておく必要があると考えています。

なぜならば、新型コロナの感染でお亡くなりになられた方の家族や親族の方、また私の知人でも、新型コロナの感染で今も後遺症に悩まれているといった方もおられ、ご心境に耐え難いものがあり、同じことの繰り返しは絶対にしてはいけないとする思いが強いからです。

第3回目のワクチン接種の動向や、重症化を防ぐための飲み薬の開発など、新型

コロナの感染対策や治療に関する話題は、日を追うごとに進化していますが、町は、これまで実施してきた感染対策について、きっちりとできていたのか、改善しておく必要があるのか、いま一度、再確認していくことが重要であると考えています。

加えて3回目のワクチン接種については、今年3月、4月に接種された医療従事者から始められていることが報道されており、基礎疾患をお持ちの方や高齢者などの方が気になさっております。今、感染が低下しているこの時点で先回りをして、住民の皆さんに安心安全をお届けすることが必要不可欠です。

そこで、以下の取組について伺います。

1点目、町は11月に続き12月のワクチンの追加接種を計画されていましたが、実施状況はいかがか。さらに翌年も追加の接種は考えているのか。

2点目、ワクチン接種について、1回目のみしか接種できていない方への対応はどのようにしているのか。

3点目、ワクチンの3回目接種は医療従事者から始められると思うが、日野町は、医療機関と町とでどのような接種の方法、対象者、接種の案内や予約方法、接種場所などをしていく予定なのか。

4点目、各公共施設で感染対策、体温確認、手の消毒、アクリル板などの設置、3密を避けた対応などは、学校や公民館は万全に実施されているものの、一般外来がある施設を除き、ほかの施設での感染対策は万全なのか。

5点目、感染者が発覚した場合、完全隔離、完全入院の体制は整えられないか。

6点目、9月定例会でも確認しましたが、以降、日野町のワクチン集団接種において、副反応の状況はどうか。

7点目、ワクチンは接種完了から時間がたつと、感染を防ぐ効果が徐々に弱まると考えられています。3回目の接種時期との関連性が深いのが、間隔が空き過ぎた場合、高齢者施設従事者への検査を支援する考えはあるのか。

8点目、健康上の理由などでワクチンを接種できない方へ、PCR検査など陰性証明が発行できるように支援していく考えはあるのか。

9点目、集団接種特設会場の施設は12月末までの賃借扱いだが、3回目の接種のための賃借を延長していくことは考えているのか。

副議長（谷 成隆君） 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。ただいまは、新型コロナウイルス感染の第6波の備えについてご質問を頂きました。

まず、11月、12月の接種状況についてですが、11月は16歳以上の方を対象に2医療機関で42回を、12月からは加えて12歳から15歳の方への接種も実施し、3医療機関で114回の接種を実施いただくこととしています。なお翌年につきましては、現

在、医療機関と実施に向け協議をしているところです。

次に、2点目のワクチンを1回目のみ接種の方で2回目接種を希望されている方への対応ですが、まずは未接種の方の予約を受け付け、受付締切日以降にキャンセルが発生した場合や予約枠に空きがある場合に、コールセンターから接種のご案内をさせていただきます。

次に、3点目の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種についてですが、18歳以上の方で、2回目接種完了から原則8か月以上経過した方が対象となっています。接種の案内や予約受付については、接種券一体型予診票の発送とともにご案内する予定で、1、2回目と同様、必要なワクチン量を確保した上で、2回目接種完了日から原則8か月を経過した方から順次行う予定です。なお、8か月以上とされている接種間隔については、できるだけ前倒しとされたことから、今後、接種開始時期を変更する場合もございます。また、予約方法については、インターネット、音声自動応答電話、コールセンターの3つの予約方法を、接種場所については集団接種を基本として実施する予定です。

次に、4点目の公共施設で感染対策ですが、大谷体育館では新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用者の体温測定、感染防止対策に関する同意書の提出、施設内の消毒など、可能な範囲で対応しているところです。緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置期間には、施設ごとに利用者数の制限や対象地域の利用制限などにより、感染対策に努めてきたところです。引き続き現体制下で工夫をしながら、感染対策に努めてまいります。

次に、5点目の感染者の入院等の体制については、県において第6波に備えた体制を整備いただいているところであり、最大の入院者数の想定の見直しや、臨時の医療施設の設置も準備されているところです。

次に、6点目の町での副反応の状況についてですが、現時点では、申請準備段階のものも含めまして、健康被害救済制度の救済を求めておられる方はお二人おられます。

次に、7点目の高齢者施設従事者への検査への支援についてですが、行政検査や保険適用検査以外で検査を必要とされる方に対し、一部負担により1回限りで検査を実施させていただくこととしており、現時点では、接種間隔等により検査の実施内容を変更する予定はありません。

次に、8点目のワクチンを接種できない人に対するPCR検査などによる陰性証明のための支援についてですが、このことは国全体として考えていただくこととは思いますが、行政検査や保険適用検査体制を維持しつつ、陰性証明等で検査を希望される方に対する検査体制は十分でないことから、現時点では町独自で実施することは困難であると考えます。

次に、9点目の特設会場の賃借についてですが、3回目の接種に向け、令和3年12月以降も延長させていただきたいと考えております。

4点目のうち、学校開放事業については、教育長から答弁をさせていただきます。

副議長（谷 成隆君） 教育長。

教育長（安田寛次君） おはようございます。4点目のうち、一般住民の方も利用されます小中学校体育館等の学校体育施設の開放事業における感染対策についてですが、学校開放事業におきましては、利用団体について、年度における事前登録制となっており、利用者は全員の名簿を提出することとしています。また、各団体内で参加者の健康管理を行うことや、利用後には団体において施設の消毒等を行うことを徹底しているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、再質問をしていきます。再質問をしていく項目は、何点目と言いますので、その項目についてお願いをします。

3点目の3回目のワクチン接種についてです。これは、ワクチン接種2回目の接種完了日が各人ごとに分かっているのですが、原則、今のところ8か月を経過した方から順次、案内状が発送されていくという理解でよいのか、3回目を打つ、打たないに関わらず、2回目接種完了者全てに案内状が発送されるということでもいいのか、確認をさせて下さい。

それと、町内在住者で職域接種をされた方の3回目接種の案内はどうなるのか。

あと、3回目接種の時期は、昨日もお話ありましたが、3月スタートとの認識でよいのか、確認をさせて下さい。

続いて、4点目のほう、公共施設の感染対策ですが、お隣の東近江市さんのよい例があって、以前に生涯学習課長さんに、社会体育施設をご利用の皆様として、体温チェックシートをお渡しさせてもらったことがありました。これは利用前2週間から体調に異常がないかを、利用団体さんごとに渡されて、当日の利用者全員の方の確認をされ、体温を測定記入され、報告されるといった仕組みになっています。よいことは学んだほうがいいと思いますし、今まで大丈夫やったから今さらとか安易に考えておられませんか。日野行政の資質を問われているようにも思います。この点、いかがお考えでしょうか。お聞かせ下さい。

続いて、7点目の高齢者施設従事者の検査への支援について。1回限りの検査で、現時点では接種間隔等により検査をしていく予定がないと言われました。現時点においても、新規入居者のワクチン接種の有無確認や、ワクチン接種を健康上の理由などで接種されていない方の、入所前の検査での陰性証明とかを継続されて確認されているのか。その点を確認させて下さい。

続いて、9点目の特設会場の賃借についての確認です。昨日も奥平議員から話が

出ていましたけども、使用料および賃借料で704万7,000円計上されていますが、何か月分の賃借料を見込まれているのか教えて下さい。それと、昨日も言われていましたけども、わたむきホールを使用した場合、動線が悪かったとかいう話がありました。ほかにはどのような弊害が、わたむきホールの接種では生まれていたのか、お聞かせ下さい。

以上の4点です。

副議長（谷 成隆君） 2番、山本秀喜君の質問に対する答弁を求めます。福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） おはようございます。よろしく願いいたします。山本議員から4点、ご質問を頂きました。

まず、3点目の3回目の接種時期について、接種券について、どのような方にお出しするのかということでございます。まず、接種券のほうにつきましては、2回目を完了された方全員に送るということで通知が来ておりますので、そのようにさせていただきます。

それと、職域接種についてはということでございますが、職域接種につきましても、国のほうから、これから多分、希望を募られるというふうに思いますので、希望されるところには実施されるというところでございます。

あと、時期、3回目の接種時期につきましては、以前ご答弁させていただきましたときには、気候の関係もございますので、できるだけ暖かい時期で、3月ぐらいからというお答えをさせていただいたところでございますけれども、近頃の変異株等々の発生等の状況等もございますので、この辺につきましては、8か月経過が、ちょうど6月7日が2回目接種完了の方の集団接種の最初の日になりますので、その辺から考えますと2月になりますので、その辺に含めまして、今後どのようにまた国から通知が来るのか、若干まだ首相の所信表明演説の終わった後、何も国から通達が来てございませんので、どういう流れになるかはまだちょっと、未定のところがありますけれども、一応、原則8か月後の接種の方向で動かしていただいているというところでございます。

あと、7番目の検査体制ということでございます。高齢者の方の入所者の方につきましては、施設のほうでワクチンの接種をされているかどうかという聞き取りはされているというふうにお伺いをしているところでございます。

続きまして、9番目の会場、特設会場の件でございます。今回の計上で何か月分を計上しているのかということでございますが、年度ということでございますので、3か月の計上をさせていただいているというところでございます。

それと、わたむきホールを会場にさせていただいたときにどのような弊害があるのかということでございます。昨日は、動いていただくための動線が長いというこ

とも申し上げさせていただいたというところでございますが、そのほかと申しますと、やはり、これからわたむきホールは通常の文化活動をされる会場ということでございます。そこをもう丸々、前回のようには押さえさせていただくということもなかなか難しいのかなというふうに思いますし、既にご予約されているところがありますので、その辺、会場をその都度その都度、右から左、左から右へと会場の準備をして、動くということの準備が、すごい準備に手間がかかりますので、そういう意味から含めると、特設会場1本で専念をさせていただきたいなというふうに考えておるところでございます。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま山本議員から再質問を頂戴いたしました。

体育施設におきましての感染対策ということで、先般、議員からは東近江市の体調チェックシートについてを紹介いただきまして、その部分についても見せていただいたという状況でございます。

日野町におきましての感染対策といいますものにつきましては、昨年7月に、当町でも感染が徐々に拡大してきた時点におきまして、学校開放施設の利用団体への代表者の方にお集まりいただきまして、感染対策についての周知徹底をさせていただいたところでございます。この時点ではまだ、昨年のご事情でございますので、まだ感染について分からなかった状況でございますので、徹底した対策という中で、消毒および各利用者の体調チェックというのは、チェックシートなども確認した中で、お示しした中で、やらせていただいているという状況でございます。

また、体育施設を利用される少年少女のミニスポーツ教室につきましても、その後、指導者の方にお集まりいただきまして、感染対策についてを周知徹底させていただいているところでございます。これにつきましては、現時点におきましても、各団体、ミニスポーツ教室につきましては、各団体で当日の体調チェックをされているというふうに理解しております。

もう一度戻りますが、学校開放の代表者の方につきましては、毎月一度、利用の調整会議がございますので、こういった中でも毎月、感染の対策について、消毒液がなくなっていないかとかいう部分についての対策を進めさせていただいているところでございます。

最初、申しました体調チェックシートを紹介いただきました際には、大谷体育館の担当のほうにも共有をさせていただいて、そのことについてを大谷体育館のほうでも知っていただくというふうなことはさせていただいたところでございます。

2番（山本秀喜君） 再々質問1点のみ。使用料、賃借料で3か月分というお話を頂きました。今、計上されているのが704万円なので、1か月230万円ぐらい、計算になるわけなんです、それで正しいでしょうか。

副議長（谷 成隆君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） ただいまご質問いただきました特設会場の使用料でございます。今回、補正で提案させていただきました金額、700万程度ですよということなんですけれども、こちらにつきましては、様々な新規賃借料が入っているのは事実でございます。例えば、待合所のテントであるとか、パーティションやとかパイプ椅子であるとかいうところ辺りもありますし、情報機器についても借り上げをさせていただくところです。ただ、今回、提案させていただきました中で、一番大きなものとしましては特設会場のものがございます。特設会場につきましては、リースの延長分、そして月額38万5,000円ということがあるんですけれども、それに加えて、賃借物件の追加使用分として、本来ですともう少し早くリース料に乗せていくということが求められたところなんですけれども、今回改めて、第1回目、2回目接種開始時に、賃貸借物件の追加使用分として、設置いただいた分についてのリース料を1月から開始する部分について、追加として提案させていただいている分がございます。これにつきましては、内容につきましては、エアコン設備の増設であるとか天井、壁の追加の見直しであるとか、照明、外装などの追加使用を求めたものがございます。本来ですともう少し早く追加をしていくべきであったと思えますけれども、この辺については管理について私の不行き届きがあったというふうには認識しております。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 状況は分かりました。3回目のワクチン接種、日野は集団接種場の運営が必須事項になると思われ。以降も続いていった場合、継続は非常に困難な状況になると思われ、インフルエンザワクチン接種と同様のように、病院や診療所でも接種できる体制づくりを今から考えていく必要があると思っています。

今後、多忙な状況になることが想定されますが、健康には十分留意され、スムーズな接種体制が構築できるよう、よろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、2つ目にいきます。日野製品の生産拡大と地産地消（地商）推進拡大で農業の活性化をについてです。

今年度から向こう10年間の進み行く日野町のあるべき姿を決めた第6次日野町総合計画があり、その中で農業は、農業の持続的発展と農業生産、特産品の振興、地域内消費の推進が掲げられています。農業の持続的発展と言っているものの、出だしから、新型コロナの影響から米価下落の追い打ちが重なり、農業従事者には非常に厳しい状況であることが明確になりました。11月29日には、農業委員会と議員との懇談会が開催され、その中においても厳しい現状の取り巻きを話され、10年先のことではなく、3年先、5年先の計画を立てて進めないといけないと、農業における危機感がひしひしと感じられる状況でした。

このような中ではありますが、地域ではうれしい話題も多く聞くようになりました。わたむきの里福祉会さんから生産されたお米が、西大路でお米作りをされている縁が実を結んで、西大路小学校の給食にそのお米が使われるようになりました。また、平子や西明寺では、地区外の方々が耕作できていなかった田んぼを耕うんし、有機農法でお米や野菜を作られ、地域の人との交流も生まれていると伺いました。さらに学校給食では、子どもたち自ら作った野菜や地域の生産者からの提供も増えていると聞きました。大変喜ばしいと思っています。

私自身においても、稲作の応援や日野菜栽培から出荷に携わる中で、新たに人とのつながりも生まれ、地域の皆さんとの協働がいかに大切かを今、学んでいるところです。

こうした状況から、これからの町の農業振興のキーワードは、住民協働で日野製品の販売も含めた生産拡大と、地産地消（地商）の推進拡大が農業を守る手段ではないかと考えています。

そこで、こうした考えも踏まえ、地域農業の活性化に向け、町が取り組んでいこうとする施策や考えについて、以下のとおり伺います。

1つ目、日野特産品の日野菜、北山茶の生産実績と、加工品を含めた販売実績の推移は。過去3年間。

2つ目、日野米の耕作面積の推移は。過去3年間。

3つ目、現在、日野製品のお米や野菜などの直売所はどこで行っていて、販売総額の推移は。過去3年間。

4つ目、民間も含めて日野製品を販売する直売所など、新たな出店計画はあるのか。

5つ目、住民協働で日野製品の販売も含めた生産拡大と地産地消（地商）の推進拡大を進めていくには、行政担当部署の高い実行力と、部署間の横の連携が最も重要になってくる。加えて住民との協働も不可欠となる。この点で現在、町が進めている施策および事業に何かあるのか。

6点目、前項のことは、第6次総合計画の効果を高める仕組みとして記載されていますが、実施計画での事業が見えてこない。このような連携を踏まえた事業の推進はどのようにしていこうとお考えか。

7点目、北山茶の後継者が課題である。後継者育成への推進は進められているのか。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、住民協働の日野製品の生産拡大と、地産地消についてご質問を頂きました。

まず、日野製品の販売実績でございますが、JAグリーン近江日野東支店の日野

菜加工品の販売実績は、平成30年は1,661万円、令和元年は1,686万円、令和2年は2,251万円でした。北山茶の出荷実績は、平成30年は1万960キログラム、令和元年は1万1,371キログラム、令和2年は1万57キログラムでした。北山茶の加工品の販売実績は、生産者が1名でありお答えできませんが、一番茶から刈下まで、キログラム当たり2,000円前半から800円台となっています。

次に、2点目の日野で生産されている水稻の面積についてでございますが、平成30年度は1,148ヘクタール、令和元年度は1,147ヘクタール、令和2年度は1,154ヘクタールでした。

次に、3点目の日野産品の直売所と販売状況でございますが、主な日野産品の直売所はフレンドマート日野店のインショップで、売上げは平成30年度で2,907万円、令和元年度で2,742万円、令和2年度で3,090万円でした。

次に、4点目の直売所などの新たな出店計画についてでございますが、現時点で具体的に申し上げられる計画はございませんが、最近では農業を通じて日野を盛り上げたいという前向きな相談もあると聞いております。

次に、5点目の日野産品の生産拡大と地産地消の推進における施策についてでございますが、米や野菜の生産振興や助成において、JAと行政が連携し現地研修などを実施しているとともに、学校給食に地産地消の取組を進めており、今後も推進していきたいと考えております。

次に、6点目の第6次日野町総合計画の実施計画における事業についてでございますが、野菜の生産振興や土づくりなどにおいて、補助金制度等、継続した施策を進めるとともに、新規就農者への支援に取り組んでいるところでございます。

最後に、北山茶の後継者育成についてでございますが、北山において町内の生産者が1人となっている状況から、これまで地域おこし協力隊の活用を考え、平成29年度に2回にわたり募集しましたが、応募がなく、それ以降は生産者のほうで滋賀県農林業担い手育成基金へ第三者承継の登録をされましたが、マッチングには至っておりませんでした。お茶に限らず後継者の課題は、町全体の課題でもあります。現在、新年度に向け施策を検討しているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問は3つです。

4点目の直売所など新たな出店計画は、私も農業を通じて日野を盛り上げたいと前向きな動きがあると聞いています。お話もお伺いさせていただきました。行政としても地域としてもそのような日野を盛り上げたいという方を、やっぱり全面的にサポートしていく体制が必要だと思っています。行政サイドから、サポートできる方法として何かしらあるのでしょうか。あるならば、教えていただきたいと思いません。

5点目の日野製品の生産拡大と地産地消、6点目の第6次日野町総合計画の実施計画とはリンクしていると思います。今回、進める上で、ポイントがここにあるのではと思っています。ここでは、第6次日野町総合計画の実施計画における事業で、補助金や新規就農者の支援を望んでいるものではございません。地産地消の取組で、野菜生産者の方が学校給食への提供を、今、JAさんが橋渡し役になって、一緒になって支援してもらっていることは大いに評価したいと思っています。このような連携した仕組みが重要なんです。米勇さんやJA日野東支店では、日野製品のお米を販売されています。もっと何らかの方法で日野製品の販売や使用をできればよいなと考えています。

そこで、1つ提案なんです、日野町の企業さんの食堂、私も以前、工業団地に勤めていましたので、食堂がございました。その食堂で食べるお米はどこの産地のお米を使われているのかご存じでしょうか。できるならおいしい日野産のお米を食べてもらいたいという1つのアイデアだとは思いますが、いかがでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

もう1つ、地域の方が有機農法でお米や野菜を栽培され、イベントなどを通じて販売されています。よい取組だと思っています。一足飛びにはいきませんが、学校給食でのオーガニック化を進めるのも日野町に注目を集める題材だと思っています。滋賀県においても、滋賀県産の小麦を使ったパンを給食に提供していくという動きも見られてきました。こういった動きは今後も加速していくと考えていますが、町の考えを伺っておきたいと思っています。

7点目の北山茶の後継者の問題、11月29日の農業委員会との懇談会において当人が来られていましたが、非常に難しい課題だと言われていました。私自身も何かよいアイデアはないかと考えているわけなんです、お茶とほかの生産物とも組み入れた協働、グループでの生産体制の構築が必要ではないかと思うのです。単純に考えることはできないんですが、1つの営農組織さんがお茶にも参入していただいてというアイデアが浮かんだんですが、こういった考えはいかがでしょう。この点、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山本議員より何点か再質問いただきました。

まず、1点目の直売所の件でございます。議員も聞いておられますように、農林課の窓口にもご相談に来ていただいています。それにつきましては、今のところ、町としては土地の関係ということで、許認可関係でご指導をさせていただいたというところでございます。補助金等で活用されるというようなご計画でございましたが、それは農林の予算ではなくて、別のところからの補助金を活用されるというようなご計画で、何度かご相談に来ていただいていたというところでございます。

今後そういった部分で、運営の中で生産者さん、計画されていることが、直売所とか総菜とかいろいろなことを言っておられたので、その計画に沿った内容、お聞きする中で、農家さんの紹介とか、いろいろな部分でサポートできるのかなというふうに思っております。

それから、地域との連携なんかで、地域の農産物を広く拡大していこうというようなお話でございました。議員おっしゃっていただきましたように、学校給食については本当に、JAさんが非常に協力的になっていただいて、うまく一月の学校給食のメニューから生産者を引き上げていただいて、納品できる方を選んでいただいているという取組、本当にありがたいなと思っております。

その中で、実は企業さんも、JAさんも受注を受けているというか、相談を受けておられまして、大きいところでいいますとダイフクさんですけれども、野菜なんかを使いたいということで、実際、農家さんにお声かけされて、日野町の農家さんの野菜がダイフクさんに届けられているというところでございます。

お米とかですと、実は大規模農家さんが日野町もたくさんおられまして、直接その農家さんが結びつきで納品されている方もおられまして、ちょっとつかんではないんですけれども、直接取引をされている方も聞いているというところでございます。

それから、有機農業についてでございます。これにつきましては、いろいろ学校給食で取り組めないかというようなお声も頂いております、併せて国のほうがみどり戦略ということで、オーガニックを進めていこうという動きでございます。滋賀県も同調して動かれております。なかなか、その動きに対しまして日野町はどうかといいますと、なかなか、オーガニックというと、これまでの観光的な栽培から、やはり物すごく大転換していかないといけないということで、なかなか新たな生産者でないと、自らの今の農業を、形を変えていくということは非常に難しいなというような課題を思っております。ただ、町内でも取り組みたいという思いの方がおられまして、今後、そういった方といろいろな勉強会から始めていけへんかなというようなことを、今、考えているというところでございます。

あと、北山茶の件でございます。これまでいろいろ、ご本人さんも当然、ご努力されて、後継者を探しておられたというようなところでございます。今はふるさと納税の産品として1点、北山茶を挙げていただいている部分で、少し別のルートで申込み等受けていただいて、荒茶をそのまま販売でなくて、商品として販売もできてきているというようなところで、少し幅が増えてきたのかなというところでございます。新商品の開発等もいろいろ、紅茶なんかの開発もされて、非常に努力いただいていたというところでございます。

これを、別の意味で、もっと違う団体でというようなご提案でございますけれど

も、なかなか難しいところは、加工まで一貫してやられるというところで、今、農家さんの工場が自宅の横になっておりますので、そことの、うまくどういった連携を取っていくのかとか、新たに施設を建てると1億以上かかってしまうという施設になりますので、作業受託という形でそういうふうなことができるのかというところも課題かなと思いますし、日野町の場合、水稻とお茶、ちょうど作業が、ちょうど時期が同じ時期になりまして、競合というか、なかなか作業手間が水稻とかぶるというところで難しいところがございます。

ただ、引き続き、事業としての承継について、いろいろ、他課との連携等もさせていただいて、進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今、いろいろお話を聞かせていただきました。既にダイフクさんが野菜やとかお米を、日野産の物を使って食べていただいていると。非常によい試みやなというふうに思っています。ほかの企業さんでも、食堂のある会社さん、ありますので、またうまく回っていくなれば、横との連携も、お米もできるなら一旦米勇さんなり商店を通して、JAさんの商店を通すと、地商にもつながっていくよい経済循環が生まれるのではないかと思っています。

そうすると、ちょっと、若干お米の単価が上昇するというか、異なるかもわかりませんが、これは日野産米のおいしいお米だというお米の価値をプラスアルファしていただくという考え方でいけばよいなど。これはもう、私の思いでございますので、質問は以上にしておきます。今後ともそういうふうな拡大を努めていただけるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、3点目に行きます。大谷公園の施設整備と管理運営についてに行きます。

年少期から始めるスポーツや運動は、大人になってからの生涯スポーツとして心身の健康と体力の増進が図られていくことはもちろんのこと、健全で心身へのたくましさを備えていく青少年の育成には欠かせない道しるべです。日野町には大谷公園がスポーツ施設として集約され、多岐にわたり設置されていますが、スポーツニーズの変化に対応できていないように思うのです。グラウンドゴルフ場のように整備が進んだ施設があるものの、休止しているプールが見られ、東京オリンピックで話題になったスケートボードやボルダリングなどの新しい競技の施設は何ら存在していません。お子さんから若い世代が利用できる、今のニーズに合う施設は、残念ながら何もないんです。

さらには、現施設は貸出しが中心であり、地元住民の方々やお子様連れが気軽に寄り添える遊び場やお散歩・ジョギングできるコースもなく、スポーツ振興を進めるには物足りなさを感じる施設になっているのではと感じています。

そこで、大谷公園の存在価値を高め、魅力ある施設と運用管理面の改善で、スポ

一ツを通じても活気あるまちづくりを進めなければならないと考えています。ただ、施設整備に関しては、多額のコストと管理費用負担がかかることが想定されていますので、日野町スポーツ協会やスポーツ関係団体との協議も重ね、5W1H、ビジネスの基本、いつどこで誰が何をなぜどうしてを決めて、町の実施計画に落とし込んでいく必要があると考えています。

私は、議員の1年目、9月定例会の一般質問で、大谷公園施設の長寿命化対策で、プール施設の在り方を質問し、2年目の9月定例会にも、プール施設をどのようにしていくのかと質問しています。中西議員からも、大谷公園プールのことを心配され、何回か質問されていましたが、いまだなしのつぶてで、残念な思いをしています。以下、施設の在り方も含め、整備への取組、運用管理の見直しも必要であると考え、以下のとおり質問いたします。

1つ目、野球場、2025年に開催される国民スポーツ大会により、2022年に修繕される運びですが、その実施内容は。

2点目、屋外トイレや器具庫などの付帯設備の改善も進める必要があると考えるが、どうか。

3点目、大谷公園プールは、令和2年9月定例会の一般質問答弁で、公園施設の運営や住民ニーズを踏まえ、国庫補助など、財源確保も含めて方針の決定をしていくとされていたが、現時点の状況はどうか。

4点目、時代や世代のニーズに合った施設、設備の新設は検討されているのか。

5点目、スポーツ振興に体育指導員の常駐は欠かせないと考える。過去には大谷体育館に指導員がおられたと聞く。指導員配置の考えはあるのか。

6点目、各種団体が使用される大谷体育館のコロナ対策は万全とは言い難い。感染対策に抜かりはないか。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） 大谷公園の施設整備、管理運営についてご質問を頂きました。

1点目の野球場の改修内容ですが、本部席の改築、フェンス・側溝のラバー化、ファールポールの改築、バックネットのネット取替え、ダッグアウト前のフェンス設置および塗装替え、観覧スペースである盛土スタンドの改修、ブルペンの設置、内野グラウンドの暗渠改修等を予定をしております。

次に、2点目の屋外トイレや器具庫などの付帯設備の改善ですが、本部席の改築に併せて改修することとしております。

次に、3点目の大谷公園プールの方針および4点目の時代や世代のニーズに合った施設整備の検討でございますが、プールにつきましては、近隣市町に温水プールが存在することや、集客のための設備投資および運営面での課題等、真にプールが必要か否かの検証をした結果、現段階では改修や新設をすることは考えておりませ

ん。時代や世代のニーズに合った施設整備の検討につきましては、プールの跡地整備を含めて、現有の施設を維持する中で、適正に管理運営ができる範囲で、対応に努めたいと考えます。

次に、6点目の大谷体育館のコロナ対策ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用者の体温測定、感染防止対策に関する同意書の提出、施設内の消毒など、可能な範囲で対応しているところです。緊急事態宣言や蔓延防止措置期間には、施設ごとに利用者数の制限や対象地域の利用制限などにより、感染対策に努めてきたところです。対策が万全とは言い難いとのこと指摘につきましては真摯に受け止め、現体制下で工夫をしながら今後も感染対策に努めてまいります。

5点目につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

副議長（谷 成隆君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 5点目の大谷公園体育館への体育指導員の配置につきましては、昭和56年、第36回国民体育大会開催後、昭和57年度から平成5年度まで指導員として配置した後、平成16年度まではスポーツ振興と体育協会事務を行う職員を配置する等してきたところです。現在は、これらの業務を大谷公園体育館内から教育委員会事務局内に移し、各種の申込みやスポーツ関係の相談等を役場で行い、事業については体育館等の施設で行うこととして、スポーツの振興を図っているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問といたしまして、まずスポーツ施設について、第6次総合計画策定に係る住民意識調査の評価では、日野町は交通の便について2番目によくないということが上がっていることを、まず認識されておられるのか。これを生涯学習課長にお聞きしたいと思います。

続いて、各項目についての再質問に移ります。

1点目については、野球場の改修工事の期間はいつから予定されているのか、完了予定はいつぐらいなのか、教えて下さい。

2点目の屋外トイレ、実際2か所あるんですが、2か所とも改修される予定なのかの点もお聞きしておきます。

続いて、3点目の大谷公園プールについては、行政サイドでは改修や新設することは考えていないと、ここで明言されました。設備投資や運用面で課題があるためだと言われました。私が問題視するのは、ここまで至った経緯です。プールに対する住民の皆さんのニーズは確認されたのでしょうか。スポーツ協会の会長さんや理事さん、水泳部もあると聞いています。その方々には相談や、もうやめならやめということを話してこられたのか。まず、この点を確認させて下さい。

4点目の時代や世代に合ったスポーツニーズですが、スケートボード場やボルダ

リングは考えられませんか。私ごとではあり、ちょっと申し訳ないんですが、孫が通っている子ども園には、子ども用のボルダリングが設置されていました。興味があっただけか、今は命綱をつけてヘルメットをかぶって、ちょっと大きな高さのあるボルダリングに挑戦しているのです。ちょっとしたきっかけづくりが必要で、小さな施設でもよいと思うのです。何をしていたらよいのかを考えて、決めて、実施計画に落とし込んでいくことが必要だと思っています。いかがでしょうか。

5点目では、今は教育委員会事務局でスポーツ振興しているとのことですが、そうしたことから、大谷公園内事務所での職員さんは、今はどのような職務をされているのでしょうか。お聞きします。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま山本議員から、何点かの点につきまして再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目につきまして、6次の総合計画の中での意識調査の中で、スポーツの施設面での整備がよくないという結果が出ているということでございます。確かに、このことについては重く受け止めていただいておりますのでございます。スポーツの振興につきましては、教育委員会生涯学習課のほうで分掌をさせていただいているという状況の中でございますので、全ての住民の方々に適切にスポーツを楽しんでいただくということが我々の課の職務であるというふうには感じておりますので、できる限りこういった面につきまして投げかけていくことが必要であると、住民の皆さんの声を今後もより以上に聞きながら進めていくことが必要であると考えております。

現時点におきましては、なかなかそういったことが、大きな部分、財政負担の部分とかいったことの中で、進めにくいというところでございますので、ソフト面において、教室などを充実していくことで何とか進めていきたい、いけないかなというふうなことを考えているところでございます。

次に、3点目のプールの部分につきまして、住民の方々のニーズなどは聞いているかという部分につきましては、まず、スポーツ協会には水泳部が現時点で存在しております。ただ、プールも日野町内にないということで、個人競技でもございますので、町外のプールなどを利用されているというふうに聞かせてもらっております。部長さんともお話をさせていただき部分がございましてけれども、現時点では、部としての活動がなかなかできにくいというふうな状況もあるというふうなことを聞かせていただいております。

また、そのほかの水泳に関する関係者の方といいますと、以前は水泳教室をさせていただいておりますので、こういったところの指導者の方々ともお話しさせていただくというところでございます。コロナ禍におきまして水泳教室が、以前は学

校プールも使って教室をさせていただいたこともあるわけでございますけれども、こういったこともなかなかできない状況でございます、お話をさせていただく機会が減っているという状況ではございますけれども、お出会いした場合につきましては、現時点で大谷のプールの状況とか、それが休止に至った状況などを説明させていただいているといったところでございます。

こういった中におきまして、スポーツ協会のほうからは、先日、日野町のスポーツの振興に関する提案書といいますものを頂戴いたしました。町長、教育長に対しまして提案があったというところでございます、これはハード面の部分での提案だけではございませんで、ソフトの部分で、振興に関わる部分につきましても幾つかの提案を頂いたというところでございます。確かに、議員おっしゃいますように、大谷公園でのウォーキングなどもなかなかできにくいというところで、そういった部分での整備など、それから大谷公園につきましては、施設整備だけでなく機能強化の部分についても、スポーツの拠点にというふうな趣旨でご提案を頂いているというところでございます。

それから、もう1点、大きくプールのことにつきましてもこの中にはうたっていただいております、近隣施設の状況を参考に、今後の方向性を早急に決定することが必要というふうなご意見を、我々が内部で協議をしている中において、こういったご意見も頂いたというところでございます。こういう中で、ご意見を頂戴する中で、内部におきましても検討を進めさせていただいたというところでございますので、この点につきまして、よろしくお願いいたします。

それから、4点目につきまして、スケートボード、ボルダリングにつきましての検討はというところでございます。スケートボードにつきましては、オリンピックの競技になったと、ボルダリングもそうですけれども競技になったということで、若い方たちの関心も高まっているというふうに感じているところでございます。まさにスケートボードにつきましては、役場周辺の空き地、駐車場といったところ、それから、そのほか住宅地のすぐ近くでの小さな空き地におきましても、若い方たちがスケートボードを楽しんでおられるというふうな状況もよく目にするところでございます。

スケートボードにつきましては、町のほうへもする場所の確保はできないかというふうなご意見、ご要望も頂くことがございます。できるならばそういう安全にできる場所も、町の空き地などで提供できないかということをお話しさせてもらったことがあるんですけれども、町なかにおきまして、こういった部分をさせていただこうと思いますと、音の問題ですとかいったことで、なかなかよい場所がないというところがございます。また、郊外、ちょっと離れたところになりますと、若者の方々は交通手段をお持ちでないということで、なかなかその場所まで行っていた

だくことができにくいということで、なかなか遠い場所には難しいというところで、適地が現時点ではないというところで、近隣の舗装された空き地などを利用されていることが多いのではないかなというふうに考えております。

また、ボルダリングにつきましては、国民スポーツ大会で竜王町が会場になるというふうに決定しておりまして、竜王町のほうではそういった会場の設置なども検討されているというふうに聞かせていただいておりますけれども、何せ設備が必要ということでございますので、町におきまして、現時点ではそういったものについての検討については進めることができていないという状況でございます。

あと、また施設面のことにつきましては、建設計画課のほうから回答をさせていただきたいと思っております。

副議長（谷 成隆君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 施設関係で、野球場の改修は、工事はいつするのかということと、あと、屋外トイレについては、今、テニスコートの横と駐車場にございます。2か所も含めて改修するのかということでございます。

まず、野球場の改修でございますが、今年度設計のほうを行っております。整備については令和4年度、来年度に予定をしておるんですけども、利用の関係等ございますので、使用を止めんならん絡みもございまして、その辺についての時期的なことについては、もう少しその辺と調整をしながら決定していきたいというふうに思います。

それから、トイレの改修でございますが、今回、野球場の本部席の改築をする関係で、本部席に今ありますトイレ、男女分かれていないトイレなんですけれども、このトイレについてはそれぞれ男子トイレ、女子トイレということと、それから多目的トイレということで整備はするんですけども、現在ありますテニスコートの横、それから駐車場のトイレにつきましては、順次洋式化等を進めておりますので、今回新たに改装するという計画は、今、しておりません。

それから、前回スポーツ協会さん等からも要望いただいております体育館のいわゆるウォーキング等に使われている周辺の照明の関係です。これにつきましても、長寿命化の関係で順次、公園の街灯等の改修もしていきますので、周遊コースについては、その時点で照明のほうも新たに設置して、ウォーキングなりジョギングに対応していただけるような対応をしていきたいというふうに考えます。

失礼しました。答弁漏れがございました。今の体育館の職員体制でございますが、8時半から5時15分、いわゆる役場でいうところの時間なんですけど、その時間については会計年度職員2名が常駐をしております。公園管理、それから使用の受付等の業務を行っております。夜間につきましては、利用者の受付ということで、今現在、管理委託をしております業者のほうから受付事務ということで2名が、そ

れも10時までそこで業務をしているということになりますので、夜間の分については、今、業者委託の中で対応しているというのが現状でございます。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再々質問をちょっと3点させていただきます。

まず、大谷公園プールについて、休止に至った説明はしているという報告を今、受けました。ここで聞きたいのは、改修や新設ももうしないということを説明するかということなんです。もう休止するのもしゃあないなと思ってはおられます。そやけども、今後どうするんやって、それを。その説明をしているかというところを聞かせていただきたい。それが1点目。

次、2つ目は、ちょっとややこしい言い方をしましたが、4点目の時代や世代に合ったスポーツニーズの件で、スケートボードは適地が、市街地なんかはそら無理ですわ。よいところがありますやろ。今の大谷公園のプールのあるところ。あそこやったら騒音も大丈夫やと思うし、いろいろ考えられると思います。そういうことを言っています。そんな、ボルダリングも大きな立派な施設を望んでいません。さっき言いました、私の孫がちっちゃいボルダリングから遊んで、今はほかのところへ行ってちょっと挑戦するというような、ちょっときっかけづくりが何らかの形、スケートボードでもこんな大きなことを望む必要がないと。何らか子どもさんたちが興味を持つきっかけづくりの場所、そういうところを提供してあげたらいいな、そんな思いなので、そんな高額なお金をかけてということではなしに、できることからやればよいと思っていますので、そういうところのお考えでいいので、聞かせていただけたらと思います。これは生涯学習やから教育長にお聞きましょうか。

私はこの質問で、施設整備に関しては多額のコストと管理費用負担がかかることを承知した上で、日野町スポーツ協会がスポーツ関係団体などとの協議も重ね、先ほど言いましたビジネスの基本、5W1Hで物事も進めなければならないと言わせていただきました。プールの改修をしない、新設もしないということも、議論して進めてほしかったのです。その議論の中で、日野町にはプールがないのなら、ほかの市町の施設に行って使うしかないという話が出て、そうしたら支援も必要や、町は費用支援も含めて検討していくといった流れになっていくと思うんです。

時代や世代のニーズに合ったスポーツ施設も何がよいのか。どうしたら住民意識調査が改善されるのか。第6次の総合計画にもスポーツ活動の充実が書かれていますので、何らかのアクションが必要ではと考えています。

さらには、2025年には滋賀県で国民スポーツ大会が開催されるんです。また町長、お若いですから、若い方のお声やお子さんのニーズはよくお分かりだと思います。教育長、町長がタッグを組んで、スポーツ振興に若い方、お子さんのニーズを取り込むことは考えられないのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

また、国民スポーツ大会に向けて、要は体育指導員の強化というものにも取り組めないか。そういう点をお考えで結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 再々質問を頂戴いたしました。

まず、最初の2つにつきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思いません。

まず、1点目のプールの休止の後の、改修しないということにつきまして説明がされているかということをございますけれども、このことにつきましては、近々、こういった形でご質問等を頂戴いたしまして、内部での調整をさせていただいたというところをございます。正式な形で、スポーツ協会など団体についての説明については、現時点ではできていないという状況をございます。

次に、スポーツニーズに応じて、きっかけづくりということで、スケートボード施設についてをプールの跡地でどうかということ、それからボルダリングにつきましても、きっかけづくりのために小さな施設をとというふうなご提案を頂いたというところをございます。

様々、いろいろなスポーツが存在する中でございますので、今、頂戴いたしましたご提案につきましても、今後、住民の方々のスポーツの認知度がどういった形であるかということも聞かせていただきながら、検討を進めていきたいなというふうに考えております。

副議長（谷 成隆君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 山本議員から再々質問を頂きましたので、教育長の思いということで、答弁をさせていただきたいと思いません。

いつでもどこでもいつまでもというふうなスポーツを推進していくということは、大変大きな課題であるというふうに考えています。生涯スポーツを振興するにおいても、競技スポーツを振興するにおいても、大変、町にとって重要な柱になるというふうに感じています。子どもの頃からスポーツを育成して、スポーツのよさを子どもたちに感じさせて、生涯にわたってスポーツを愛していくというふうな町であってほしいというふうに私は感じています。

そうした中で、大谷プールの跡地利用というふうなことについてもご意見を頂いたところをございますけれども、11月の終わりに開催しました青少年育成町民会議の意見発表の中でも、西大路小学校の子どもたちが、スケートボードをできるような場所を近くに造ってほしいというふうな声も、子どもたちの声として頂いたところをございます。

スケートボード場を造る、造らないというふうなことは別にして、大谷公園の周辺をスポーツの拠点として、町の拠点として、みんなで考えて、みんなで作くり上

げて、さらに盛り上げていくというふうなところになってくれればいいなというふうな思いでいっぱいでございます。そのためには、町民の皆さんのいろいろな声をお聞きしながら、みんなでその構想をつくり上げていくというふうな、そういう心意気を、私も確かめさせてもらったというふうなところでございますので、大切に受け止めていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 力強いご答弁ありがとうございます。スポーツ協会から提案書も出ているとのこと、またぜひ、スポーツにも町としてももう少しお金と人をかけてもいいのではないかと考えています。助成金なども検討していただいて、前向きに取り組んでいただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、4点目に移ります。学童保育所の入所見込みと、施設整備についてです。

令和元年10月より実施された保育の無償化により、保育園やこども園に入園される方が増え、この傾向が学童保育所まで表れているのが現状となっており、今年3月定例会においても一般質問で、待機児童が出るのではないかと心配し、確認して行きました。加えて今年度、9月定例会の質疑、決算委員会においても、学童施設への入所定員オーバーによる施設整備への考えを問いただして行きました。待ったなしの状況であると判断しましたので、今定例会においても、以下の点について伺います。

1つ目、各学童施設の令和4年度、5年度の入所見込みの算定状況はいかがか。

2、算定状況により待機児童が出る学童保育施設はあるのか。

3点目、特に心配しているところが日野学童保育所ヒノキオ、定員200名、必佐学童保育所太陽の子、定員120名、南比都佐学童保育所ぴっこ、定員35名であります。それぞれの施設整備の予定はあるのか。

4点目、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準、特に設備の基準、現状、専用区域の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないに関して、改正情報はあるのか。見直された場合、施設整備に対して考慮しておく必要があるため、確認しておきたい。

5点目、各地区放課後児童支援員の確保状況が思わしくないと聞く。支援員の定員に対して不足が生じているのか。

以上、質問いたします。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） 学童保育所の現状と今後についてご質問を頂きました。

まず、1点目の入所見込み数ですが、特定非営利活動法人日野学童保育の入所申込みによると、令和4年度については、学童保育所全体で470名程度の利用申込みがあり、入所に向けて準備をしていると聞いております。また、令和5年度の利用

見込み数は、法人が保護者に向けて実施した入所希望アンケートによると、500名程度になると聞いております。

次に、2点目の待機児童については、法人のご対応により令和4年度の待機児童はないと認識をしております。

次に、3点目の施設整備の予定についてですが、町と法人において施設の在り方について研究を進めています。その中で優先順位をつけ、まずは必佐学童保育所太陽の子の増床が必要であると考えております。併せて建築に係る国庫補助金の調整が整いましたら、建築に取りかかれるよう準備を進めてまいります。南比都佐学童保育所ぴっこについては、社会福祉法人日野友愛会が運営する特別養護老人ホーム誉の松の一部を使わせていただいておりますが、法人のご厚意により、今年度から占用面積を増やしていただきました。ご厚意に対し、大変感謝するところです。日野学童保育所ヒノキオについて、今後の児童数、利用状況等を注視していきます。また、今後の公共交通の見直しに併せて、学童保育利用者数の増減については、その動向を注視してまいります。

次に、4点目の制度改正については、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準について、現在のところ制度の改正等の情報は確認しておりませんが、今後も国等の動向に注視してまいります。

次に、5点目の支援員の定数については、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準の定数を満たしております。今後も必要に応じて支援員の募集を行い、安心安全な放課後の児童健全育成事業に努めてまいります。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問をいたします。入所見込みから、令和4年度の待機児童は出ないということで、ひとまず安心をさせていただきましたが、子どもたちの放課後の生活の場として考えた場合、1つの教室で40名が妥当な人数であるとも、学童関係者の方から伺いました。ただ、現状から察すれば、現状の人員がやむを得ないというふうに判断していますので、令和4年度は満たしているということで、令和5年度入所見込みが、今、500名ということで、待ったなしの状況だと思います。待ったなしの施設が必佐学童保育所太陽の子です。そのことを伺いたいと思います。

国庫補助金の調整はいつまでにやろうとしているのか。施設建設はいつから始めるような形で、今、進めておられるのか。また目標があるなら教えて下さい。施設建設の場所や仕様など、既に決めていっているのか、併せて教えていただきたいと思っております。

それと、先ほど施設整備の報告の際に、今後の公共交通の見直しに併せて学童保育利用者数の増減が見られてくるとの話が出てきましたが、これは何を意図としているのかちょっと分かりませんので、教えていただきたいと思っております。

以上、2点です。

副議長（谷 成隆君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま山本議員から再質問を頂きました。

まず、必佐学童保育所太陽の子の国庫補助金の調整についてご質問いただきました。この学童のほうの調整につきましては、国・県の交付金を予定をしておりますので、まず、交付金の申請を今、県を通じて上げていっておるところでございます。その調整がつかましたら、令和4年度に設計業務を発注できる予算を要求していきまして、その後、令和5年度の当初といたしますか、速やかな時期に入札執行を行いまして、できましたら1学期が終わって夏休みとかいったタイミングから、新たに入所ができるような形にできればいいなというふうに考えております。

それと、場所についてでございますが、なかなかあの辺りも非常に、小学校の隣でございますので、小学校の敷地も決して大きくないというところでございますので、今のところは、法人さんといろいろと詰めてはおるんですが、施設の中で何とか3つ目の建物ができないかということで、今、調整をさせていただいております。

仕様につきましては、設計を見て、土地に見合う形で、収容人数をどれくらい確保するのかということも含め、それに見合う仕様を考えていきたいというふうに思っています。

それと、公共交通の見直しに合わせてということの文言、どういうことかということでございますが、今、町のほうで、公共交通網の見直しを積極的にしておりますので、できるだけ学童保育を頼らずにといたしますか、家庭の状況に合わせて、公共交通の便が放課後の児童の下校時間に合わせてある場合は、バス等を利用して家に帰れるお子さんは家で、在宅で放課後を過ごしていただけるような環境も同時に考えていかなければならないということで、それはまだこれから検討でございますので、果たしてどれくらい保護者の方のニーズがあるのか、その辺も考えながら検討をしていくという意味でございますので、よろしく願いいたします。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 明確な回答ありがとうございます。子どもの放課後の大切な生活の場所でございますので、少しでも早い着工が望まれると思います。よろしくお願いしたいと思います。

最後、5点目の質問に移ります。日野町森林空間活用施設グリム冒険の森の指定管理者の指定について質問をしていきます。

12月定例会開会日初日に日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についての提案があり、今年度末に、現在指定管理になっている熊野ワークス企業組合が終了され、令和4年度から熊野企業組合が指定管理の団体になる旨の提案がなされました。同じ熊野地区の中で新たに出発されることは、地区の活性化に寄与でき、喜

ばしいことではありますが、事実上、再出発するとした見方とも取れてしまいます。未永く熊野地区をはじめ携わっていただくスタッフの皆さんとともに、豊かな森林を活用した潤いと安らぎのある場所として盛り立ててほしいと願っています。そこで今回、選定に至った経緯等をお伺いします。

1つ目、今回、熊野ワークス企業組合が終了され、公募により熊野企業組合1社が応募、施設指定管理者選定委員会による指定管理者候補者の選定で熊野企業組合に至った経緯を教えてください。

2点目、指定管理者となる団体が変更になることから、どのような形で資産確認と移動、資金確認と移動をされていくのか、教えてください。

3つ目、同じ熊野地区の中で、事実上、再出発されることになるが、熊野ワークス企業組合が終了されることに至った要因を改善していく必要があると考えています。熊野企業組合の意向、考えはどうだったのか、施設指定管理者選定委員会からの意見はどうであったのか、教えてください。

4点目、今回、12月定例会の補正予算（第7号）で、債務負担行為補正で、日野町森林空間活用施設指定管理料、期間、令和4年度から令和7年度まで、限度額3,690万8,000円が上げられている。年間になると922万7,000円が指定管理料になります。平成29年度から令和3年度の5年間を指定管理された熊野ワークス企業組合の年間の指定管理料は、年間それぞれ617万円となっております。今回、指定管理料が大幅にアップされている要因は何なのか。

5点目、今回、指定する期間が4年間となっている。従来は5年間であった。変更の理由を教えてください。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野町森林空間活用施設の指定管理者の選定に至った経緯等についてご質問を頂きました。

まず、指定管理者の公募から選定に至った経緯でございますが、現指定管理者が、令和2年の総会において指定管理の終了と解散の決定をされたことを受け、第1回の選定委員会では公募を行うことと決定し、10月15日まで募集を行ってまいりました。第2回の選定委員会においては、応募があった1社からプレゼンテーションを受け、仕様に基づいた運営がいただけると判断し、候補者として決定を頂きました。

次に、2点目の資産や資金の確認と移動についてでございますが、資産は備品管理台帳を基に、町の資産と現指定管理者の資産を区分し引継ぎをいたします。資金については、現指定管理者は合併ではなく解散となりますので、法に基づき清算されることとなります。

次に、3点目の熊野企業組合の運営に係る考えや選定委員会での意見でございますが、まず、現指定管理者が解散を決定された大きな要因は、構成員の高齢化等も

あり、中小企業等協同組合法に定める組合員の従事比率2分の1の規定を満たせなくなったことにあります。プレゼンテーションでは、地域に立脚した施設の長期間にわたる運営を目指す方針を示されるとともに、近隣施設との連携等について説明がありました。選定委員からは、組合員の高齢化という課題と長期的なビジョンなどについて質問があり、町のイベント等への参画や連携により、地域の理解や協力を得られるように取り組むことや、町民の方へ広く人材を求めていき、長期的に継続できる体制を整え、運営を行っていくと回答がありました。

次に、4点目の指定管理料が増額されている要因についてでございますが、指定管理料の算定にあたっては、施設運営の過去3年の歳入歳出平均額を基にしていますが、現在自主運営されているフリーサイトやAC電源サイトを除き、町の施設単独で運営した場合に割戻し算定をしているため、仕様書の標準経費が増額となっております。また、その他の要因として、消費税の増税分や最低賃金の増額、施設の老朽化等に伴う修繕費の増額がございます。

次に、5点目の今回の指定管理期間についてでございますが、これまで5年ごとの指定管理期間としておりましたが、森林空間活用施設の土地のほとんどは熊野地区の方であり、現在、町と賃貸借契約を結んでいます。この契約が令和8年3月31日までとなっているため、今回の指定管理期間に関しては4年間と設定をいたしました。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問は、2点目の資産に関して、町の資産として管理者の資産管理区分の最終確認はいつまでにしようと、3月末がマックスになるわけなんです。そういった資産のお互いのチェックはいつまでにしようと考えているのか、教えていただきたいと思います。

それと、4点目の指定管理料の件、町の施設単独で運営に割戻し算定し、仕様書の標準経費が増額になった部分とその他の要因部分があると、今、お聞かせ願いました。それら標準経費の増額部分とその他の部分がどれぐらいの割合を持つのかの点を確認させていただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 山本議員より再質問2点いただきました。

まず、資産の確認についてでございます。

まず、町の備品等につきましては、もう昨年うちに再度、確認を終えておりまして、台帳がきちっとできているというところでございます。今議会が終わりまして承認されますと、指定管理者と12月、本年中に協定を結ぼうということを考えております。それが終わりましたら、あと、本来ですと現在の指定管理者と新しい指

定管理者が引継ぎが3月までにされるというところで、その前段で、まずは台帳を突き合わせというような作業を年明けからさせていただこうと思っております。

今回、指定管理料が引上げになったという点でございます。独自で運営されておられるフリーサイト、AC電源サイト等がございまして、その他、その利用に関する方々においてはいろいろ共用する部分もあるというところで、なかなかその共用部分が、区分けが難しいんですけれども、これまでは同じ指定管理者がずっと15年間来られておりましたので、一定、2割程度が共用部分ということで差引きをさせていただいていた。それを今回、公募でございましたので、単独運営でフリーサイトやAC電源サイトが利用されないということで、町の施設だけで公募をいたしましたので、その分をオンして割り戻して、指定管理料標準経費として、させていただいたと。今回、新たに引き継ぐというような形の指定管理者になるわけでございますので、今後、12月中に指定管理業務を含めまして協定を交わしていくという作業に入っていくというところでございます。

副議長（谷 成隆君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） これについてはもう、再々質問はいたしません。

今回、再出発されるにあたり、地域に立脚した施設の長期間にわたる運営方針と近隣施設との連携も、当事者のほうから示されていることを伺いました。また、選考委員からの説明においても、町民の方へ広く人材を求めていき、長期的に継続できる体制を整えていくということ、また回答されていますので、持続的に成果の上がる運営に期待をしていきたいと思っております。より、熊野地区も含めにぎやかな環境ができればよいなということをお願いをしまして、私の質問を終わりにします。

副議長（谷 成隆君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

—休憩 10時38分—

—再開 10時50分—

副議長（谷 成隆君） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を許可します。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私からは大きく2項目につきまして、通告に従いまして、一問一答方式にてお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目ですが、文化芸術・伝統行事の保護と伝承についてお尋ねいたします。

古き昔より、文化芸術は私たちの生活に潤いをもたらし、人と人をつなぎ、地域の活力を生み、人々を支える役割を發揮してまいりましたが、それはコロナ禍においても変わることはございません。町民一人ひとりが文化財の宝庫と言われる日野

町で暮らせることを誇りに思い、コロナ禍で疲弊した我が町に力と勢いを与えるため、今こそ文化芸術に光を当てるべきと考えます。この件について当局の見解を伺います。

まず、1点目ですが、コロナ禍におきまして、地域の礎である伝統行事や民俗芸能などの開催がままならず、その存続が危機的状況となっているものもあるとお聞きします。日野町内における現状を、教育長にお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

教育長（安田寛次君） 伝統行事や民俗芸能の保護と伝承についてご質問を頂きました。

日野町各地では様々な伝統行事が行われており、地域に活力をもたらす役割を果たしています。新型コロナウイルスの影響により、昨年度は多くの伝統行事が中止または縮小を余儀なくされましたが、今年度は感染対策等に工夫を凝らして、できる限りの行事を実施していただいております。日野の地域力の高さを実感しているところでございます。

2年続けて中止となった行事の中には、将来の継続が危ぶまれる行事もあると聞いています。大変心配しているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、ご答弁にありましたように、2年続けて中止になっている、あるいは縮小されている行事がたくさんあるわけですが、周囲の方のお話、聞いておりましたが、当たり前のように毎年やってきたものについて、その行事の進行であるとか、様々なやり方について記録とかを残していなかったもので、2年空いちやうと、何から手をつけてどうしたらいいのか分からなくなったというようなこともやっぱり聞きますので、非常にこれは深刻な問題だなというふうに思っております。

日野町におきましては、850年の歴史を持った綿向神社さんの日野祭、また、あるいはそれに関連して曳山巡行であるとか日野の祭りばやし、また同じく800年の歴史を持つ中山の芋競べ祭りといった数々の文化や伝統行事があるわけですが、これらは単に文化伝統としてだけでなく、あらゆる面で町民の心情ですとか生活に深く関わっております。これが基で縦のつながりとか横のつながりというのがしっかりと広がり、そして根づいているのではないかというふうに感じているところでございます。

これが私たちの暮らしに実際、伝統や文化というだけじゃなくて、どのように関わり、どんな役目を果たしてきたと思われるか、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま、どのような役割をというお話を頂きました。

確かに、議員おっしゃいますように、祭りというそのものだけじゃなくて、まちづくりであるとかいったところ、自治会の自治組織の一端としても深く関わってきているものと認識しております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 例えが違うかもしれませんが、お祭りとかだけじゃなくて、私たちが学生時代に部活動やサークル活動といったものを通じて、先輩、後輩という縦のつながりであるとか、あるいは友達同士の横のしっかりとつながりを持って、それを何十年たった今でも大切にしている。こういう経験がやっぱりあるわけですし、こういうものにも通ずるものがお祭りにもあるんじゃないか。それが結局、地域で生きていることへの、さっきもお話ししましたが、誇りになったり、郷土愛になるんじゃないかというふうに思いますので、非常にこれは大切なことだなというふうに感じているところでございます。

その日野祭も、コロナ禍の影響により、昨年につき今年も居祭となってしまいました。本年は、ただ、曳山の展示ですとか日野祭曳山囃子方交流会の皆さんとかいった方々のご努力もありまして、演奏会があったりして、私自身も改めて文化や伝統芸能が地域に与える力の大きさであるとか尊さというものが身に染みて実感できたわけですが、しかし、少子高齢化ですとか若者の町外流出などによりまして、曳山や山倉の維持、あるいは祭りなどにおける人員不足、日野祭のおはやしや綿向神社宮商社楽人座、鳥居平の雅楽といったものの伝承者問題などの課題も、近年ますます浮き彫りとなっております。

生涯学習課長にお尋ねしますが、これらの課題に対して当局ではどのように捉えて、どのような将来像をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 日野祭の現状と課題という形でご質問いただいております。また、将来像についてもということでご質問いただいております。

昨今の人口減少や少子高齢化によりまして、日野祭におきましても、担い手不足と曳山等の維持が課題となっております。ただ、地域の皆さんが課題解決に向けた取組をいろいろと進めていただいているところでございます。例を挙げますと、日野曳山保存会では平成29年から日野祭囃子共演会を開催されまして、演奏技術の向上と情報発信を図っていただいております。また日野祭曳山囃子方交流会や宮商社楽人座の皆さんにつきましては、後継者の育成のため、小学校におけるクラブ指導や、小学校、幼稚園、保育園における体験事業を実施いただいております。

いずれの取組につきましても、コロナの影響を受けて中止を余儀なくされてお

ますが、再開が期待されているところでございます。現時点ではコロナの沈静化というところでございまして、3月に共演会を久方ぶりに開けるのではないかとというふうなことで、準備を頂いているというところでございます。

曳山山倉の維持につきましてでございますが、各町とも少ない戸数でご苦労いただいていることは承知しております。従来、町の補助金や県の文化財保護資金貸付金を利用して修理等を実施されていましたが、平成30年度以降につきましては、県の補助金を活用した修理が実施できる体制を整備いたしました。専門的な修理をより有利な条件で実施していただけるようになっております。

今後引き続きまして、住民の皆さんと協力して後継者の育成、文化財保存・継承の取組を進めるとともに、より幅広い範囲から資金や支援者を獲得する仕組みづくりを研究してまいりたいと考えております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今現在も有利な補助金を受けていただいて、順番に曳山を修繕していかれたりして、本当にご尽力いただいているなというふうには感じるわけでございますけど、なかなかそれでも、十分かというところではない部分があることも聞き及んでおります。

その中でも、先ほどご答弁にありました共演会が今度、3月はできそうだと思いますので、今、それを聞いただけで私、ちょっとわくわくしてきたわけですが、29年からの共演会、毎年見させていただいていますけれども、交流会の方だけじゃなくて、曳山を持っていらっしゃる各町内の方がもう、皆総出で出てこられて、皆で一緒に馬鹿囃子をやられる。あれを聞いていると心臓が、心拍が200ぐらいになったんじゃないかと思うぐらいにすごい盛り上がり、自分自身も血圧が上がっている感じもするわけですが、ぜひ今年はできたらいいなと思うわけですが、囃子方交流会さんが共演会を実施されたり、楽人座さん、鳥居平の宮商社楽人座といった団体の方は、小学校さんなんか回られまして、ちょうど安田先生が日野小学校長をやっていたら、私も一緒にお邪魔したわけですが、子どもへの体験とか指導といったものもしていらっしゃる、本当に皆さん、頭の下がる思いを致しますけれども、曳山とか山倉も、だんだん各町内の人口も減ってきて戸数も減ってきているという中で、生活スタイルそのものもだんだん変化してきたりして、いろいろなことが重なって課題を抱えているわけですが、補助金によっても、今お話ししたように、なかなかこれで十分というところまでは足りているようにも思えませんし、そういう中でちょっと私、思ったんですけど、日野町の駅舎を改修しましたときに、クラウドファンディングしたわけですが、こういったクラウドファンディングとかソーシャルインパクトボンド、東近江もされたような、こういったものを活用して、官民一体となって資金調達をしていくと

いったことを検討していただける余地はないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま資金の調達方法につきましてということで、いろいろな案があるのではないかとというふうなご提言というかご提案を頂いたところでございます。

確かに、クラウドファンディングといいますのは有効な方法ではないかというふうなことを感じております。先般、文化庁のホームページを見ておりましたところ、資金の調達の方法としまして、指定寄附であるとかクラウドファンディングであるとかいった方法もできるのではないかとというふうなことが書かれておったというところでございまして、日野町でも以前、そういった形のこともしておるといって、文化財につきまして、他市町では保存団体や所有者の方が中心に取り組みまして、そういったことを進めておられるというふうな事例もあると聞いております。

有効な手段と考えておりますので、今後、町としましても研究を進めて、団体さんとも協力していきたいなというふうに考えております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。クラウドファンディングだけでなく、一人ひとりが株主のようになって出資されるソーシャルインパクトボンドなんかも、株主になれるからには何か提供するものを考えないといけないんで、また新たな課題も出てきますけれども、ぜひチャレンジしてほしいなというふうに思います。

次に、日野の歴史とか文化財に精通されておられます生涯学習課の岡井参事に伺いたいと思いますけれども、文化財の保護補修には、本当に、今もお話ししたように多額の費用がかかるわけですが、しかし、現在の町財政で多くの支出というのはちょっと難しいというのも現実であります。そこで、先ほど挙げた資金調達の方法であるとか文化立国の実現を掲げる現政権からの支援などで、もしも十分な資金調達が可能となった場合に、理想論で結構ですけど、曳山とか山倉の改修、あるいは保護を随時行っていくには、どのような施設が必要で、あるいはどのようなスタイルでそれを実践していくのが望ましいと思われるかというのを、ちょっと本当、理想論で結構ですので、おっしゃっていただければと思いますので、お聞かせ下さい。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） ただいま文化財保存・修理、特に曳山等の修理について、理想的な状況ということで再質問を頂戴いたしました。

現在の曳山保存修理につきましては、日野曳山保存修理専門審査会という専門家

の先生方6名を招聘いたしまして修理指導を頂き、専門的な修理を県の補助金と町の補助金を充てさせていただいて、実施してございます。平成30年度から継続的に進めてきているところではございますが、例えば長浜の曳山は国指定でございすが、構造が大変よく似てございすが、解体ができない組立型の曳山でございすので、全面的な改修修理をしようとするすと、修理ドックのような、天候に左右されず、ジャッキ等でつり上げる施設が必要となりますが、こういった大規模修理については、日野曳山では少しやりにくいということで、そういった修理に適した施設があるのが理想という意味では、1つございす。

ただ、もう1つは、修理につきましては専門的な職人あるいは材料といった技術が必要でございす。こういう職人、材料等の調達がかかなり困難な状況になってきてございすので、現在、報道等で文化庁の支援が少しあるかもしれないというふうな情報を耳にしておりす。こういった技術、材料等の調達につきましても、国のご支援、財政的なこともですが、人的な支援、指導も頂ければ大変ありがたいなというふうに思っております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 詳しいご答弁、ありがとうございます。参事はふだんはふるさと館の館長として、ふるさと館のほうに詰めていらっしゃるんですけど、この一般質問のために今日はひな壇のほうにお越しいただいて、ありがとうございます。

今、参事からのお話、あったように、確かに財政的な支援も必要なんですけれども、なかなかやっぱり材料、もう今に始まったことじゃないですけれども、なかなか手に入らない時代になってきておりますし、職人さんも年々減ってきている、そして高齢化しているという状況ですので、クリアしないといけない問題というのはお金以外にもあると思っておりますので、いろいろやっぱり知恵を絞って、みんなで協力していかないといけない部分だなというふうには感じるわけでございす。

次に、生涯学習課長にお伺いしたいと思いますけれども、昨年の12月議会におきまして、一般質問で私、こういった話題を取り上げたわけでございすけれども、日野町内各地には古文書であるとか数え切れないほどの文化財が所在して、これらの中には正明寺さんが所蔵されます河村若芝さんの掛け軸であるとか、早急な修復を要するものもございす。実際、見に行かせていただきましたけれども、課長も参事もそのときも一緒に来ていただきましたけれども、かなりもう、破れているところがあったり、ひどい状態になっているものも中にはございす。また、古文書の一部はふるさと館の蔵に今、南比の昔の公民館とか、保管していただいておりますけれども、こちらの保管場所ももう、限界に近づきつつあるというのも聞いております。

今後、これらの文化財の保管や修復についてどのような計画をお持ちなのかとい

うことをお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 文化財の保管と修復についてご質問いただきました。

町内には、議員ご指摘のとおり、膨大な数の史資料が所在しております。近江日野商人ふるさと館、日野商人館、旧の南比都佐公民館では、町民の皆さんから寄贈や寄託を受けた約5万点の古文書や民具を保管させていただいております。ただ、ご指摘のとおり、満杯に近い状況に近づいているという状況でございます。こういった形で保管スペースの確保が課題となってきているのが実態でございます。

文化財の修復につきましては、国・県の補助金を活用して、指定文化財の保存修理事業を進めているところです。もとより町内には未指定ながら価値の高い文化財が埋もれているというところで、多数存在しているところでございます。中には、先ほどご指摘のありましたようなものの修復の必要な文化財もあることは承知をいたしております。資料保管庫の確保、未指定文化財の修復の必要性については認識をしているところでございますが、多大な経費が必要であり、慎重な判断が必要ではないかと感じておるところでございます。

町といたしましては、令和4年度から、文化財を保存、継承、活用していくための計画であります日野町文化財保存活用地域計画を策定するように予定をしております、準備を進めているところでございますので、これらの課題につきましては、この地域計画を策定していく中で、専門家や町民の皆さんとともに議論を深めてまいりたいと考えております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 確かに、潤沢な財政によって柔軟な使途が描けるような自治体ならいざ知らず、不交付団体でもない我が町にとって、政策や事業はどうしても暮らしに直結する現実なものが優先されますし、財政全体に対する扶助費の割合もやっぱり高いわけですし、なかなか、今日まで伝承してきているこういったものを保護する、文化財なんかを保護するために使うお金というのは、先送り先送りと今までしてこられた、しか仕方なかったわけですがけれども、しかし、最初の教育長の答弁にもありましたように、文化財や伝統文化というのは私たちが生きていく上での潤いといいますか、であったり生きる活力でもございます。それゆえ、大昔は飢饉の時代であってもこういったものが優先されて、今日までそのおかげで伝承しているものであるというふうにも思っております。それだけ本当は大事なものという扱いを受けてきたものなんです。

それゆえ、こういったものがもし失われてしまったら二度と復活しませんし、そういう時代でも、苦難の時代でも何とか保護に尽力した方があったから今日まで残っているわけですし、本当に大事で、大事なだけじゃなくて、心のよりどころだなど

いふのを感じるわけですけども、先ほどのご答弁の中で、令和4年度より、来年度、文化財を保存継承活用していくための計画である日野町文化財保存活用地域計画ですか、を策定するというふうにおっしゃっていただいたわけですけど、どのような計画であるかということ、もうちょっと具体的に教えていただけたらなと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 文化財保存活用地域計画の具体的な内容について、再質問を頂戴いたしました。

こちら、国の進めております文化財に関するまちづくり計画という位置づけにあります。まさにこの日野町が今、直面しております人口減少、高齢化、文化財をどうして守るのかということは日本全国の課題であるということで、国・文化庁が、そういう文化財を地域総ぐるみで守るためにはどうしたらよいのかということ、を計画化しよう、10か年の文化財に関するまちづくりを計画化しようというものでございます。

具体的には、現状を分析し、課題を洗い出し、今、日野町が持っている文化財のリスト、宝を一目に見られるような目録を作り、それを基に今後10か年、措置、どのような事業を誰が担い、どのような財源で進めていくのかというようなことを協議して定めるものでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 本当はもっと早くからこういうのを取りかかっておくべきものであったのではないかなとを感じるわけですけども、これだけたくさんの文化財がこの町にありますけれども、みんながみんな町が管理しているものじゃございませんし、地域のものであったり個人のものであったりしますので、誰がどれだけのものを持っているか、それを修復、急を要するものがどれだけあるのか、どれだけお金がかかりそうなのかということについて、せめて整理だけでも早い段階でしておく必要があったのではないかと思いますけれども、今、こういうことに取りかかっていただけということは非常にありがたく思っております。ぜひしっかり取り組んでいただきたいですし、そこにはいろんな町民さんの声も反映していただきたいな、専門家だけでなく一般町民からの声もぜひ加えていただきたいなというふうに思います。

昨年の今ぐらいですか、総務常任委員会と日野文化懇談会との意見交換会というのをさせていただいて、今日も文化懇談会の方も傍聴に何名かお越しいただいておりますけれども、開催されましたところ、文化財や伝統芸能などについて、大変貴重なご意見をお伺いすることができました。しかし、日野文化懇談会はじめ日野祭曳山囃子方交流会などの文化芸術に関わる団体は、どこも活動費が、活動資金が十

分とは言えないという状況にあるというのはもう、皆さん重々ご承知だと思います。

ぎりぎりの中でいろいろ知恵を絞ってやっていただいているわけですが、私たちの生活に潤いを与え、人の交流を促して地域の活力を生む文化芸術は、町民共有の財産であるとも言えます。そのような観点から、町としてこれらの、今度団体さんへの補助であるとか支援をどのように考えていらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま、文化芸術に関わる団体への支援ということでご質問を頂戴いたしました。

町内には、日野の文化財や伝統文化に関わる活動を展開いただいている団体が数多く存在いたしますし、その活動に対しては大変ありがたく心強く思っているところでございます。

ただ、こういった団体についての支援ということでございます。指定のものにつきましては、団体育成の補助金なども支出をさせていただいているところでございますけれども、そのほかの団体さんについては、ご要望も伺っておりますけれども、町単独で個別的支援をしていくことはできておらず、難しい状況であるというふうに考えております。国・県・財団の補助事業など、団体の活動資金を得る手法につきまして、研究を重ねていきたいと考えておるところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 宝くじの補助金であるとか、以前、鳥居平の雅楽も保険会社さんの補助といったものを頂いたことありますけど、こういったものがネットで調べてもそこそこ出てくるんですね。応募して、それにちゃんと該当するかどうかは別の話ですけども、またそれからの話になりますけれども、ぜひそういったもののアドバイスであるとか、こういったものがありますけどどうですかというご紹介とかいったことも兼ねて、また、協議を進めていただけたらなというふうに思います。

次に、参事にお伺いしたいんですけども、国が掲げておられます地方創生の理念というのは、各地方の歴史的・文化的・地理的資源を活用して地域を活性化するということだと思います。その観点からしますと、脱コロナに向けて観光振興を促進していく上での、これらの文化財が今後、中心的な役割を果たしてくれることだっと思って考えられるというふうに思います。

先日発足した第2次岸田内閣は、文化立国を掲げておりますけれども、そうであるならば、それを形として表していただけるように、文化財や伝統行事、またそれらに関わる団体へもしっかりとした補助を求める意見書または要望書を国に対して、ぜひ町からも提出できたらなというふうに思うわけですが、この考えについてはどのように思われるか、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 文化立国の確立に向けた町からの要望ということで、ご質問頂戴いたしました。

私の立場で申し上げてよいのかどうか、あくまで私的な意見ということでございますが、この間、文化財に関わって小学校、あるいは今年度におきましては中学校でもふるさと学習の取組を進めていただいている中で、やはり実感いたしますのは、文化財を子どもたちが学び、そこに大人も関わって、これがすごく地域を育む力になっているよなといったことをコロナ禍においても実感いたしました。

観光という面におきまして、団体の皆さんがたくさんお越しになるというよりは、日野をしっかりと理解してよさを分かって助けていただけるよなお客様と長い付き合いをする中で、文化財の保存活用につながればよいなというふうに考えているところです。

そういった面につきまして、町が国に対してどこまで要望を出すのかという事務的などころには、私、ちょっと考えが、知識がございませんが、このようなことについて、国からご支援がいただけるのであれば、大変心強いなと思っております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） もし、一時的にそれなりの支援が国あるいは県からいただけて、さっきおっしゃった曳山のメンテナンスの施設なんかはもし仮にできたとしても、それを今度、維持していくということになると、またランニングコストがかかっていく部分について、今度それを我が町で見ていくということになると、それはそれで、また負担が増えていくということにもなっていきますので、今、参事がおっしゃったように、文化財を町民がもっと深く理解できるようにということもすごい大事ですし、それが当然、あつての上なんですけれども、観光資源としても文化財を活用できれば、町外からの方が日野に来て、落としていただいたという言い方は悪いかもしれませんが、お金が、今度はその文化財の維持にもつながっていくわけですし、維持施設のまたメンテナンス費ですとかにもつながっていくわけですし、観光都市なんかでは当たり前のように行われておりますけれども、文化財の保護を、文化財自身が稼いで保護をしているという図式が日野町でもできればなと思うんです。

これだけたくさんの古文書なんかもあつて、それが置いて保管しているだけじゃなくて、もし、見られる状況にいつもあるのであれば、きっとそういうものを見に来たい方がたくさんあると思うんです。曳山でももちろんそうですし、3年ぐらい前か、議員で北陸のほうへ視察旅行に行かせていただきましたときに、向こうのお祭りの曳山の展示などがありまして、もう、すごい、見てやっぱり感動しました。次にもう1回、今度、家族を連れて行きたいなと思っております。思っている矢先、コロナになって行けておりませんが、見た人はもう1回見たいとも思います

し、それが今度、経済活動にも関わってくるようになると、なおさらいいかなと思いますので、ぜひ町から、あるいは議会から、力を合わせて国のほうにもそういった意見書なり要望書なり出して、求めていきたいなと思いますので、ひとつ協力体制のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

最初に申しましたように、日野町は文化財の宝庫と言われておりますけれども、これらもしっかりと守っていかないと、こうしている今も、日に日にその価値が失われていってしまうわけでございます。当然、保護や補修には費用も必要ですし、伝統文化の継承に尽くして下さっている団体の方にも、活動されるにはやっぱり費用が必要です。ぜひこれらの問題を後回しにせず、町民みんなの財産であり、ひいては琵琶湖同様、我が国のかけがえのない財産をこの地でお預かりしているんだという観点から、あらゆる可能性を研究し、チャレンジし、文化財や伝統芸能の保護継承を積極的に推し進めていきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の質問に移ります。日野町における農林業の課題と取組についてでございます。

日野町の農業は、ここ15年間で総農家数が約460戸余り減少、そして農業生産額も約10億円減少しております。また、林業においても、森林環境譲与税や森林経営管理制度が施行されたものの、まだその成果が見られるところまでは至っておりません。そこで、日野町農林業の課題や今後の取組について伺います。

まず、1つ目ですけれども、日野町の農家戸数は、平成17年には1,295戸でしたけれども、令和2年には833戸となりまして、15年間の間に462戸が消滅してしまいました。何万戸もある中で460減ったんじゃないかと、1,295の中の462ですから、3分の1が減ってしまったわけなんですね。また、農業生産額も平成17年の31億円から令和2年は21億7,000万円と、約10億円を減少しております。こちらも3分の1減ってしまっているわけですね。これには様々な要因が考えられますが、当局として、主因は何であるというふうに見ていらっしゃるでしょうか。産業建設主監にお伺ひいたします。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） ご質問いただきました1点目の農家戸数や農業生産額の減少についての見解というところでございます。

全国的には中山間地が多い日本の国土でございますので、効率化とか機械の大型化というのが難しい部分がございます。逆に機械の資金が多額に必要なということで、若者の流出も含めまして、収入の不安定などが主な要因というところがございます。日野町もこれと同じような傾向になっているというところと認識しております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 中山間地での農業の難しさというのは、私も日野町で、日野町に来て初めて米を作ったわけですが、お米を作ってみて骨身に染みております。今、主監が答弁されたとおり、これは我が国全般に言えることであって、日野町だけの問題ではないというふうにも思っております。

ですが、他県に目を移しますと、地域では、営農組織による集積化などでコストを抑えて、効率化を図って収益率を上げているところも少なからずございます。日野町でも集落営農に取り組んでいらっしゃる地域もありますけれども、お隣の東近江市にございます市原地区、布引営農組合さんのような大規模な営農組織はつくられておりませんし、各集落単位の営農組織を持たない地域もたくさんございます。集落営農であれば、農業機械の共有化などにより、個人の農家にかかる負担は軽減されると思いますけれども、なぜ、それが当町では思うように進んでいかないのか、主監の見解をお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 集落営農組織で一定、共同化をすることによって、効率化は図れていくというのはおっしゃるとおりだと思います。日野町といいますか、滋賀県が、平成2年からみんなで頑張る集落営農ということで助成を出されまして、もう滋賀県全域に広めていかれたと。これは全国では珍しい取組やったというところでございます。日野町もそれに補助金、町の単独助成も追加する中で支援してきました。そこで多くの集落営農組織ができました。そこが大体四、五十できたわけですが、その後、次はやはり機械を投資すると更新が必要になってくると。更新時期にいかに分たちでどういった運営をしていくかという、当初の目的の設定がしっかりできたところと、ちょっとそこが、たちまちの共同化だけでいこうというふうに進まれたところとで、今現在、残っておられる法人の集落営農組織さんとか、法人にはなっておられませんでしたがしっかりした集落営農組織さんがございますが、そこらの違いが出てきたというところかと思えます。

やはり、自分の経営を残したいという思いと、作業も効率化したい、機械の投資全て、効率化の中で1つの組織としてやろうといった段階があるかと思うんですが、一歩踏み込むか踏み込まないかの違いで、ちょっと今、足踏みになっているというところかと思えます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 主監のおられる清田ですとか下迫とかいうところで、集落営農で頑張っているのを目にするわけですが、かといって、反面、私の近くでも、全くもう集落営農から離れちゃって、本当に個人個人で、しかももう80代になっていらっしゃる方がやっていると、免許返納の問題もありますけ

れども、免許返納したらその田んぼまで軽トラで行くこともできなくなる。ましてトラクターに乗って公道を走ることもできなくなると。

個人でやっていらっしゃると本当、そうなっちゃうわけですし、大変な問題ではないかというふうに思いますけれども、我が国での1人当たりの年間の米消費量というのをちょっと調べてみたんですけれども、1970年に95.1キロあったんですね。1人がこれだけ年間食べていたわけですが、これが昨年の2020年になりますと、1人が50.7キロしか1年間食べていないんですね。半分になっちゃっているんですね。そこに加えて、人口減少も年々進んでいるわけですね。ですから、米の消費量自体がどんどん減ってきているにもかかわらず、にもかかわらずという言い方は悪いですけど、ですが、農業技術の進歩によりまして、反当たりの米の収穫量は逆に増えてきているわけですね。

機械も性能がよくなっていますし、農薬や肥料も非常によくなっておりまして、土地の改良も進んでおりますし、客観的に見まして、このことだけでも米農家の経営がこの先さらに苦しくなることがもう、数字の上だけでも見えてくるわけですね。食べる人は減るし、一反当たりの取れる米は増えるしで、同じ面積の農地を維持しようと思ったら、そこにはやっぱり物理的な難もあるわけです。

この先も我が町の農業を維持発展させていこうと思いますと、大型農機が導入できるような地域では、農地利用最適化推進委員会を中心にして、農業を集積化、推進していったら、そういう地域では効率的にお米を中心に作って、私どもの鳥居平なんかでもそうですけど、一反もないような小さい圃場とか、四角くない変形田といったものが多い山間地では、例えば野菜などのほかの作物に転作していく手法を進めていく必要が強くあるのではないかなというふうに思います。

そういったものを取り組もうと農林課もしていらっしゃるわけですが、以前、J I A Mで研修を受けておられますと、長野県の町長さんがお越しになっていらっしゃいまして、長野県などはレタスの栽培に力を入れて農家の収入が非常に大きく増えているという地域もあります。今、長野県を例に取りましたけど、そういう地域、たくさんほかにもあります。

日野町では、転作は、ここで米を作るより野菜を作ったほうがいいん違うかと思うところでも、なかなか進んでいないんですね。なぜ転作が思うように進まないのか、もし見解をお持ちでしたら、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） これからの農業の進め方ということで、議員おっしゃられましたように、集積して大規模での土地利用型の農業、それと高収益作物、野菜等に転換していこうというのは国も言われている流れでございます。

日野町、実はそれまでに、なかなかそういった高収益な野菜に転換が難しいとい

うのが、土質、重粘土質が多い地域というところがございまして、じゃ、日野町はそれに代わる作物は何かというところで、飼料米ということで、水稻を基調とした飼料米やWCSという作物で転作の助成を取っていこうという推進をさせていただいていたというところがございます。おかげさまでそれが収穫するコントラクターができ、酪農家まで届けるシステムができ、一定の助成を受けていただく中で運営ができてきたんだと思います。

ただ、なかなかそこだけではというところで、やはり作りやすいところでは一定、野菜なりをしてほしいなという思いで、JAさんと県さんも毎年、普及ということで、キャベツやそういった野菜を広い面積で作っていこうということで指導をさせていただいているというところがございます。

なかなかそこに、拡大しているかというところ、なかなか拡大はしていただいておりませんが、徐々に取り組んでいただいている農家さんがあるというところは、日野町も出てきたというところがございます。例えばキャベツとかですと、集落営農組織でも取り組めるんじゃないかということで、1キロ50円ほどですけれども、そこは契約栽培でしっかりと出荷ができるということで、集落営農組織での取組を進めさせていただいたりしておりますし、また個人さんですと、そういった部分も取組されていますけれども、作りやすいところではもっと、直売も含めて一般野菜に取り組んでいただいているというところ、収益を上げていただいているところがございます。

なかなか日野町で、獣害もあり、さっき言いました土質の適地というのを探す中で取組が難しいんですけども、徐々に集落でまとまっていただくとか、個人さんの経営を伸ばしていただくという部分で、取組を頂いているというところがございます。

正直、水稻でずっと頑張っていた方が、じゃあ野菜がもうかるからやりませんか、農協さん、いろいろ、ナバナだとかいろんなことを提案いただいています。なかなか冬の寒い時期に、農閑期だから野菜を作りましょうと言っても、やはり安定して兼業でやっておられる方が、じゃあ野菜でちょっと、1反10万円ぐらいになるから頑張ろうかというところになかなか踏み込めないというのが、それは個人さんの思いなんで、いろいろな方がおられますけれども、それが現実なのかというふうに思っております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 昨日も西澤議員が苗代用のビニールハウスを、苗代をしていない時期に、育苗していない時期にキュウリを作ってお店に出してみたけど、何回目かでもう、売ってもらえなくて、近所に配って回ったという話をされていらっしやいましたけれども、販路も含めて、作り方とか作る方向への指導だけじゃなくて、

当然やっぺらっしやるのかもしれませんが、販路も含めた上で、そういったものに取り組むという姿勢を農家さんと一緒にやっぺらっしやるかなければ、今までお米を作っぺらっしやるお米を農協に出荷するということをやっぺらっしやるられた方が、野菜を作っぺらっしやる野菜に付加価値をつけて売るとことを考えるのは、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、その辺もぜひ一緒に取り組んでいただけたらなというふう思うわけです。

私、お米、非常に作りにくいわって、1反もないようなところで、丸くなった田んぼで、ここは米以外のほかの物作っぺらっしやるたらどうやろうって話を相談したときに、農家さんが、そんなもん野菜なんか男の作るもんやないわ、そんなもんという言い方をされまして、こんなことにはこの田んぼを使わんといてくれみたいなことを言われまして、やっぺらっしやる感覚的にそれに近い感覚をお持ちの方が多いんやと思うんですね。米以外のを作るとプライドが傷つくといひますか、それはそれで米作りに誇りを持っていらっしやるわけなんで、全て全面的に否定できるわけではないかもしれませんが、日野町というのはやっぺらっしやるそういうおいしいお米が取れるところだけに、そういう誇りが傷つくように思われたら、なかなか転作も進んでいかないかもしれないですね。

いろいろなものが複合的に絡まってそうなっているのかもしれませんが、やはり今、主監おっしやるったように、WCS、飼料稲というのは対症療法としてはありかもしれませんが、結局は米を作っぺらっしやるているわけですから、出荷先が違っぺらっしやるだけの話で、あるいは出来上がった製品が稲ごと丸めてあるのか米にして売っぺらっしやるのか違っぺらっしやるだけで、作るところまでは全く一緒ですので、そう思ひますと、機械が入らない田んぼはWCSでも入らないわけして、機械が。ここから先、そこを息子さんとか若い世代に後継者としてやっぺらっしやるってくれと言っぺらっしやるたら、米を作るのと同じことをしろと言っぺらっしやるているわけですから、なかなか難しい部分があると思うんですね。ですから、根本療法にはなかなかならないように思ひます。

WCSも、聞いておひますと、一時やっぺらっしやるった方々でも、今、やらなくなっぺらっしやる方も結構増えてきておひますし、そうすると、今度、牧場さんのほうでも、WCSで飼料にすると肉のにおいがどうのこうの言っぺらっしやるたりして、取っぺらっしやるてくれないところも増えてきたりして、いろいろな問題も複合的に絡まってきますので、そうなかなか簡単にはいかないのは私も承知しておひますしけれども、やっぺらっしやるりそういう中でも、日野町の農業をつないでいこうと思ひますと、お米だけに目を向けていたらなかなか未来が見えてこないというのひ、農家さんも一緒のことじゃないかなというふう思ひます。

後継者の育成とか新規就農者支援など、町や県、国で補助や助成が用意されているわけですが、日野町ではこれが十分に活用できているかなというふう思ひ

いますけれども、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 後継者の育成とか新規就農支援につきましては、まず、国のほうが新規就農者に対する助成制度をつくっておられまして、これは24年に始まったわけでございますけれども、当町においてもその制度を活用される方が28年から実際、おられまして、現在まで6人の方がその制度を活用されて、認定新規就農者として活躍いただいているというのが現状でございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 補助の条件とか金額なんかも見させていただきましたけれども、今どきトラクター1つ買いましても、昔と値段が全然違いまして、高級車、レクサスを買えるぐらいな値段がいたします。GPSでもついていようものなら家が建つほどの値段の田植機も、トラクターもコンバインもございますし、そういうふうなことを考えますと、今の補助がどれぐらいな、その人たちにとって助けになっているかなと考えますと厳しいところがありますので、根本的な条件とか額というものもう1回、しっかり考えていただけるように、町からも国のほうにぜひ、どんどん要請していただきたいなというふうに思います。

また、後継者問題につきましてですけれども、平成28年度より始まった支援制度で、先ほどお話を聞いていますと、認定新規就農者が6人増えたということですが、それだけで後継者不足が解消に向かったというわけではないと思います。空き家バンクなどで日野に移住してきた人の中には、ここに住んで農業をやりたいと思って来られた方とか、また、住んでみて農業をやりたいなと思われた方とかもあると思うんですね。実際ございますし、過疎化の進む集落ではそのような方にぜひうちの田んぼを使ってくれと言われる方もあるんですね。全然後継者がいないのに、今、農業をやる人がいいひんのに水代だけ払っているんやって、何とかやってくれへんかなと頼みにくる方もいらっしゃいます。

ですけれども、結果的に、非常にいい田んぼ、作りやすい田んぼというのは、前からやっていらっしゃる方がやっていらっしゃいまして、結局10年、20年やっていないような田んぼを、初めて農業をやる人にここでやってくれへんかと回してこられるというケースがやっぱりあります。経験もしておりますし、人からも聞きます。何も知らないもんやから、させて下さいと引き受けちゃうんですね、何も知らないもんやから。でも現実には石ころだらけであったり、場合によっては、川の近くの田んぼなんかやったらもう、田んぼの真ん中にハンノキが生えていたりして、これが田んぼですかというようなところが回ってきたりするわけでして、こういったことをしながら後継者をつくらうといっても、ちょっと無理があります。

ですから、お金の面だけじゃないと思うんですね。中には今から農業やるんやと

思って意気込んで、新品やなくてもトラクター、田植機、コンバイン、溝切り機、畦塗り機、もういっぱい買いそろえちゃった人もいらっしゃいますし、結局は現実に対して、日野で農業を営むことへのネガティブな印象だけが残っちゃって、辞めていってしまう人もあります。本気で農業を志してほしいと思うのであれば、そして町も本気で後継者をつくりたいというふうに思っていたら、農業委員さんとか農林課さんでしっかりとしたプロジェクトを組んで、補助金やらそんなものだけじゃなくて、農業者の育成と同時に集落や農家への受入れ体制づくりというのもしていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

プロでもてこずるような田んぼで素人ができるわけがないですから、オーガニックの話も先ほど山本議員が一般質問でされていらっしゃいましたけれども、よそから来て農業をやってみようという人は、オーガニックにこだわっている人、結構多いです。そういう集まりに行ってもオーガニックの野菜、米を作りたいということはよく聞きます。私も日野に来て最初、オーガニックの米、挑戦しましたけれども、おいしい米が取れるんです。だけど、どういうことになったかという、あんたところが薬まかへんから、あんたところのせいで私ら薬をまいているのにカメムシが全然減らへんやん、ここと言われてしまうんですね。本当のカメムシの発生原因は別のところにあるというふうにも、農水省のホームページを見たら書いてあるんですけども、そういったことを全く無視して、私らは昔からこのやり方でやってきたんやからというので言われちゃいますと、オーガニックでやっていこうと思ってした人ももう、心が折れちゃいますし、その辺も含めて、何とか受入れ体制づくりが必要じゃないかと思えますけれども、主監はどのようにお考えでしょうか。伺います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 何点かお話しされた中で、まず新規就農者に対する国の支援でございます。

実は、年々制度が変わってきているというところでございます、今現在では、確かに助成額は5年間という縛りの中で、最初の3年は150万という、本当にこれで支援になっているのかというような額かと思えます。来年度、実は制度が変わろうとしておりまして、1,000万の助成が受けられて、国と県で2分の1というふうな話になって、整っているか、ちょっと今議論されておりますけれども、そういった部分で、新規就農の方が来られたときに、議員おっしゃいましたような出口対策ですね。野菜を作るなら作るで、どういった出口対策を持っておられるかというような聞き取りをさせていただくと、それと資金面ですね。最初の投資がどれだけ要ってという部分で、非常に大変な借入れをされた中で、その償還がしていけるかといった部分を、県の方と一緒に聞き取りをさせていただいて、認定新規さんとし

て認めさせていただいているというところです。

今年度から、ちょっとその制度に乗っかるまでにブランクといいますか、認定を受けるまでに期間があるというので、町のほうで単独で、少しでございますけれども助成をつけていこうというようなことを、今年度からさせていただいているというところでございます。

日野町にもそういった方が、実は今6名おられますと言っていますが、実際、家族の、親の代を引き継いで新規就農された方も含めると7名ほどおられるんですけども、そのほかに今年に入って4人さんほど相談に来られております。ただ、その制度に乗かって新規認定就農というふうには至らなかったわけですけれども、非常に日野町で農業をやりたいという方が多く相談には来ていただいている。その中で、さっきちょっとおっしゃいました移住の方もおられますし、もうちょっと面積を増やしたいけれども、何かいい場所ないかとか、いろんな話がございます。

移住のほうで、うまく自分で今まで、機械じゃなくてくわやすきで農業をやって非常に楽しんでおられる方が、集落さんと受入れといいますか、集落さんの協力も得てうまくやっておられる地域もございますし、そういったことで、地域が移住も含めてその方を見守っていただき、支援をしていただける体制を取っていただいているところがあると、非常にいいなというふうに思っているところがございます。

町のほうとして、じゃあ今後、そういった受入れといいますか、プロジェクトと言われましたけれども、体制という意味で、いろいろ課題はあるんですけども、1つこんなことができないだろうかということで、今、県のほうと相談させていただいているのが、1つのモデルですね。日野町で新規就農されるモデルを1つつくった中で、国の資金と町の助成で、農業として成り立つモデルづくりはできないかというようなことを、今、農業委員会の中ではお話ししております。

なかなか、結局は、そういったところについてはなかなか、山間地じゃなくて、もう少し日野町の中でも平地のいい条件でないと、なかなか成り立たない部分もあるんで、ちょっと実現できるかというところも難しいところもあるんですけども、そんなことも、町の中でそういったモデルをつくって募集をかけていくのも1つじゃないかというような議論をさせていただいております。今後、そういった部分、広げていく方向で考えたいなど。それと、若い方が地域で、日野町でも頑張っておられる農家さんがおられるんで、研修の場に来ていただけないかということも1つ考えているというところがございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 湖西のほうでは田んぼを観光農園みたいに、株主やないですけどもご自分の田んぼを持ちませんかと募って、週末とか来てちょちょやりながら、ふだんは村の人が面倒を見たりしながら、うまいことやっていらっしゃると

いうところもありますね。小作料を逆に取って、それも1つのアイデアだなと思ったりもいたしますし、ぜひ受入れ体制をしっかりと、町だけが頑張ってもらってもなかなか空回りになっちゃいますので、地元と組んで、そこの息子さんが新規就農するというんやったら、もう最初から顔を知っている人だからいいんですけども、よそから来てする人というのはこれから増えていくと思います。特にコロナ禍で都会にばかり目が向いていた人が田舎にも目を向け始めましたんで、これから多いと思うんですね。そういった方々も大事にしていけるような体制をつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

続いて、農業の問題とは切っても切り離せない獣害の問題についてお尋ねしたいんですけども、昨年からCSF、いわゆる豚コレラと呼んでいるやつがもう蔓延したことによりまして、イノシシによる獣害は減少しているというふうに思います。実際、シシ、ほとんど見かけなくなってきましたし。ですけども、ニホンジカやニホンザルによる獣害は例年どおり、農家にとって大きな悩みの種となっております。特にニホンザルによる野菜への被害は深刻になっておりまして、もうこれで畑をやめてしまう人も出ているほどです。

東桜谷でのニホンザル個体数のモニタリング調査の結果、群れの数が基準に満たないとの理由で個体数調整の実施を見送られたわけですけども、現在も農家は被害に悩んでおられまして、制度と現場の実情の乖離を強く感じますけれども、当局はどのような見解をお持ちか、お伺いたします。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） ニホンザルの被害について、ご質問でございます。

東桜谷地区を中心に、広域的に生息する日野A群は昨年度に個体数調査を実施したところでございます。この群れは実は2つに分裂をしているということが分かりまして、1つは35頭、もう1つは30頭前後というものでございました。個体数調整の県の許可を得るには、滋賀県ニホンザル第2種特定鳥獣管理計画において定められております、1つの群れが40頭程度を超えているということが必要でありまして、個体数調整の実施は断念をしたというところでございます。

現在、県と町で継続した支援をすることとしておりまして、東桜谷地区全域に、滋賀県立大学による被害調査と対策の研究をいただいているというものでございます。また、鳥居平地区においては、モデルとなっていたかどうかということで、追い払いと防護柵の設置をさせていただいたというものでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今ご答弁の中で、東桜谷地区全域で滋賀県立大学と言われましたかね。滋賀大じゃなくて県立大学ですね。県立大学による被害調査と対策の研究がされているということでございますけれども、具体的な内容を教えていただけない

いかなと思います。どういう調査をされるのか、これまでのモニタリング調査と一緒なのかどうなのか、ちょっと分かりませんので。また、調査を行った後、どのようにされるのか、ニホンザルの頭数を減らすための措置を講じられるのかどうか、その辺をもう1回、お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 現在、県立大学の助教授の方だと思うんですが、今、全部集落の方、代表の方に聞き取り調査を、もう今、終わられたところぐらいだと思います。それは何をされたかという、被害状況をまずは確認したいということで、被害状況の確認をしていただきました。あとは、研究という部分も含めまして、どういった対策が取れるかということ、これからその方の別のいろんな学術なんかも含めまして決定していただけるというものでございまして、いずれは、結果としてこの集落はこういった状況であったということがご報告できるのではないかなというふうに思います。

基本的には追い払いということで、自分たちの住んでいる地域を、やはり猿にとって魅力のない地域にしていくということがベースで、どういった追い払いが効果的かといった結論になるのではないかなと思いますけれども、今はまだ調査の段階というところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ぜひいい結果が最終的に導き出せるように祈っております。

コロナ禍の影響によりまして、環境のよい地域に家を建ててリモートワークにつく方が世界的に増加しております。その結果、需要が急増した建築用木材の価格が高騰しまして、よく報道でもウッドショックと言われているやつですね。我が国においても輸入の木材との間で木材の価格差がなくなってきています。林業や木材関連の業種にとっては国産木材普及の機会がめぐってきたと見ておられる向きもございまして。

このような中、我が国では、平成31年度より森林経営管理制度がスタートし、さらに令和元年度より森林環境譲与税の譲与も始まっております。そこで、日野町における森林経営管理制度、森林環境譲与税のこれまでの進捗と現状をお伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 森林経営管理制度と森林環境譲与税についてのご質問でございます。

森林経営管理制度につきましては、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委任を受けて経営管理することや、林業経営者に再委任することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものとされております。

す。これにはまず、森林所有者を特定する必要がございます、そのため、本年度より大字熊野で森林境界明確化事業の取組を進めているところでございます。境界の確認後、所有者の方等へ経営管理について意向調査を行いたいと考えております。

森林環境譲与税につきましては、日野町では令和元年度に350万2,000円、令和2年度に744万2,000円の譲与を受けており、令和3年度におきましても、2年度と同額の譲与を見込んでおるところでございます。これまでの使途状況につきましては、里山緩衝帯整備事業や森林の境界明確化事業、小学1年生への祝い品として木製の引き出しの購入費に充てておりまして、残金は基金のほうへ積立てをしているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 熊野地区で森林境界の明確化事業に着手されたということでございますけれども、きっと所有者不明の土地なんかが出てきているのではないかなというふうに思います。また、町への森林経営委託を望まない方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、このような場合でも、森林経営管理制度では手続を踏むと自治体はその経営権を取得できるわけですが、最終的には町が熊野で森林経営を行うことを目指していらっしゃるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 森林経営境界明確化で意向調査をさせていただいた後の話だと思います。まだそこまで、町のほうが主体的にどうこうということは、まだ確定はしておりません。できましたら経営管理していただくところへ委任をさせていただくというのが一番ベストであるというふうに考えておりますので、そこに向けて努力したいなというふうに思っております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 滋賀中央森林組合でも、経営管理制度の推進に向けていろいろと、各自治体と協力してやっていたところだと思いますけれども、ずっと植林したままほったらかしの針葉樹なんかたくさんやっぱり、熊野だけじゃなくて日野町中ございまして、これが1つは獣害の原因にもなっていたりしますので、ぜひ、できたら早期にしっかり取り組んでいただきたいなと思います。いろんなハードルがありますので、そう簡単ではないと思いますけれども。

獣害の話は今、しましたけど、イノシシやニホンジカなどの獣害対策には、山の裾野の間伐を積極的に行って、常に日差しが差し込んで見通しのよい状態にしておくことでも大きな効果が得られるわけですが、森林環境譲与税は、間伐をはじめ里山の整備に利用できます。私自身も銃器を使った獣害対策にあたっておりますけれども、野生獣を銃器やわなで捕獲して殺処分するよりも、よほど倫理的にも

環境的にもよい方法であるというふうに思っております。

一部の里山緩衝帯整備に用いるのではなくて、日野町全体の森林の裾野刈りであるとか間伐に森林環境譲与税を用いることが望ましいと思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 環境譲与税の活用方法についてご提案いただいたところでございます。

活用方法につきましては、実は、庁内各課ございますので、今どんな活用ができるかということ一度、他課も考えてほしいなということで、皆さんに提案もさせていただいたところでございます。広い意味での活用で考えたいなというふうに日頃思っているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 間伐をするというのは、地権者でもできないことはないですし、村で協力してもできますけれども、森林環境譲与税なんかを用いていただくとさらに効率も上がると思いますけど、ただ、いつも思いますのは、間伐をしても木を引き出すというのが大変でして、特に獣害用のワイヤーメッシュが張られておりますと簡単にはいかないんですね。でもワイヤーメッシュがないとないでまた困りますし。

森林を守るという観点からすると、定期的の間伐や枝打ちをしなければ、もう健康な森林というのは育てられません。間伐され見渡しが効く森林は、今もお話ししたように、日光が差し込んで獣害の温床にもなりにくくなります。しかし、伐採した木や竹を運び出すことはままならず、その置場や処分にも困ります。よく県道沿いの竹とか木を切ってほしいというふうに県にお願いしたら、切った竹や木を処分してくれるところがあるんなら切りますよと言われてたりするんですね。切るのはいけれども、その後の処分、どうするんやという話になりますので、切った木の処分が非常に大きな問題に、どこの集落もなっているというふうに思います。

このようなとき、大型の木材粉碎機、シュレッダーと呼んだりしますけれども、こういったものがあってチップにできたら搬出も容易になり、肥料とか燃料としても使えますので、ぜひこういった大型のシュレッダーを公費で導入して、森林組合の窓口などを介して町民に貸出しを行うなどの手法を取ることはできないものかなというふうに考えます。これは森林の手入れもできますし、さっきお話ししたように道路の横の伐採なんかしたときの木の処分にも役立ちますし、また獣害対策にもなりますので、ぜひ検討していただけないかなと思いますけれども、いかがか、お伺いいたします。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 大型の木材の粉砕機の導入についてご提案がございました。

大型の粉砕機となりますと、相当いろいろなタイプがあるんですけども、よその他市町ではそういった事業もされているというふうに調べさせていただいたところでございます。議員おっしゃいますように、里山の整備については、獣害防止や災害対策ということで、効果が非常にあるというふうに思っております。今後、そういった需要、粉砕機の需要があるということが確認する中で検討できるのではないかなというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、間伐の木材については、年2回、一般財団法人のk i k i t oさんが河原の貯木場で買取りをされていると。そういった部分も活用いただけたらというふうに思ったところでございます。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 私自身も、私ごとですけど八日市林研の理事もさせていただいておりますので、日頃からk i k i t oさんの活動支援を皆さんに呼びかけている立場でございますけれども、最近は多くの方にk i k i t oさんも周知していただけて、木を持ってきていただける方も大分増えていきたというふうにお伺ひはしております。

ですが、森林の地権者はだんだんやっぱり高齢化が進んでおりまして、木を間伐しても山から引き出せないということが本当に多いんです。切るだけやったらいつでもするけれども、その後どうすんねんという話なんですね。高齢化だけでなく、私ごとで恐縮ですけど、うちの山でもチェーンソーで木を倒すところまではできても、それから引き出すというのはもう、本当に難儀するところでございます。

以前は野洲市にあります県の森林センターに大型の粉砕機、貸出し用のものがありまして、何十年もそれは使われてきておりまして、私のところの村でもそういうのを使って木を粉砕したりしていたよという話は伺うんですけど、現在、もう何十年も使ってこられて、壊れちゃいまして、貸出し、今はあそこもやっていない状態でございますね。

そのような経緯から、ぜひ当町でも導入して貸出しをしていただきたいと思います。こういったことに森林環境譲与税って使えないものですかね。ちょっと1つだけ伺いたいと思ひます。

副議長（谷 成隆君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 譲与税の活用方法ということでございます。

いろいろこういったご提案を頂いた中で、日野町、山に竹林が非常に入ってきているなということで、大型ですと相当やっぱり大きな機械になって、非常に作業も危険もあるし難しいところがあるんで、竹林用のは何かいいかもしれないなという

ような話を、担当も含めましてしゃべっているというところがございます。それに譲与税が活用できるかというのは、一度確認もしますけれども、有効ではないかな、使えるのではないかなという話も内部ではしております。十分検討してまいりたいというふうに思っております。

副議長（谷 成隆君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 以前、愛荘町で、竹林伐採を川の横で、愛知川の右岸整備のときかな、竹林をば一つと伐採した竹を粉碎機で粉碎して、肥料として持って帰りたい人は持って帰れと言われて、多くの人が持って帰られて、そうしたら、竹って油が多いんですね。油かすをやったような効果があるというふうに伺っておりますので、肥料としてもすごい使えますし、また針葉樹なんかを粉碎機でおがくずみたいに細かくした場合には、ヒノキチオールというのが入っているらしくて、針葉樹は大体含んでいるらしいですけど、作物に虫がつきにくくなるということで農薬の低減にも役立つような話も、本ですけれども読んだことがございますので、粉碎したチップあるいはおがくずも無駄なく使っていただけるということで、非常にいいことじゃないかと思っておりますので、ぜひ、チャレンジしていただきたいなというふうに思います。

昔からは農は国の本なりと言いますけれども、我が国も現政権において、経済安全保障大臣として、若い小林鷹之代議士が就かれまして、食糧を外国に頼らなくてもよいように、食料自給率の向上を目指しておられます。また、大臣政務官として地元選出の小寺裕雄代議士が就かれました。このようなときであるからこそ、今までにも増して、農業も森林も町民ひいては国民みんなの共有財産であるという認識を持ち、いま一度、その重要性を認識すると同時に、将来への資源として見直していけるよう、官民一体となって取り組んでいていただきたいと思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。

副議長（谷 成隆君） 次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、通告に従いまして、日野町の緊急福祉灯油助成事業について、国民健康保険について、そしてデジタル化と個人情報保護について、3点を分割で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、最初に日野町緊急福祉灯油助成事業についてですが、今年度のガソリンの価格高騰には、我が町のような車が必要不可欠なところに住んでいる住民にとって、生活費に大きな影響を与えています。それに伴って、灯油価格も近年最高の値上がりとなっております。最近ではガソリンも160円台、灯油では110円台を超えるような、私の知る限り最高の価格になっております。暖房費が必要となる時期となり、家計に与える負担は大きく、特に高齢者にとって暖房を控えることはできません。今、コロナ禍で、特に体調管理の面でも暖房は欠かせません。

前藤澤町長時代には、原油価格の高騰や生活緊急支援として3回助成がされ、本当に喜ばれたものです。このコロナ禍の冬を乗り越えるためにも、ぜひ早急に助成支援を求めるものですが、町のお考えを伺います。

副議長（谷 成隆君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、灯油助成等についてご質問いただきました。

ガソリンや灯油の価格が高騰し、住民の皆さんの生活に大きな影響があることについてご質問を頂きました。ご指摘のとおり原油価格が高騰していることで、ガソリンや灯油価格については高値水準が続いている状況でございます。住民の皆様のご暮らしを支えるための有効な取組について、現在、国が準備を進める住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の事業等を含めて、適切に取り組むための検討をしてまいりたいと考えております。なお、現在、コロナ関連の助成の1つとして、水道料金の基本料金2か月分の免除を実施しているところでございます。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問を行います。

原油価格の高騰でガソリンや灯油価格の高値が続いている状況は理解をしているが、福祉灯油の助成は考えていないということですよ。福祉灯油の独自補助については、全国で取り組まれています。北海道などの寒い地方では、従来の制度に上乗せするように進めています。国の特別交付税措置で、自治体で具体化をされているのです。我が町の担当課でもそういう措置は聞いていないとのことでありましたが、日本共産党の中央から総務省の担当課に問い合わせたところ、今回の措置について、特に通知等で自治体に周知はしていないということが判明し、政府として自治体に周知徹底するように要望しました。

そこで、その後、町に対しても国からの通達があり、このような通達ですけれども、地方公共団体の実施する原油価格高騰対策に係る特別交付税措置として、一応2分の1ですけれども、そういうふうに措置がされるということが分かりました。ぜひ、全て、私は国からの施策を待っているんじゃなくて、本当に町独自でもしていただきたいと思いましたが、本当に、子どもに対しては10万円の支給とかいうような話もありましたけれども、非課税世帯、特にもう、お年寄りが多い家庭なんですよ。そういうところに本当に温かい贈物になるというふうに思っております。ぜひ、私は町独自でもやっていただきたいと思いましたが、このように特別交付税措置もされるということですので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（谷 成隆君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） ただいま、緊急灯油助成の事業を町で独自にやっていけな

いかということの再質問を頂きました。

確かに、日野町としては、平成19年度、20年度、27年度に、これに類する助成事業をやってまいりました。おっしゃるとおり、住民の皆さんには大変喜んでいただいたのかなという実感がございます。一方で、今回、この助成制度ができないかというところ辺のご質問だと思います。

一方では、住民の皆さんの相談を受け付けている担当課としての現場感覚なんですけれども、確かにおっしゃるとおり、一時金、僅かかもしれませんが助成があることによって生活に潤いが出るということではもう、間違いないのかなと思っております。ただ、一方で、相談を受け付けている担当課といたしましては、短期的なご相談はほとんどなく、中長期的にご相談を頂いているという案件がかなりたくさんございます。個別によって違いますけれども、お困りの状況というのはかなり複雑であり、絡まったひものように1つ1つ解きほぐしていくという作業が求められているところで、担当課といたしましては、そういうご相談には丁寧に対応させていただいているというのが現状でございます。

したがって、灯油助成について今後どういうふうに取り扱っていくのかにつきましては、総合的に判断させていただいてやっていかなければいけないのかなと思いますし、町長答弁でもありましたとおり、住民税非課税の方に対する臨時特別給付金の、国が実施すると言われている説明会も先日あったところです。これは、現場ではなくてウェブ会議として説明会があったところです。これについての細かなところが、実はまだ決まっておられません。制度設計上、かなり無理があるのかなということで、私どもも国に対してはいろいろなご質問なりをしている最中でございますので、その執行についてはまだ不明確な点がありますけれども、それと併せてどういうことができるのかということを含めて、考えていきたいなと思っております。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再々質問といたしますか、もう多分、答えが、今、出ているようですので要望ですけれども、国の制度、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金の事業は国の制度なんです。私がお願いをしているのは、今、福祉灯油の助成を緊急にでもしていただきたいと。それについても国の助成金があるわけですから、ぜひ、国からのそういう事業を待っているんじゃなくて、独自施策として取り組んでほしい。これは本当に切実な問題だと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次に国民健康保険についての質問です。

平成30年度から都道府県が各市町村とともに保険運営が始まり、4年目になっています。この12月議会に、国民健康保険税条例の一部改正として、令和4年4月1

日改正で、子どもに係る均等割の軽減措置の提案がされました。私も令和元年6月議会で、子どもの均等割の減免を求める質問を行っており、今回の改正は未就学児ということで、不十分ではありますが一步前進かと思っております。しかし、第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定の中、我が町には不利益な納付金、保険税の算定となっております。

そこで、今年度の市町の連携会議や、また首長会議等の状況、経過をお聞かせ下さい。また、この時期に毎年、次年度の納付金等の仮算定が出されておりますが、その状況もお聞かせいただき、日野町の次年度の保険税をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、国民健康保険についてご質問いただきました。

まず、今年度の首長会議や国民健康保険市町連携会議の状況・経過ですが、首長会議は4月、7月および10月の計3回開催されておりますが、国民健康保険についての協議はございませんでした。首長会議とは異なりますが、県内各首長が出席をした本年7月29日の令和3年滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会において、私のほうから、国民健康保険税については、昨年度から統一について、令和6年度以降、速やかにその方向に持っていくということに関して、それを全面的に反対ということではございませんけれども、やはりそれぞれの市町、事情がある中、当町におきましては、段階を踏み慎重に進めていくものであるべきと意見を述べさせていただいて、同連合会理事長の橋川草津市長も、これは十分、県と各市町で議論をして整理をしていかなければならないと思っておりますとお答えを頂いております。

市町の連携会議は今年度4回開催をされ、住民課長が出席をしております。10月29日に開催されました第3回市町連携会議では、保険料水準の統一に向けたロードマップの県案の説明や、令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定に向けて、医療費等の推計方法や、令和2年度決算における剰余金の活用方法などについて協議がされました。11月19日に開催された第4回会議では、令和4年度国民健康保険事業費納付金等の仮係数での算定結果について説明がありました。

次に、仮係数での算定の状況についてですが、令和4年度の日野町の国民健康保険事業費納付金の額は、退職分を除き約4億3,064万円であり、これを基に計算される1人当たりの国民健康保険税は12万3,408円となります。令和3年度の本算定結果と比較すると、1人当たり4,567円、率にして3.8パーセントの増となる結果でした。次年度の国民健康保険税についてどのように考えているのかというご質問ですが、仮係数での算定結果を参考にしつつ、段階的に減少していく納付金の激変緩和措置や、令和3年中も影響を受けているコロナ禍での所得の減少による国民健康保険税の所得割の落ち込みなど、注意すべき点もあり、来年1月に出される本算定

結果を受け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会において、我が町の堀江町長もちちゃんと、それぞれの市町、事情がある中で、当町においても段階を踏み慎重に進めていくものであるべきというふうに、意見をちゃんと述べていただいておりますし、また橋川草津市長も、これは十分、県と各市町で論議をして整理をしていかなければならないというふうに意見を述べていただいている、本当にありがたいなというふうに思っております。

全国的に見ると、統一保険料、保険税にすることについて、将来、方向と出しながらも、具体的な期限等は設けていない都道府県が多い状態です。これは、統一するためには幾つかの環境条件の整備が必要であり、その結果、保険税が上がることを危惧しているからです。いまだ、令和3年度現在で完全統一に向けているのは7道府県しかありません、全国的に。これを見ても、いかに統一が難しいかということが分かると思います。

また、令和2年度の決算における剰余金の活用方法が、今、お話しされましたけれども、令和2年度の財政安定化基金は約26億で、令和3年度の補正では20億円ぐらい追加される。計46億円ぐらいになるというふうに伺っておりますが、この活用方法というのは具体的に聞いておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

そして、次年度における我が町の健康保険税の問題でありますけれども、本算定結果を受けて慎重に検討してまいりたいというふうに聞きました。今年、就学前の子どもの均等割を2分の1に減額というふうになりましたし、また本算定結果、算定というのは理論値であって、実際に市町が賦課する保険税は異なっているもの、参考として見るものであって、そのとおりにする必要がないものであると思っておりますので、その点をお尋ねいたします。

副議長（谷 成隆君） 住民課長。

住民課長（山田甚吉君） 県の特別会計ですけれども、剰余金64億円と聞いております。元年度から26億円ありまして、医療費の減で20億円、国の負担金の増で20億円ということで、国の返還金を25億円返しまして、あと残り39.5億円あるというふうに聞いております。この基金を繰り入れて、4年度の保険料が跳ね上がらないように工夫していきたいということですが、県の予算要求が明らかにできるのは年明けということで、検討中であるというところでございます。おおむね、前期高齢者交付金の減少や医療費の増高があるので、24億円ぐらい活用されるというふうに聞いておりますが、正式ではございません。

町といたしましては、昨年度、試算割を半減させていただく中で、今、計算の前提では、令和2年度の医療費水準は受診控えがあったので参考にせずに、令和元年

度の医療費を参考にしようということと、1人当たり医療費が増えていますが、被保険者数は、後期高齢者にこれから移行される方が今、多いわけですが、そういった被保険者の減も見込んで、据置きの中でご提案できたらなと思いますが、本算定は今月末で市町に明らかにされるのは来月早々ということになりますので、状況に変化がなければそのまま、もし変わることがございましたら、国民健康保険運営協議会にお諮りした中で、3月にご提案をさせていただきたいと思っております。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 県にそれだけの剰余金があるというのはありがたいというのか、これはきちっとやっぱり健康保険について使っていただけるものだと思っております。うちの町の来年度の保険税についても据置きのつもりであるようなお話も伺いましたので、まずまず安心かなというふうにも思いました。

再々質問、要望になりますが、収納率が高いのはほとんど小さい自治体なんですね。前にもありましたけれども、収納率が高いところの保険税を上げるみたいな話が出ておりますので、ぜひ町長には、6町の町村会を通じても、国に財政負担を求めるとともに、県には市町に高い国保税がかからないよう、引き下げるためにも、基金からの負担を要望していただきたいと思っております。

以上でこの質問は終わります。

次に、デジタル化と個人情報保護についてを質問いたします。

本来、情報通信などデジタル技術の進歩は人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。地方自治体においても、地方自治の発展や住民の福祉の増進のために、この技術を有効に活用していくことが求められています。しかし、政府が進めようとしているデジタル改革は、国民の命を脅かし、科学技術を権力や財界の利益本位に及ぶ危険な内容を持つものだと思います。国民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではなく、新型コロナウイルス感染防止のためにデジタル技術を活用することも避けては通れません。そして、デジタル化の大前提は、政治の透明性と、説明責任を果たせる政府が個人情報を適切に管理し、安心、安全性を求める国民に信頼されることではないでしょうか。

そこで、日野町において、デジタル関係で、民間委託業者との間で個人情報の扱いに関する契約はされているのでしょうか。また、自治体デジタル改革への対応と業務効率改善の非常勤職員配置として参与が置かれることになりましたが、この8か月間の仕事の内容や成果をお尋ねいたします。

副議長（谷 成隆君） 町長。

町長（堀江和博君） 個人情報などについてご質問を頂きました。

町では、情報システムなどのデジタル技術の調達や利用に際しましては、契約を

締結します。契約では、条項の中に秘密情報の取扱いを定めています。具体的には、日野町個人情報保護条例を遵守することや、再委託を制限する内容となっています。併せて、契約相手方には、個人情報の管理に係る誓約書を求めています。誓約内容は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等を防止すること、目的外利用や第三者提供しないこと、無断で複製しないこと、業務終了時に適正に廃棄または返却すること、事故の発生および発生のおそれを速やかに報告することなどを確認し、違反し損害を与えた場合は賠償責任を負うことを誓約いただいております。また、町の求めによって個人情報の管理、利用状況を開示することや、管理施設等の立入検査をすることにもなっています。

次に、東参与には、新型コロナワクチン接種業務においては、オンライン予約システムの導入やワクチン接種実績を公開するワクチンメーターの運営、ワクチン接種会場の改善に寄与いただきました。町の交通の現状把握や公共交通の見直しを検討するにあたっては、アプリ開発事業者との連携とビッグデータの活用機会をつくっていただきました。また、保育業務システムのモデル導入、ホームページの改善など、現在進行中で多数のお取組を展開いただいております。

年明けから始まる確定申告相談でも、オンライン予約システムの実証実験や、待合混雑解消のための順番掲示システムの構築などの準備に参画を頂いております。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問させていただきます。

個人情報保護については、契約条項の中、秘密情報の取扱いや個人情報保護条例を尊重すること、誓約書等、できるだけ守られていると思いましたが、国のデジタル関連法によって、個人情報の利活用を地方自治体へ拡大されようとしています。自治体が独自に制定する個人情報保護条例も、共通ルールを設定した上で最小限にするというふうにも言われています。国の防波堤、悪政の防波堤の役割を町はどのように考えておられるのか伺います。

そして、東参与の業務については、ワクチンメーターの運営、接種会場の改善に寄与いただいたとのことですが、寄与とは具体的にどのような職務を果たされたのでしょうか。その折に、職員への対応はどのようにされたのでしょうか。

また、ワクチン接種会場の改善にマイナンバーカードが活用されたと聞きますが、具体的にどういうことでしょうか。個人情報保護条例上での取扱い事務での位置づけと登録はどうなっているのでしょうか。住民の利便性向上に向けた取組は必要ですが、個人情報保護に関して客観的な意見を個人情報保護審査会から得るべきだと考えますが、どのような時期にどのような意見を求めるべきだと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

日野町のIT推進会議設置要綱上、参与の位置づけはどうなっているのでしょうか。

か。要綱にある日野町情報化基本計画と自治体デジタル改革との関係を伺います。この答弁に対しましては、私はアナログ人間ですので、私にも分かるような、分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

副議長（谷 成隆君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 再質問を頂戴いたしました。私のほうからは、個人情報保護法の改正がございましたので、この点について答弁させていただきます。

今年度4月に改正個人情報保護法のほうが公布をされましたのはもう、皆さん、ご存じのとおりかなというふうに思います。国が個人情報保護を一本化するという事で、国の法律が令和4年4月、来年の4月にこれが施行されるという国の動きになっております。

個人情報保護につきましては、国が法律化をされる前から、各自治体において個人情報保護条例というのを、先駆けて個人情報を守るという意味で、条例化してきた全国の流れがございます。日野町も国の法律に先駆けて、先に個人情報の保護条例を制定した自治体の1つでございます。そういう意味におきましては、今後、国のガイドラインを参考にしながら、日野町の個人情報保護条例の在り方についても検討していかなければならないというふうに認識しております。

まずは、現行の個人情報保護条例が変わることについての影響をきちっと把握する。それから、独自保護措置の条例制定の検討。当然、国で、全国的な流れの中での法律化では適用しない部分も出てくると思いますので、そこら辺につきましては、今、全国の自治体が国へいろいろな、この間も、こちらのほうもウェブ会議がございまして、担当職員のほうからも質問を投げかけさせていただいたところでございますが、そういう中で、国はまたガイドラインを示すと申していますので、そのガイドラインを参考にしながら、令和5年4月、再来年の4月には改正の個人情報保護条例が施行されるということになりますので、今年度、その影響とか改定を検討しながら、来年度、そこの各課へどうということが影響を及ぼすのかということ、職員の研修とかも含め体制を整えていく必要がございます。

もう1点ありました、客観的な意見を頂戴するという意味での個人情報保護審査会の開催につきましては、今回の改正法がどのように日野町の条例と影響してという意味では、客観的なご意見を頂戴する意味で、今年度中に審査会のほうを開催するという事で、今、担当者、準備を進めておりますので、そのような流れで考えております。

副議長（谷 成隆君） 政策参与。

政策参与（東健次郎君） ただいまは私の職務、どのような具体的な寄与をしたのかのお尋ねがございました。できるだけ分かりやすくご説明したいと思います。

ご質問いただきましたワクチンメーターの運営と接種会場の改善ということで、

具体的にどのようなものかというお尋ねでございますが、私がこのことに限らず大事にしているのは、大きく3つございます。

1つは、そのことをやることの目的は何かをできるだけ俯瞰的に考えることであります。具体的には、ワクチンメーターをただつくるだけではなくて、それがどういった目的で、どういったことができるかというのをできるだけ分かりやすくするということであります。

2つ目は、その際に、できるだけ多くの、私の独断ではなくていろんな方々の意見を聞いて、それを取りまとめるということでもあります。

3つ目は、ご質問にも頂きました、職員さんにどのような対応をするかということでもあります。具体的に申し上げますと、ワクチンメーターの目的は何かと申し上げれば、その当時、ワクチンの接種が5月17日から日野町においては始まりましたけれども、当時も、私も庁内いろいろなところへ行っているときに、町民さんからこういう声を聞きました。日野町はワクチン接種をちゃんとやっているのかとか、予約がなかなか取れないとかいったお話も伺っています。すなわち、町がワクチン接種をどういった形でやっているのかというのがなかなか見えにくいということが町民の皆さんの不安でもあり、またお問合せが役場にも寄せられていて、職員がその対応をしていたという時期がございました。そうした中で、そういったときにデジタルの技術が役に立つと思ひまして、ワクチンメーターの提案をさせていただいたわけでもあります。

これは、すなわちデジタル技術を使うことによって、役場と町民さんの間でワクチン接種をめぐる信頼感を醸成しようということでも取り組んだものでございまして、したがって、今日もこの後、更新はしますけれども、毎日の接種状況ができるだけタイムリーに行うということを実現するために、デジタルの技術を活用したものであります。その際には、もう今、2回目の接種が終わりましたけれども、毎日特設会場で接種を頂いた接種数を職員さんから報告を頂いて、私が作業して、システム上で自動連携をさせて、皆さんにご覧いただいたワクチンメーターの更新を毎日行っていたわけでございます。

こうしたことは県内では珍しいことではありますが、全国的には幾つかの自治体であったことでもありますけれども、そうした中でも大切にしていたのは、できるだけ早く更新するということでもあります。その裏返しで、町民さんが先ほど申し上げたような不安があるというふうなお話に対しては、ワクチンメーターを更新すると、ホームページに更新しますので、皆さん、ホームページをご覧になるわけですが、設置以降6か月たちましたが、アクセスが約4万アクセスございました。この間、日野町のホームページ、皆さん毎日アクセスあるわけですが、一番アクセスが多いコンテンツになったわけでもあります。このことが何を意味しているか

と私なりに考えますと、もう1つ、アクセスする時間帯が分かるわけです。毎日接種が3時、4時ぐらいに終わって、遅いときもありましたけれども、大体6時ぐらいまでには更新をするようにしてまいりました。その結果、更新をするとすぐアクセスが皆さんから寄せられていたわけです。

役場のホームページは日中、大体平均してアクセスがあるわけですがけれども、ワクチンメーターだけは夕方から夜、あるいは夜中にかけて、皆さんが気になって、毎日更新しているということもご存じなので、アクセスをして、それが累積されて、6か月で4万のアクセスを頂いたということだと思っています。

こうした日々の積み重ねを通じて、ワクチン接種自体に皆様方ご理解を頂いて、また、皆さん方のそうしたアクセスを私どもも受け止めて、これをしっかりやっていかなきゃいけないということで、これまで進めてきた積み上げがこの結果なんじゃないかなと思います。

したがって、私がやった具体的な寄与というのは、ワクチンメーターの設置をしたということだけかもしれませんが、私がする際には、できるだけタイムリーに町民さんの不安、あるいは役場側の業務に支障を来さないような形でその目的を達する、最適な道を達成することができたんじゃないかなと思っています。

2点目のできるだけ多くの声を聞くということについては、ご質問いただきました接種会場の改善について当てはまると思います。もちろん、私、接種会場が始まるたびに、シミュレーションの時点から立会いをさせていただいて、接種が開始してからも、こちらにお伺いするたびに会場は拝見してまいりました。その都度、例えば掲示方法の内容とか動線的设计とかについて意見を申し上げて、それが現場にも反映されたと思っていますが、それだけではなくて、私、日野町でも同じ滋賀県内の各市町と情報連携をして、どのような接種体制をしたらいいかということについて日々意見交換していたと思います。

それだけではなくて、私、お付き合いある自治体さん、例えば兵庫県内とか、ほかの自治体の方々に参考になる事例を求めて、いろいろアドバイスを頂き、滋賀県内でどうするかという知恵の交換はあるんですけども、ほかの都道府県の自治体さんでいい取組をアドバイスすることもしたわけでありまして。それで、デジタルのことだけではなくて、日頃、一住民としてほかの自治体でもやっているようないいことをできるだけ共有をして、日野町の中に持ち込んできたわけでありまして。

最後の職員への対応についてでありますけれども、いずれの取組も、まず大切にするのは、まず自分自身でやってみるということでありまして。その結果、ワクチンメーターについても、先ほど町長から答弁ありました、申告相談の取組で、順番待ちの表示を、システムを導入しようというお話、答弁されてはいたけれども、これは先ほどのワクチンメーターの仕組みをそのまま流用したものであります。こ

うしたものを使っていると、税務課の方から、そういったものに使えるんじゃないかというようなご提案を頂いて、お話を伺って、それはそのまま使えますねということで、私がああだこうだというよりは職員さんがこういう工夫をしたいという現場の課題感を、私のその当時つくり上げたワクチンメーターの中に見いだしていただいて、自分たちの業務の改善を通じて、住民さんにできるだけ効率的に待ってただいて申告相談ができるようにするような、サービスの向上につながるような好循環が生まれてきているんじゃないかなと思います。

今、申し上げたようなことは、このほかの業務でも今後たくさん起こってくると思いますし、それに際しては、職員さんの創意工夫と自分たちが持っている課題の解決につながるように、私も具体的に寄与してまいりたいというふうに思っております。

副議長（谷 成隆君） 副町長。

副町長（津田誠司君） マイナンバーカード活用についてご質問いただきましたので、こちら、組織横断で進めた取組ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

こちらのほう、実証実験として実施させていただいたものでございまして、先ほど来、話が出ておりますワクチンの予約システム開発のほうに、官民共創ということでご尽力いただきました株式会社スカラが行う実証実験に協力したものでございまして、町として実施したものではありません。

具体的な内容なんですけれども、ワクチン接種にあたって、マイナンバーカードとスマートフォンのほうを活用することにより、本人確認の手続が簡便に行えないかどうかということを実証実験させていただいたものです。希望者を募らせていただきまして、ご本人から同意書も頂いて、株式会社スカラが実施したものでございます。

町の立ち位置なんですけれども、町が行った実証実験ということではございませんけれども、予防接種におきましては、一般にマイナンバーがリアルにも活用できるというようなことにもなっておりますこと、今回使っていないわけなんですけれども、それと、きちんと個人の同意を取った上での実証実験でとして行われたこと、あと、ワクチン接種の効率化、これは町でもそうですけれども、国全体の大きな課題になっていたというようなこともございますので、その実証実験の場を提供させていただいたものというふうに考えております。

なお、実証実験におきまして、日野町もそうですけれども、株式会社スカラもそうですけれども、個人情報の収集というものを一切行っておりませんので、念のため申し添えさせていただきます。

副議長（谷 成隆君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 最後にご質問いただきました日野町 I T 推進会議の関係でございますけども、参与は今年度の日野町の I T 推進会議にご参加いただきました。I T 推進会議の要綱上の委員としてではなくて、あくまでもアドバイザーとして出席を頂いたもので、デジタル化の取組に関するお話や協議を頂いたということでございます。

また、この要綱の中に日野町情報化基本計画の策定というのがうたわれているんですけども、現在のところはまだ策定はできておりません。ただ、今回、自治体 D X を取り組む趣旨と共通する部分が多いと考えておりますので、この基本計画を、自治体 D X を推進する計画と位置づけた中で、策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 再々質問を行います。

参与とは、広辞苑の中では学識経験のある人を行政事務などの相談にあずからせることというふうにあります。執行上、どのような相談を受けられたのでしょうか。参与とは相談にあずかって運営や仕事に協力する役目だと思いますが、これを逸脱されていないのか、お尋ねをいたします。

副議長（谷 成隆君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） 再々質問いただきました。

参与の取組というのか日頃の業務については先ほど、東参与のほうから説明があったとおりでございますけども、まず、参与の位置づけでございますけども、参与は地方公務員法上というのか、非常勤の特別職という位置づけになっていまして、基本的には非常勤の特別職につきましては地方公務員法の適用はありませんので、特に守秘義務については、日野町参与設置規則の中で規定をしております。その第 7 条の中に、参与は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするという規定の中で、当該規定を遵守していただく中で、相談業務等も当たっていただいていることになっております。

参与が基本的にはデジタル、D X というのか、デジタルという部分だけに関わっているかというのと、先ほどの説明もありましたように、一般的にデジタルというと大規模なシステム開発みたいな感じがいたしますけれども、やはり参与、よく言われるのが参与というのは第 6 次日野町総合計画の実現のため、デジタル技術の活用による政策を推進するという立場で行っているということになっておりますので、当然、デジタルも含まれますけども、そういった相談業務について積極的に各課から、各課の会議にも出たり、そしてまた参与の座っておられるところの横の椅子におかけになって相談業務をしているというところでございます。特にデジタルのイメージが大き過ぎますけども、簡単に言うと、もう、パソコンや携帯等でいろんな情報

収集ができるという世の中になってきておりますので、そういった、広く住民の方がデジタルに親しむような形に、町としては進めていく必要がございますので、そういった部分について、やはり専門的な見識をお持ちである参与の意見も参考にしながら、この行政を進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（谷 成隆君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、もう要望になりますけれども、私はデジタル化を全く反対しているわけでもありません。先ほども言いましたように、こういうことを有効に活用していくということが大事なことというふうには思っております。しかし、今、政府が進めているデジタル改革について、やっぱり個人情報保護というのは物すごい心配なことがあるんです。国のやり方はどうであれ、やはり日野町の住民を守る立場で、日野町の執行上、どうしても国の悪政の防波堤になっていただきたい。そのことを切にお願いをして、私の質問を終わります。

副議長（谷 成隆君） ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は14時からといたします。

—休憩 12時59分—

—再開 13時59分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。午前中は大変失礼をいたしました。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、通告書に基づきまして、2項目について質問いたします。

はじめに、米価下落で深刻化する農業について一問一答で質問いたします。

9月定例会ではコロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書を採択し、政府の関係機関に送付したところです。米価下落の背景には、近年の人口減少や食の多様化などに加え、コロナ禍による米の需要の低迷があります。同時に、今年の作況が豊作傾向であることもあり、米の在庫量は増える見通しで、在庫量が需要量を上回る現状が続けば、定価はさらに下落するとして、危機感が増しています。米価収入より生産費が上回る赤字となる見込みで、2年連続となる米価下落は、稲作農家に深刻な打撃を与えています。

農業は、ほとんどが兼業農家で支えられています。稲作農家の破綻が進めば、田園地帯が保持してきた食料の生産基盤と自然環境保全という公益が損なわれ、農村地域の衰退と過疎化は避けられないこととなります。この危機を打開するには、農家へ生産費と販売価格の差額を支援する戸別所得補償制度の復活が必要であり、在庫米は政府が買い取り、国内の生活困窮者や海外難民への援助に活用するなど、農

家の安心に寄り添う農業政策の転換が急務となっています。

そうした中、町当局からも、国・県に対し緊急対策と抜本的な地域農業に寄り添った農業政策の転換を要望していただきたいと考えます。また、待ったなしの深刻な現状であり、今こそコロナ感染症に伴う米価下落等により収入が減少した農家に対する町独自の支援を求めます。同時に、中山間地域直接支払制度交付金事業の緩傾斜地拡充を直ちに実現するよう求めます。

そこで、米価下落の深刻化する農業について、一問一答で質問いたします。

1つ目ですが、米価下落等による日野町の米価の状況と農家への影響を教えてください。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 米価下落で深刻化する農業についてご質問いただきました。その中でも、米価下落による日野町の米価の状況と農家への影響についてでございます。

J Aグリーン近江から本年8月に示されました令和3年産米のみずかがみ特別栽培米の概算金につきましては、60キログラム当たり1万476円でございます、対前年比2,152円の減額というものでございました。このことによる農家への影響につきましては、農家個々に作付の品種や販売形態は様々でございますが、生産奨励金もあり、一概と言えませんが、この概算金を基に計算いたしますと、1ヘクタールの稲作農家さんであれば、平均反収で収穫された場合、18万6,000円ほどの減収というものとなり、日野町の水稲作付面積1,140ヘクタールで計算いたしますと、相当大きな収入減と、日野町にとっては大きな収入減となるというのが見込まれるというものでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の答弁によりますと、日野町全体でだと2億円からの減収になりますが、これだけ下落すると、農業所得は大幅な減収となることは明らかであります。農業をめぐる課題は多岐にわたり、解決困難な状況であり、農業を取り巻く環境、条件が悪化している中で、さらに今回の新型コロナウイルス感染症の影響等で米価が暴落し、農家にとっても町にとっても深刻な事態となっております。

このような農業従事者、農家、農業経営の状況を、町当局としてはどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 議員おっしゃいましたように、単純に計算いたしますと2億円ほどの、日野町で収入がなくなったというようなことになるかと思えます。この状況については、日野町だけでなく全国一緒でございます。日本の米の在庫

が残ってきたというのがそういった原因でございますけれども、非常に農業の形態、いろいろございますけれども、例えば大規模農家さんですと、大きい方ですと五、六百万円の減収になるという方もございます。例で挙げました1ヘクの方ですと十数万円と、非常に幅広い格差があるということでございます。経営状態によって違ってくると。これが国のほうで今回、補正で15万トンの米を確立しようという対策を取られた中で、在庫を分離するというような扱いを補正予算で組まれたというところが、市場にどういった影響が出てくるかというのがなかなか読めないところでございますけれども、一旦はそういった状況を見てくるというところと、4年産に向けてのどういった対策が、次の国の新年度予算等を眺めながら影響を見てくるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 農業自体が労働に見合う収入があり、収支の採算が合い、経営が成り立ち、生活基盤となる職業とならないと、新規農業を始めようとする人はいないというふうに思います。農業を続けていこうという人は少なく、辞めていくことになるのではないかとこのように心配をしています。このような状態が続けば生産意欲は後退し、農業は衰退する一方であるのではないかとこのように考えます。

そこで、この危機を打開するには、農家への生産費と販売価格の差額を支援する戸別所得補償制度の復活が必要であり、緊急対策と抜本的な地域農業に寄り添った農業政策の転換が急務となっておりますが、町当局のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 今、お話しいただきました戸別所得補償制度の復活というように話でございます。

今の国の制度でいきますと、農業所得の減少によるセーフティーネット対策としては収入保険制度、それから経営所得安定対策の制度があるというものでございます。これは国の支援でつくられた制度でございますが、まだ加入者は少ないですけれども、多くの皆さんが加入いただいで、大幅なこういった所得減少に対し、補償を受けていただくということが一番の今の段階での方策というふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の農業政策として、収入保険制度や、経営、所得安定対策の制度を推進しますという答弁でありますけど、今も保険に加入されている方が少ないということでありましたが、そもそも日野町で、収入保険制度に加入されている小規模農家、兼業農家も含めてどのくらいあるのか、また、その全体としての割合はどのくらい加入されているのか、分かればお尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 収入保険制度に加入されている方でございます。2年度末でいいますと31農家でございます。全県でいいますと、682の農家さんがおられまして、昨年も米価が下落したというような状況で、県内でいきますと補填金、下落による補填金が1億7,800万ほど支給されているというような状況でございます。これは単純に割りましても1人当たり100万以上の補填がされているというものでございます。掛金等も、差引きしましても、7割から8割の補填が受けられているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今も聞いていますと、やはり加入されている方、非常に少ないということで、国の農業政策の対策支援としてと、地方の農業実態の在り方との合致しないという状況であるのではないかというふうに思います。

戸別所得補償制度は、支給対象を大規模農家だけに絞らず、生産調整に参加する販売農家を全て対象とした制度であります。このような支援のほうは欧米では一般的であり、むしろ農業の大規模化を推進するための政策と、そして農家の経営を安定させるための政策は切り離して実施すべきであるというふうにも考えます。

はじめに申しましたが、国・政府に対して、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書を日野町議会からも9月27日に提出をしています。また、令和3年度産米の米価下落に対する緊急要請が、グリーン近江農業協同組合ならびに東近江地域農政連絡協議会からも日野町議会に10月27日に提出され、緊急対策を国および県に働きかけをするようにということで要請をされています。町当局からも、国・県に対して緊急対策と抜本的な地域農業に寄り添った農業政策の転換の働きかけをしていただきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） まず、戸別所得補償制度につきましては、大規模農家に絞られているわけではございませんで、過去5年間の申告状況が青色申告できちっと提出できる状態の農家さんであれば、小規模の方でも加入できるという制度でございます。特に大規模農家さんは、収益が大きく落ち込むときは大きい額になりますので、保険に入っておられる比率が高いという意味で、お考えいただけたらと思います。

それと、お話しされました戸別所得補償制度につきましては、この制度が、何と言いますか、今現在はそれが、過去にあった制度でございます。これが本当に、欧米型ではございますけれども、今の段階ではそれが制度化されていないという状況でございますので、これが本当にどういった働きをするのかというのは、ちょっと私のほうで今、これが正しい制度の選択になるのかという判断はちょっと、私の

ほうでは難しい判断かなというふうに思っております。

したがいまして、この制度化についての要望等についてはなかなか、町として今のところできませんけれども、米の下落に対しての支援、いろいろな国に対しての支援については、いろいろな団体とともに要望してまいれるのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） そういう形でも国・県に働きかけ、要請をしていただきたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている人への支援がされていますけど、国の支援の対象から外れているところに、町独自で支援対応ができないかというふうに考えます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国の補正予算の地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症に伴う米価下落等により収入が減少した農家に対する町独自の支援をする考えはないのでしょうか。町当局のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 下落に対する町の独自支援というお話でございます。

こういったお話を聞かせていただく機会がほかの方からもございまして、全国どんなことをされているのかということも調べさせていただいた経過がございます。米どころと言われているところについては、反別当たりとか出荷数量当たりとか、いろいろな制度をつくられているところもあるんだなというふうに見ていましたけれども、いろいろ、今は、実はそういったお話も聞く中で、町のほうでは、その制度が本当に正しいものかというのは、ちょっと悩みながら考えているというのが正直なところでございます。

議員おっしゃいますような独自支援といいますと、相当大きな財源が要ることになりますので、それは地方創生の補正でというようなお話でございますけれども、その枠がどれだけか、ちょっとまだ確定もしていない段階でどうのこうのという、今、お話しできる段階ではないのかなと思いますし、ちょっと、独自支援が本当にお米の需給の安定という国の流れの中と、それとコロナに対する各農家さんの次の支援といいますか、次年度対策といいますか、そういった部分で、どういうふうに見れば正しい支援になるのかというのをもう少し勉強させていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 町独自の農家への支援を、以前から藤澤産業建設主監ならびに堀江町長にもかねてからお願いをしていたところでございますが、今回、そういった提案はされていないことについては、残念に思います。

それで、農家への支援をするにあたって、支援対策のすみ分けを具現化することは難しいというふうにお聞きをしています。今もそういうふうな答弁であったかというふうに思います。それで、他県の支援状況を調べてみますと、市町独自で支援を講じられているところもあります。それで、その辺の状況ですけど、ご承知かと思いますが、今も言われましたように、次年度への支援という形での取組もされているというところで、令和3年度産主食用米を販売している生産農家の生産意欲と経営安定化を支援するため、販売減収分とともに次年度作付の支援として町が補助しているところがあります。日野町でもそのような形でできないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） そういった事例もこちらとしてもいろいろ調べさせても頂いているところでございます。今年度下落したわけですがけれども、次年度産に向けて、非常に意欲が落ちるとか、それとか資材費の高騰も非常にいいものはないわけでございますので、下落に対する補填がいいのか、それとも資材費の高騰に対する補填がいいのか、いろいろな考え方があっての制度づくりをされているんだなというふうに見ております。

日野町として何が支援として必要であるのか、どういったことができるのかも含めまして、ご提案いただいたことについて、検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 検討のほうをお願いしたいと思いますが、町の姿勢として堀江町長はどのように考えておられるかというところもお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 齋藤議員のほうからは、農業について、特に今のコロナ禍による米価下落でご質問いただいたところでございます。

主監のほうから、縷々ご説明をさせていただいたところでございますけれども、当然、私のほうにも農家の方からのご要望も、いただいておりますし、皆様が農業委員会の皆様とも懇談を持たれたということも承知をしているところでございます。

そういった中で、今のやり取りの中でもございました、専業でまさになりわいとされている農家の方、また兼業でされていらっしゃる農家の方、それぞれの立場も、農家と一言で言っても多種多様の方がおられるわけでございます。そういった中でどういった支援の在り方が一番いいのかというのは、大変、私もインターネットを自分で調べるぐらいのことを当然しておりますし、本当に頭を悩ませているところでございます。ただ、この状況は本当に危惧されるところでございますので、何らかの方法がないかなと、本当に思っているところではございます。

そういった中で、やはり来年度に、このままやったらもうええわというふうにならないように、何かの形で、どういった形がいいかはもちろん、もっと調べて研究をする必要があるかなと思っておりますし、どういった方々までの対象にしたほうがいいのかということも含めて、もう少ししっかりと検討させていただく必要があるのかなと思っています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） どのような対象でどのような形でということでの、その辺のすみ分け、具現化をどうするかということになるかというふうに思いますので、その辺のところ、また近隣市町、他県とも状況を調査しながら、何とかそういうのが実現するようにお願いしたいと思いますので、それも早急な対応の決断という形でお願ひしたいなというふうに思います。

次のところになりますけど、今年の3月、6月定例会でも質問させていただきました中山間地域の直接支払交付金事業についてのことについてお伺いをいたします。

4つ目の中山間地域直接支払交付金事業の緩傾斜地拡充を直ちに実施する考えはないのか。実施に向けた取組状況をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 中山間地域等直接支払交付金制度における緩傾斜への拡充についてでございます。

本制度につきましては、今年度より8集落で取組を開始をいたしまして、現在は20分の1の勾配の急傾斜地のみを取組でございます。緩傾斜への拡大については、拡大という意味で実施検討に向けて準備を進めているというところでございます。該当します20集落の方に、中山間地域等直接支払交付金制度の説明会を10月15日に開催をさせていただいたところでございます。

現在、その集落さんを対象に意向調査を行っておりまして、既に急傾斜で取り組んでいただいた8集落さんの中の緩傾斜の部分の測量をまずは執り行いまして、それが終わりましたら、新たに取組を意向されました集落のところの測量に着手したいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 6月定例会の答弁では、本年の稲刈りが終わった10月頃から、該当する土地の測量の取りまとめについての、随時実施していきたいというふうにお聞きをしています。また、10月15日の緩傾斜地対象の説明会でも、急傾斜地で既に取り組まれている集落から現地調査しますというふうにお聞きをしています。ところが、まだ現地測量に入られていないということですが、それはどういうことかということでお尋ねをいたします。この事業は新たな事業の取組であり、いまだに

現地調査が進まない理由として、職員さんというかマンパワーが不足しているのかということと、それとも事業実施を先のことと見て取り組まれていないのかと。その辺のところ、どういうところで今の状況なのか、いつから現地調査の取組がされるのか、緩傾斜地の拡充を直ちに実施していただきたいというふうに考えますが、その辺のところをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 6月には、秋の収穫が終わりましたらというようなお話をさせていただいておりました。10月には説明会をさせていただいたわけですが、現在は別の、正規職員と合わせましてもう1人、会計年度の任用職員と同時に測量に入ろうということで、段取りはしているところでございます。これまでなかなか行けなかったというのは、実は災害とかございまして、そちらの測量、査定なんかの段取りなんかでなかなか、そのの現地に向けられなかったというのも現実、マンパワーの部分であります。

スケジュール感的には、早くて来年の夏までに、早く実施するならば要望に間に合う時期がございまして、そこに間に合わせるというような計画でおりますので、それまでに事前に庁内で協議するという段取りでおりますので、間違いなくスケジュール感的にはもう、持ちながら対応しているというところでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。今の、来年の夏までということで間に合わすということになれば、その次の年ということで、5年度にでも実施が可能というか、できればということも視野に入れていただいているのかなというふうに思いますので、そこはそういうふうなスケジュールであればお願いしたいなというふうに思います。

そして、緩傾斜対象の説明会で、取組の申請を12月24日までに提出することとされておりますが、現在の新たな緩傾斜地の取組の申請状況というのを、今の現状の中で分かれば教えていただきたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（藤澤 隆君） 24日締切りということで意向調査をしております。まだ全てそろっていないわけですが、20集落さんのうち、多くの集落さんで、ちょっと数が手持ちがございませぬけれども、全てではございませぬが、多くの方からやりたいというような意向を聞いているというところでございます。現在の8集落さんはそのまま継続になりますので、全て実施いただけるものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今のところ、多くのところでの申請を受けていられているということで、望まれているところが多いのかなというふうに思います。日野町においては平地と中山間地が混在する荒廃農地は中山間地域に多く、地域面積は2,800平米、そのうち耕作農地は2,000平米というようなことで、この前もお聞きしているんですけど、耕作放棄地の荒廃農地は年々増加傾向にあり、昨年度では1.5ヘクタール減っているというふうに聞いております。

耕作放棄地の荒廃農地の増加傾向を防止する手段として、中山間地域直接支払交付金事業の緩傾斜地への取組を直ちに進めるよう、農業者は強く求められています。米価下落で収入減となる農家への町独自の支援とともに、直ちに取組をされますことを要望します。また、町当局からも、国・県に対し、緊急対策と抜本的な地域農業に寄り添った農業政策の転換を要望いたしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移ります。幼稚園の認定こども園化について一問一答で質問いたします。

女性の社会進出などで保育の低年齢化や長時間保育のニーズが高まり、幼稚園は入園者数が減少し、保育所は入所数が増加する厳しい状況になっています。保育所や幼稚園に求める保護者ニーズは多様化しており、行政の対応が求められています。2019年10月に始まった幼児教育・保育の無償化で、さらに保育所への申込みが増加している傾向にあります。

南比都佐幼稚園では、2016年度から3歳児受入れ保育を実施され、園児数が増加したものの、保護者からは延長預かり保育を求められており、認定こども園化を要望されています。町当局からは、幼稚園施設が老朽化していることや保育士の人材不足の課題解決のために、定員割れの幼稚園を統廃合するような話が10月の決算特別委員会でありましたが、幼稚園の合併には反対する声があります。幼稚園の統廃合をすべきではないと考えます。町としての幼児教育・保育のあり方を示す検討委員会を設置し、地元の意向も聞きながら協議する方向で進めるようにお聞きしていますが、成り行きを心配されています。地元の声を反映した形で、幼稚園を認定こども園化する幼児教育・保育が実践をされることを希望しています。今後どのように事業展開する予定であるのか、一問一答で質問いたします。

1つ目に、2020年度の幼稚園、保育所、認定こども園の入所申込み受付状況を教えてください。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま齋藤議員のほうからご質問いただきました、2022年度の幼稚園、保育所、認定こども園の入園申込み受付状況でございます。

まず、最初に令和4年度の申込み者数ですが、町内幼稚園については、継続児は

新たな申込みは不要なため、新規での申込み者数は3歳児のみでございまして、52名です。

町内保育所については、ゼロ歳児から5歳児までの申込み、この申込みは全員の申込みでございますので、申込み者数は440名です。

町内認定こども園について、短時間部、保育時間が朝8時30分から14時までは、幼稚園同様に継続児申込み不要であり、新規申込み者数は5名、長時間部、保育時間が朝7時30分から18時30分までは、保育所と同様にゼロ歳から5歳までの申込み者数は68名です。

保育所、認定こども園長時間部の年齢別申込み者数は、ゼロ歳児54名、1歳児86名、2歳児92名、3歳児113名、4歳児83名、5歳児80名でした。年齢別申込み者数の中で、3歳児の入園申込みが最も多い状況です。

なお、幼稚園の預かり保育申込み者数は3歳児5名、4歳児12名、5歳児21名となっております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 少子化で子どもの人数は増えていないのですが、低年齢児の保育所入所者が増加しているということです。幼稚園の申込み数は前年度と比べてはどうですか。そして保育所で定員オーバーしているところはないのか、教えてください。

そして、いつもは待機児童を出さないということで、保護者との面談において調整にご苦労いただいているということですが、今回どのような状況なのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいまご質問いただきました幼稚園の申込み者数の対前年度の伸びでございますが、ちょっとその質問につきましての人数のほうが、手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。申し訳ございません。

それと、待機児童の状況でございますが、今現在、保育ニーズは年々低年齢児化をしております、当町でも令和3年度の当初の待機児童数は3名、令和2年度は2名でございました。待機児童の状況としては、ゼロ歳児から2歳までの低年齢児の方となっております。

また、日野町では、保育所あおぞら園鎌掛分園での低年齢児の受入れや、公立・私立での利用調整を行い、入園利用の対応をしてきましたが、来年度の入園児の保育ニーズはさらに増えております。共働きや核家族化によって長時間預かれる保育施設を望まれる傾向が顕著となっております。長時間保育を受け入れられる施設の整備と保育人材の確保が喫緊の課題となっております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） まだこれからの面談というか、その辺の調整もいろいろとされているかというふうに思います。要するに、この辺の、今の現状の中での保育施設の中で、来年度、受入れがきちっとできるのかどうかということで確認をさせていただいたんですけど、その辺、今後の町の保育体制の在り方というところで、今後問うていきたいと思います。

先月の11月30日に、子ども支援課長、柴田課長と、そして参事さん、そして山本議員とともに桜谷こども園を視察させていただきました。そこで園長先生に、認定こども園の実態というところでいろいろと教えていただきました。保護者が求められている保育ニーズが低年齢化しているということで、受入れ体制を整備することが求められているということで、短時間預かりがなく、延長保育のニーズが増えているということでございますし、預かるには保育士さんが必要であるということで、受け入れる保育士さんの確保が課題であるというふうにお聞きしています。また、保育士さんを募集しても、なかなか応募がないということで、保育士さんの確保に苦労しているということでもあります。そして、保育現場においてはいろいろとそういったことのご苦労をされているということの認識をしたところでございます。

それで、現在の受入れ体制では限界があるというふうに思いますし、保育ニーズに沿った対応策を検討する必要があるというふうに考えます。そこで、保育ニーズに応えるために、今後、町当局はどのように事業展開をするのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいま齋藤議員のほうから、桜谷こども園のほうも見ていただきまして、本当に、短時間、2時で帰る子どもさん、それからまたその後、長時間で残る子どもさん、その辺の様子も見ていただきまして、こども園の長所である、その辺の年齢を一元化した中で保育をしているということで、その辺を見ていただけたかなというふうに思っております。

そういった中でも、やはり日野町でも保育士の不足というのが大きな課題になっておりまして、そういったニーズに対応するためには、また保育の質の向上をするためには、様々な対策が求められております。そういった中で、そういうような保育士の確保対策についても、こちらとしましてもいろいろな形で、今年の場合も募集については例年よりも早く募集させていただいて、近隣市町の方からも優秀な保育人材を確保するというようなことで、たくさんの応募も頂いたわけです。また、いろいろな形で就職フェア等にも日野町のブースを出しまして、若い保育士さんもそこに出向いて日野町の保育のよさをPRもさせていただいているところでございます。そういった中で、保育士をできるだけ確保させていただきながら、また、全

体の保育の質を上げるために、少しでも保育士の負担を減らすということが今後の大きな課題だというふうに考えておりますので、その辺には十分しっかりと取組を進めたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今後、更新時期を迎える日野町の幼児教育・保育施設の再編計画の策定を進めているということになるかなというふうに思いますが、やっぱり幼稚園施設の合併には反対という声があることから、幼稚園の統廃合はすべきでないというふうにも考えます。幼児教育・保育の在り方を検討するにあたっては、幼稚園の統合ありきでないことを願います。そして、町当局としては、どのように考えるか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 今後の、そういった地域の声も含めながら町の在り方をどういうふうに考えていくのかということをございまして、求められている保育ニーズに応じて、現代的課題である多様化する家庭環境に対応できる保育体制を整えるとともに、子どもにとって最もよい保育環境は何か、その提供をするために行政として何をすべきかについて、懇話会という形で立ち上げをさせていただいて、いろんな方面から保護者の方のご意見も聞きながら、地域の声にもまた耳を傾けながら、町としてどういうふうにするべきかというのをしっかりと議論をしながら進めていきたいというふうに思います。

そして今後、出生者数とか保育ニーズを見極めながら、地元の方々のご意見を聞いて、就学前教育・保育の在り方に検討を行い、幼児教育・保育施設の再編計画の策定を進めて、その結果をまた町民の皆様にも説明をしながら、ご意見を聞いて進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 幼児教育・保育の在り方として一番大切なことは、子どもにとってどうあるべきか、子どもにとって最もよい教育・保育であるということ、そして保護者の願いに沿った保育であるということが重要なポイントであるというふうに思います。町の財政状況を理由に、幼稚園施設の統廃合をするというようなことのないように願いたいというふうに思います。

小学校と園児との関わりと、近隣に小学校が存在するということが大切なことをございます。就学前の準備する教育・保育の在り方を大切にしたいというふうに思いますし、また、地域住民のつながり、また、これまでの地域とともに育てられた歴史を大切にしたいものであります。

そこで、幼児教育・保育の在り方と町の保育体制をどのように考えるのか、その辺のところ、町長に見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、幼稚園の認定こども園化についてご質問いただいたところでございます。

議員おっしゃっていただけるように、先ほど課長も申し上げましたけれども、この時期、近年といたしますか、保育士不足、そして施設の老朽化という、ある意味、来るべくしてきた課題が目の前に広がっております。そして、お話しいただいたように保護者の方々へのニーズをどう応えていくかと、非常に頭を悩ませている状況でございます。そういったところで議員がおっしゃる、ご心配いただいているように、こちらとして一種、強引に何かをくっつけようとかなくそうとかいう考えは毛頭ないんですね。それよりかは、今ある、我々行政として抱えている、もちろん財政的な課題もありますし、じゃ、保育士さんをどうやって確保するんやとか、施設が壊れてきて、低年齢児を受け入れなあかんのに受け入れられへんとか、本当に悩んでいるのが正直なところですよ。

それと、保育ニーズをどうやって満たしていくか、地元の方々の今までの歴史的な経緯とかをどう尊重していくか、そして何よりも、これから我々の未来を担っていただくお子さんにとってどういった保育がいいのかということ、この機会にしっかりと考えたいというのが本音です。今まで日野町は、伝統的にそれぞれの地区でもしてきましたし、私も桜谷というところで、今は東桜谷の幼稚園はないですけども、育ってきた人間でございます。

やっぱりこのタイミングで、今の形なのか、また違う形なのか、また別の形なのか、どういった形がいいか分かりませんが、皆さんとしっかりと議論して、専門家の意見も聞いて、町の我々の考えと、それを見て、最終的に子どもさんにとって何がいいのかということ、皆さんと考えたいというのが一番の思いでございますので、まだ、何か決まっていますと推し進めようとか暗に考えているとかいうことではございませんので、そういった意味で、本当に純粋なご意見をお聞かせいただいて、子どもたちにとって何がいいのか、むしろもっと投資をせなあかんという結論にたどり着いたとしたら、皆さんにもご理解を頂いて投資をしていくという選択肢も当然、あり得るわけです。一方的にもう要らんから削っていくとかいう話ではなくて、むしろもっと前向きに、子どもたちにとってどういう保育、就学前教育がいいのかということ、議論をしていきたいなと思っておりますので、ご理解を頂きたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今、町長からのお言葉のように、きちんと子どもにとって最もいい形、町にとってもいい形という形での姿勢という形を持っていただきたいと言っているということで、ありがたく思いますし、その形でお願いしたい

というふうに思います。

4つ目の質問に入りますが、認定こども園のタイプは4つのタイプがありますが、地元の声を反映するならば、施設の増築と改修で桜谷こども園のような認定こども園にできないかという考えであります。どうでしょう。お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） ただいまご提案を頂きました、認定こども園化、桜谷のようなということでございますが、繰り返しになるかも知れませんが、現代的な課題と多様化する保育ニーズに応えられる形でいくなれば、どの形がいいかということをよく研究をしながらさせていただきます。今、全国的な流れとしてはこども園化ということで、短時間部と長時間部の子どもさんが一緒になって、ずっと5歳まで同じ園でいられるというようなメリットもございますし、そういった形で、当然、幼稚園教育を求められる保護者さんもおられます。保育園として、そういった保育の充実を求められる保護者さんもおられますし、そこは子どもにより安心といえますか、子どもにとっていい形である場合には、こども園化というのが1つの選択肢の中で挙げられるというふうに思います。

先ほど町長申されたように、これから考えていくということでございますので、そういった今までの日野町の幼稚園、保育園の流れもでございます。そこも大事にしながら、今後、いろいろな形で議論をして、その検討の結果、子どもにとって、町にとって一番いい方法というのを今後も探りながら、皆さんの意見を聞いて進めていきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） これまでも南比都佐地区行政懇談会において、南比都佐地区幼稚園を保護者ニーズに沿った認定こども園にするようということで要望もされております。町の財政状況を理由に幼稚園施設を統廃合するようなことのないように、幼児教育・保育の在り方として、子どもにとって最もよい教育・保育であることを一番に考えていただき、保護者の願いに沿った保育体制にされますことを願います。今後も、幼児教育・保育の在り方の懇話会の取組等を注視していきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 先ほどお昼ご飯を呼ばれまして、向こうの部屋がぼかぼかしていたもので鼻血が出てきました。今、多少処置しておりますが、興奮ぎみですので大変なことになるかもしれませんが、ティッシュを持っておりますので安心して下さい。動画として残るに耐え得るパフォーマンスをしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問を行いたいと思います。

まず、私の今回のテーマは、教育の機会というようなことで上げさせていただいております。みんなと同じようによい成績を取れるように頑張っていて、できるだけ偏差値の高い大学を目指し、名の知れた会社に就職すれば一生幸せと、私は体験していないですが、一昔前、1億総中流社会への王道であった、そんな価値観があったのではないかと推測しております。

成熟社会の到来とともに、多様な選択肢を模索する時代になりました。経済至上主義で行き着くところの物質的な豊かさでは、必ずしも精神的な豊かさを得られないかもしれないという過渡期なのかもしれません。これは経済活動を否定するものではなくて、私自身もお金さえ手に入れば自由と幸せが手に入ると思っていたのですけれども、日野町にUターンするとか様々なところから考えの変化が起きている、それがちょっとここに表れているようなところでございます。

日野町第6次総合計画においても、様々な状況に対応しながら多様な個性を尊重していくことが求められています。今回は日野町の未来を担う教育をテーマに、関係する組織がどのように連携しながら教育の機会を創造しているのかについて、一問一答でお聞きします。

ちなみに今回のテーマというのは、令和2年度6月、去年の6月に、未来を担う人材への投資というようなテーマで、社会教育と計画的な人材育成について一般質問をさせていただきました。そのときの、実は、町長、副町長、教育長は今とは違う形でございましたので、また改めまして、もう少し違う角度からお聞きしたい。これが私の中では教育について聞くのの第2弾ということになりますが、今後も継続的に取り上げたいテーマですので、よろしく願いいたします。

実際、背景としましては、私自身が学びという機会に対して、田舎地域と都会地域では田舎のほうが少し選択肢が少ないんじゃないかなという、その機会損失についてずっとテーマで持っております。そういうような人材育成の機会を提供して、チャレンジしやすいまちにしたいと、そのようなところが私の背景にあるということ踏まえて、質問させていただきたいと思います。今回は主にこちらのほうを向いてお話しすることになるかと思っておりますので、急に飛ぶかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、まず、1つ目の質問をしたいと思います。今回は、特定の組織や団体がどのようなものであるかということをお話ししたいわけではなくて、大きく教育の機会の仕組みについて、体制についてお話をしていきたい。そういう中で、私自身も知らないことは教えていただいて、分析しながら提案に結びつけたいなと思っております。

まず、1つ目に学校教育の機会についてということで、時代とともに学校教育の

内容というものは恐らく変化していると思うんですが、実際にどのように変化しつつあるのか教えていただけますでしょうか。教育長ですかね、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（安田寛次君） 教育の問題を熱く取り上げていただきまして、誠にありがとうございます。私も思いを込めて答弁させていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い致します。

時代とともに、学校教育の内容はどのように変化しつつあるのかということについて、ご質問を頂きました。

直近の約20年間の変化について、まずは申し上げますと、平成10年に改訂をされました学習指導要領では、いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの生きる力の育成が宣言され、総合的な学習の時間が新設をされたことが大きな変化であったのではないかなというふうに思います。

さらに、平成29年には、戦後9度目の改訂となった、今使っております現行の学習指導要領では、社会に開かれた教育課程、主体的・対話的で深い学びという言葉が強調され、これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質、能力とは何かということ、教育の内容に明確化して取り組むこと、また、そのためには、地域の人的資源、地域の物的資源を活用し、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有、連携しながら実現させることが重要であるというふうになりました。

このように、近年の学校教育では、生きる力を育成の柱として、社会に開かれた教育の在り方が重視されるというふうになってきています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 生きる力を育んでいこうと。実際、私、教育のことを少し調べていったり人に聞いていきますと、学習指導要領には、野矢君、いろんなこと、いいことを考えてくれているけど、学習指導要領を読んでみると、野矢君の考えていることが全部書いてあんでみたいな、もうほんまにちゃんとええことが書いてあんでということをお聞きした記憶があります。

このような変化というものを、ちょっとここは私の推測と教育長の推測をちょっと合わせてみたいと思うんですけども、なぜこのように変化してきたのかということなんですが、1つはポジティブな面でいうと、教育論みたいなのが進化したのかなというのが1つと、ただ、もう1つの側面として、邪推かもしれないですけども、社会の変化に対してついていけないように、要するにちょっとネガティブな材

料から変化してきた。つまり、そこから取りこぼされないように、ちょっと自己責任じゃないですけども、そのようなところから、自分で生きる力が必要になってきたと言われるようになったのかなというような、そういう両方の側面があるのかなと思いはらなんですが、ここで、例えば、今、20年前とおっしゃっていただきましたが、ちょうど私が学生だった頃ぐらいから今のお話が進むんですが、とか、もしくは安田教育長が学生だった頃、40年前ですかね、と比較しまして、生きる力というのは強くなっているのか。その辺、どのようにお考えになりますか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 生きる力がどのようになってきたのかというふうなことについてのご質問かというふうに思います。

端的に強いとか弱いとかいうふうなことでの判断はなかなか難しいことがあるんじゃないかなというふうなことを思いますけれども、明らかに時代が多様化してきて成熟化してきたというふうなこともあるんじゃないかなと思いますけれども、それぞれの時代に応じて、どのように生きていくのかというふうなところについては、なかなか、すぐに適応できないというふうなこともあるのではないかなというふうなことを思います。

いろいろな課題がある中で、それぞれどのように生きていくのかというふうな生きる力については、まだ様々な課題があるのではないかなというふうなことから、学習指導要領の中に生きる力の育成というようなことが出てきたものではないかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 確かに複雑になっていると思います。先日、ある動画を見まして、某当時の財務大臣兼副総裁がある学校で講演をしていた動画がございまして、そこで義務教育の内容をそろそろ見直すタイミングなんじゃねえかみたいなことを言っていたのが印象的です。サイン・コサイン・タンジェントを学校を出てから使ったことねえだろうみたいな、それが本当に必要なかどうか、つまり本当に必要なことをもっと別に何か教える機会を持ったほうがいいんじゃないのかみたいなニュアンスだったんですけど、とにかく様々な変化をするようなタイミングはまだまだあるんだろうなと思うところがございますが、ちなみにですけども、ちょっとこれは脇道かもしれないですが、PTA活動というものは変化をしてくれているのでしょうか。もし、ちょっとニュアンスが分かるようであれば、教えていただきたいんですが、いかがでしょう。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） PTAの活動が変化してくれているのかというふうなことについてのご質問ですが、感覚的な申し上げ方で大変申し訳ありませんが、PTAの活

動そのものの中身については、以前よりも随分と変わってきているなというふうな印象を持っています。学校に寄せる保護者の皆さんのお声も、様々な声が出てきているというふうな中で、以前ですと、いろんな活動に対して、その会の代表の方が呼びかけられる、あるいは様々な部会の方が呼びかけられるという中で、たくさんの方がお集まりいただいたというふうなこともありましたが、なかなかそれが一筋縄ではいかないというふうなことも中にはあると。1つの例でございませけれども。

でも、以前にはないPTAの活動の新たな展開があるというふうなことも認識しているところがございますので、一方的に以前よりもよくなったとか悪くなったというふうなことではなくて、変容してきているというふうな認識を持っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 時代に合わせてどんどん変化していくということは、そういうもんだらうなと思います。

次の質問なんですが、学校生活の中で、日本ではどのような将来設計の教え方をしているのかというのが、それも変化というのはあるのかなと思うんですが、例えば就職する以外の生き方ですとか、そういうようなものを知る機会みたいなものがあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 就職する以外に児童生徒が生き方の選択を知る機会にはどのようなものがあるのかというふうな質問ではないかなというふうに思います。

多くの子どもたちにとって、受験や就職というものが最も大きな機会であることは確かなことだというふうに思います。しかしながら、人の生き方や進路選択について学ぶ機会、学校教育の中にも学校以外の場にもたくさんあるように思います。それはいろいろな人との出会いや様々な体験活動、様々な体験学習といった機会が挙げられるんじゃないかなというふうに思います。この人のようになりたいと憧れを持つことや、生き方のモデルとなるような身近な大人に出会うことは、生き方の選択につながるものであり、まさに生きる力につながる学びの機会となるんじゃないかなというふうに思います。

学校教育の場では職場体験実習、あるいはふるさと学習などを通して、地域の人の方々から学ぶ機会を積極的に取り入れようとしているところがございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 地域の方がどういう仕事をしているのかというのは、職場体験で出ていただいているのは私も聞きました。あと、地域のお仕事として自営業の方が、中学校かな、に講演じゃないですけども、逆に行く時間も持っていたいているというのも聞きました。よい取組だなと思って言います。また、ふるさと

学習については、先ほど岡井参事のほうにもお話いただきましたが、とても郷土愛とか、そういった歴史や文化を共有することから生まれるものというのは必ずあるなと思っております。

ちなみに、こういう話題ですと、先ほどの登場人物のまたせりふなんですけども、彼はオリンピックに出たと。射撃の鉄砲でオリンピックに出たということで、何でもできますねと言われると、いや、私は何でもできるわけじゃないと。たまたま鉄砲が得意で、たまたまそれに取り組むことができたから、よい成績を収められたんだと。だから、みんなが同じことをするならば私は1番にはなれなかったということとをそこでおっしゃっていて、確かにそうだなということを感じた記憶があります。

例えば、将来の夢は何ですかという質問をしたときに、日本と欧米と少し答え方が違ったりするようなことも聞いたことがあります。例えば、今、今年の調べですけど、第一生命がネットとかでも、3,000人ぐらいですけど学生を対象に載せて、将来の夢は何ですかという、小学生から1位が会社員というデータらしいです。会社員ってあるんやみたいなことですけども、もう少しあるだろうと思いますけどね。そういうようなことを、日本では主に職業を答えると、将来の夢に対して。ただ、本当はそこにはやりたいことや生き方というか、大きい家に住みたいということでもいいでしょうし、海外旅行したいとかいろんなことが、本当はやりたいことというのは答えられるんですけど、例えばほかにも、就職時期とかいろんな学生に聞きますと、できることは何ですか、あなたが得意なことは何ですかと言うと、いっぱい答えると、ちゃんと調べて。ただ、やりたいことは何ですかと言うと答えられないというようなことを、教育関係の方から聞いたこともあります。

そういうようなことを考えますと、実際には学校教育だけの問題ではなくて、地域的にとか、それを取り囲む大人自体が、どなたも同じ答えになると思うんですけど、大人自体がうまく自己実現できていない。そういうような自己実現をできることが難しいというか、やりたいことを本当に、私、やりたいことをやっているというふうに思える人がちょっと少ない、もしくは難しいのかなと思うんですが、そこはどのようにお考えになられますか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 大人自身が自己実現をしている人が少ないというふうな認識でございますか。その大人の方がどういうふうな人生を歩んでこられたのかというふうなことは定かではないんですけども、先ほどの、今言われた質問の中の子どもに関わる部分からすると、いろんな人と出会ってきますよね、子どもは。その中でこういうふうな人になりたいというふうな憧れというものはとても大事だというふうに思うんですよね。りっしんべんに童とかいうふうな漢字を書きますけれども、子どものときにどういうふうな志を持って生きていくのかというふうな思いを

どういうふうに持たせてあげるのかということによって、その子の人生は大きくやっぱり変わってくるんじゃないかなというふうなことを思っています。

私、鉄砲を撃たせたらという話がありましたけれども、もっと小さいときにこういうことをすれば、もっと違う人生やったかもわからないと。私は、ちょっと私事で申し訳ないんですけども、野球をやっていましたけれども、野球以外のもしスポーツをしていたら、ひょっとするとオリンピックに出ていたかもしれないというふうな、そんな人生があるかもわからないんですね。

だから、いろんな人と出会わせて、いろんな体験をするというのは、先ほど答弁で答えさせてもらったとおりですけども、そういうふうな、大人がどうであるのかということについては、自分の人生を振り返ってみて、自分の自己実現度はどれぐらいやったのかなというふうなことを振り返ることによって、点数はつけられるんじゃないかなと思うんですけども、その人様々ではないかなというのが答えではないかなと思いますけれども、質問の答えにはなっていませんけれども、以上でございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 皆さんそれぞれ、自分でどのように考えるかというだけのことなんですけども、いろんな答えがあるかと思えます。どのようなことをしていくかということもいろいろとあるんですけども、ちょっと元に戻して、本質のところなんですけども、今、学校の現場が、教育の内容が変化していく、または月日が流れていく中で、そこで起きている問題というのも変化してきているんだろうなと。私が子どもの頃感じていた、もしくは思い出にあるものとはまた違うものもあるんだろうなと思えますので、教育現場の問題の変化も教えていただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 時代とともに学校教育現場の問題がどのように変化しつつあるのかというふうなことについてのご質問ではないかなというふうに受け止めました。

時代の変化や社会の要請によって学校教育の重点が変化してきたということについては先ほど述べたとおりですが、社会全体の成熟、さらには価値観の多様化ということに伴って、子どもたちの様子も大きく変わってきているなというふうなのが印象でございます。

学校生活への適応という部分だけを例に挙げますと、一昔前の校内暴力だとか非行問題行動といった荒れの姿は今やすっかり影を潜め、群れとなって社会や大人に反発するのではなく、子どもたちの心はどんどん内向きになってきている傾向が見られるように感じているところです。日常の友達とのコミュニケーションにおいて、ささいなことで傷ついたり悩んだりする子どもが多いような傾向があるのではな

いかなというふうに思います。

SNSでのやり取りにずっと時間を奪われて学業がおろそかになったり、生活リズムが崩れたり、いじめの問題に発展したりする事例が増えていること、多人数の中では安心して生活ができなかつたり力が発揮できなかつたりして、特別な支援や配慮を要する子どもさんが増えているというのも傾向として見られるのではないかなというふうに思います。さらには日本語が十分に理解できない外国籍の子どもさんが増えているということも傾向としてあるのではないかなというふうに思います。一人ひとりの特徴や違いに配慮して、適切な支援をする力が教員にはますます求められてきているというふうに感じています。

また、学校は保護者の多様なニーズや相談に応えていくことも必要となってきています。中でも、学校を欠席しがちになったり不登校になったりする子どもさんが増えてきているというふうなことで、悩んだり苦勞されている保護者の方々に、どのような支援をしていくかということについては、とても大きな問題だというふうに受け止めています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 問題も多様化しているということで、例えば不登校をされるという理由も様々だとは思いますが、委員会でこの間お聞きしたんですが、この場でも改めまして、現在、不登校の方の数というものをおおよそ把握されていれば、教えていただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 不登校の数についてのご質問を頂きました。

数値的なことについては、先般、少年センターのたよりのほうにも具体的な数値が上がっていたところでございます。県内の数値というふうなことで紹介をさせていただきましたし、全国の数値としても紹介されたところでございます。

センターさんのほうに滋賀県の数値が出ていたんですけども、日野町の数値としても、小学生については県平均ぐらい、中学生についてはそれよりも多めというふうな形の数字が出ているというふうなことでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） これについては、比較的田舎は平和で何となく伸び伸びと過ごしているみたいなふうにも、もしかしたらよその方は思われるかもしれないですけど、全然そういうことではなくて、どこの地域でもあるという問題なんだなと思います。

例えば教育現場の問題ということで少し考察をしたいなと思うんですけども、先ほどおっしゃっていただいた荒れが見られた時代というか、というのは、何かそういうようなエネルギーの発散にある種つながっていたか、もしくはそれが逆にまた違うエネルギーになっていたか、そういうこともあるのかなと推測しています。例

えば、学生のときにそのような大きなところと、何かとあらがおうとした、みんなであらがおうとした、もしくは時代的にも組合として何かと闘おうとしたというような、闘争、競争というようなところが社会のエネルギーの発散になっていたりした一面もあったのかなと思ったりします。

そういう意味でいうと、競争を奨励しなくなったみたいなタイミング、教育の変化等によって、あふれ出るエネルギーが何らかふたをされてしまったような状態で、そういう意味でいいますと、荒れることを奨励したいわけではなくて、荒れる必要は全くないんですけども、何か伸び伸びする必要性は、違う場所であるんじゃないかなと。そういうときに、エネルギーを何に向けるかという、やっぱり向上心みたいな、必ずしも競争する必要性はなくて、向上心というのは何で出てくるかという、先ほどの、やりたいことが明確になれば、それが向上心として追求していくというようなことがまた発散に、エネルギーの出どころにつながっていくのかなと思うんですが、こんな考察はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 私もそのように思います。エネルギーの向け先を用意してあげることということがとても大事じゃないかなというふうに思います。決してエネルギーが弱まっているというふうな認識ではないというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） よかったです。分析が何となく一致してうれしいです。そういうことを、また今後も、後で出てくるかと思うんですが、今、教育の中で私が1つ注目している項目としまして、教育機会確保法というものを知りました。これが近年施行された法律ということで、この教育機会確保法について、ちょっと簡単にご説明いただいて、その影響が教育現場等でどのように出ているか、あるのかということをお教えいただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 教育機会確保法についてご質問いただきました。簡単にといいうことですが、少し長い説明になりますが、よろしくお願ひします。

これは平成28年に公布された法律でございます。正式名称は義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律をいいます。この法律では、まず不登校の児童生徒だけではなく、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校の環境の確保を図るとともに、学校では個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが重要であるとしています。その上で、不登校の児童生徒にも能力に応じた教育を受ける機会を確保することで、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上を図ることの必要性と、そのために国、地方公共団体、民間の団体等がしっ

かりと連携して取り組むべきであるということを基本理念として述べられています。

これらを踏まえて、さらにこの法律では、国および地方公共団体に対して、学校における取組への支援、支援の状況等に係る情報の共有の促進、特別の教育課程に基づく教育を行う学校や、教育支援を行う公立の教育施設の整備などに努めるとしています。また、学校以外の場における学習活動の状況等を継続的に把握し、不登校児童生徒とその保護者に対する必要な情報の提供と指導助言などを行うために必要な措置を講ずることとしています。

これによって、これまでの、とにかく学校へいかに復帰させるかという考えから、必ずしも復帰にこだわるのではなく、社会で自立する力をいかに育てるかが大切であるという視点を持つことで、当事者や関係者にとっては、追い詰められた気持ちから一定、救われる部分があることは確かなように感じています。けれども、児童生徒個人や家庭の問題と捉えずに、不登校の問題を社会全体でどう見ていくかという新たな課題に向き合っていく必要が迫られているというふうに理解しています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 詳しくありがとうございます。つまり、学校へ行けない場合に、今までであればとにかく学校へ、みんなで誘いに行ったり、もう地域ぐるみで学校へ行くという選択肢しかなかったというようなところが、ほかの選択肢が明確にあるということではなくて、学校1択ではない、何か選択肢を何とかというような法律なんだろうと認識しました。

そこで、日野町のその整備状況ですかね。ということは、学校教育の機会を、学校へ行けない場合も確保するんだと、整備して下さいということであれば、日野町の、いわゆるその整備状況として様々なサポート体制があるかと思います。実際これは、もう話を進めていきますが、特に委員会でもそのようなことを私、お聞きしまして、そのやり取りの中で出てきたこととしまして、小学校中学年ぐらいから対象としたサポート体制が実際に明確にあるとということ、小学校低学年を対象にした居場所については十分とは言えないというようなことだったと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） サポート体制についてのご質問でした。

まずは、学校外の施設というふうに申し上げられましたけれども、一番は、学校でいかにそのお子さんを、あるいは保護者の皆さんを支援していくのかということ、まずは大事に考えているところでございます。これは間違いのない事実でございます。そして、それを取り巻くいろんな施設があります。子育て教育相談センターもあります。さらにはスクールカウンセラーもいてくれます。スクールソーシャル

ワーカーというふうな人的支援もあります。そういった方々も中心になりながら、いろんな支援を展開していこうというふうなことでございます。

さらには、今、申し上げて下さったとおり、日野町のサポートスクールというふうなことで、少年センターさんが中心に取組を進めて下さっていますステップというふうな名称の教室がございます。これは対象学年として小学校の4年生から中学校3年生までの子どもさんを中心に支援をしていくというふうなことで、勤労福祉会館のほうで、専属のスタッフがつきながら学習の支援を中心に支援をしていくというふうなことで、サポートをさせてもらっているというふうなところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 以前、確認させていただいた状況で間違いないということだと認識しましたが、ここにつきまして、少し関連するところにもお聞きしたいんですけども、例えば学校に行けないという状況が発生した場合に、学校か幼稚園か分からないですけど、そうすると。本来なら働きにいかうと計画をしていた、もしくは働きにいかないといけない状況だと想定していた親御さんが働きにいけなくなるということは、十分考えられる状況だと思うんですけども、その場合に、例えば子ども支援課、学校教育課だけじゃない状態、状態というかサポート体制が必要になったりする場合があります。例えば福祉保健課ですとか、そういうようなことを想定した、現在、連携体制といいますか、もしくは情報共有というような体制、システムというのがどんな状況になっているのか、どなたか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） ケース・バイ・ケースでございます。様々なケースがある中で、支援体制というふうなことですけれども、地域にはいろんな資源がございます。先ほど申しました内容とちょっと繰り返しになりますけれども、学校が中心になりながら、学校、それから教育相談センターもあります。少年センターもあります。それから役場の中でいいますと子ども支援課、それから福祉保健課、もちろん学校教育課もございます。様々な課が連携し合いながら、ケース会議というふうなことで、休みが出たときに、まず、アセスメントといって、どういうふうな状況にあるのかというふうな見取りをすることになっています。そして、その後、プランニングというふうなことで、どのように役割分担をしながら、そのケースについて取り組んでいくのか、さらには、ある一定の期間済んだ中で見取りをしていくと、振り返りをしていくと。そして次なる方策を練っていくというふうなことで、取組を進めているところでございます。そういったケースはいろんなケースで持っているというふうなところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 確かにケースが様々かと思imasので、1つの形じゃないほうが対応しやすいこともあるんだろうと思imas。ただ、一定、お困りの方の窓口というのが分かりやすいほうがいいのかなと思imasので、それか全部が窓口ということでもいいのかなということですかね。そういうようなサポート体制で連携していただいているということが、確認させていただけてよかったかと思imas。

例えば、よその地域の事例なんですけども、日野町では恐らく行われていない事例ですが、草津とか彦根で実際に行っている事例としまして、学校に行けない子どもたちに対して、それ以外の選択肢、学校を優先順位として、ただ、事情があつての場合は、それ以外でどのように機会をつくるかということ、一応、公に自治体として認めて補助対象にもしているというような事例があると伺っています。

具体的には、例えばフリースクールですとか、草津とかの場合ですと、草津の子どもが草津のどこか認定されたところに通うだけではなくて、よそのところに通う場合も含むらしいんですが、それで、1つは学校を登校出席扱いになると。もう1つは、それでもやっぱり義務教育というシステム上、その地域の学校には所属していて、ある程度、一定のお金がかかるということもあるので、そういう場所に行く機会が二重負担になるような状況を避けるために、そこに対しての利用料を補助するというようなことが実際に行われていると聞きました。

これの根拠が、教育機会確保法のタイミングから、そのようなことが根拠にして行われているというようなことなんですけども、そういうことが日野町においても、上記のことを踏まえながら、そういうようなことを模索していくということが考えられるのかどうか。日野町でそういった場所を確保するためには、どういうふうなことが行えるのかということについて、お聞きできますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 今、他市町の事例を紹介いただきました。私もその町の内容について勉強もさせていただいたところでございます。

先ほど申しました内容の続きにはなるんですけども、いろんなところでサポートをしているんですけども、国のほうの数字を見ますと、不登校している子どもたちが19万6,127人いる。その中で67.5パーセントは学校内外で相談や指導を受けていると。つまり、3分の2の子どもたちは何らかの形で支援が行き届いている。残り3分の1についてはそうでないというふうなケースがあるというふうな数字が出てきました。

何が申し上げたいかといいますと、どこの機関にもどの資源にもつながっていないというふうなことは避けたいというふうに感じています。そういう中で、ご支援いただく1つの資源としてNPOさん、フリースクールというふうな存在があるというふうなことで、その町については補助を出して実施しているというふうなこと

で、情報を聞かせてはいただきました。

ただ、そんな情報を受けたんですけども、その学校が、果たして教育課程とかいろんな条件をする中で、要件を満たしていくのかどうなのかというようなことについては、保護者さんと学校との間で連携協力関係が十分に保たれているかどうかということだとか、あるいは民間施設についてのガイドラインがありますので、そういったことも参考に考えていく必要があるんじゃないかなというふうなことだとか、あるいはもう1つ大きな内容として、教育課程に照らして、そこでの教育の内容がどうであるのかというふうなことについても十分考えていく必要があるんじゃないかなというふうなことを考えているところでございます。

1つの資源として、大切に、いろんな情報もまた共有をしたいなと思うんですけども、まだまだ幾つか要件として、整理しなければならない課題もあるんじゃないかなというふうな認識を持っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 学校というものとして認めるというか、当然、出席扱いとかの辺も絡めていきますと、おっしゃったように、かなり、どういう教育プログラムを組んでいるのかの辺はとても大事なことだと思います。どこかの集まりにただ行くから、その対象として認めるよというわけには、当然、いかないと思いますので、その辺りは、学校、教育、教育委員会としてのどのようなものが必要なのか、そしてそういう場所でどのようなものが用意できるのかというようなことをすり合わせていながら、結局は、何が申し上げたいかといいますと、制度を整えましょうという中で、制度が整っていない部分、もしくはその制度から漏れてしまっている対象がそこに存在するとすれば、それはやっぱり町として、できる限り整えていくように進めていってほしいというのが根底にあります。

なので、教育機会確保法ができたからじゃなくてもだとは思いますが、とにかくこれに照らし合わせたとしても、それを整備しましょうというようなことで考えていただけたらと思いますので、ぜひ、こういうような問題に取り組んでいけると、それは当事者の方か、当事者じゃない方もおられるかもしれないですけど、取り組もうという方々同士で、ぜひ話し合いを継続的に持ちながら、よりよい答えを、答えは1つじゃないと思いますし、答えは変化していくと思いますので、とにかくそういった検討会ですか、そういうようなものを持っていただきながら進めていただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 様々なケース会議を先ほども開催しているというふうなことを申し上げておりました。様々なケースの中には、そういった方々にもお入りいただいて、今後、検討するというふうなことも想定されるところでございます。

学校としては、あらゆる資源に、あらゆる資源というのは大変適切な言葉ではないかも知れませんが、すぐるものにいろいろすがりながら、子どもたちの社会的な復帰が、社会的自立が果たせるように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ぜひよろしくお願ひいたします。

これで、学校教育の機会についてという1つ目の質問から、次、社会教育の機会についてという質問に移っていきたいと思います。

実際には、学校教育と社会教育というのは、私は明確に分かれるというよりは、結構つながっているものだと思っています。その中で、これはちょっと私のイメージですけども、学校教育と社会教育は同じぐらい大事というか、どっちが大事とかというよりは両輪で走っていく、強いて言うならば、社会教育が特に、僕は、長期にわたるものですから、大人にとってもうずっと手放せない、とても大事なものだと思っています。もっと広義で、ちょっとフランクな言い方をすると、とても充実した社会教育のシステムは学校教育をカバーし得るというぐらい、個人的には考えています。

そういうようなことを踏まえて、私の令和2年6月に質問させていただいた内容になりますが、私の社会教育のイメージは、学校教育が生きる力をつくる教育プログラムだとすると、社会教育というのは、人生を豊かに暮らすための研修プログラムであってほしいというようなイメージでお話を進めていきます。ですから、既存の町で行われている社会教育とは少し概念が異なる可能性もありますが、うまくお話ししていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

それで、早速ですが、社会教育、以前、社会教育についてお聞きしたときは、学校教育以外のことは全てであるというようなことでお聞きしておりました。ここで1つ目の質問なんですが、先ほどの学校教育と同じような感じなんですけども、日野町における社会教育の特徴といいますと、どのような感じかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 野矢議員から社会教育の分野についてのご質問を頂戴いたしました。

まず、日野町における社会教育の特徴についてのご質問でございます。

まず、先ほども議員おっしゃられましたように、社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動のことを申し上げます。生涯学習課および各種団体などによりまして、事業や活動を行っているところでございます。

当町におきましての部分でございますが、社会教育の1つの分野に公民館の活動がございます。日野町の誇れる社会教育の特徴といたしまして、昭和30年の1町6村の合併後に、旧の役場を主として公民館として利用し、そこで始まりました各地区の公民館活動が挙げられると思います。実行委員会や子ども会の組織による活動ですとか人権の教育など、それぞれの分野におきまして、各地区特色ある活動を自主的かつ主体的に進められてきたというものでございます。

各地区公民館活動を基本といたしまして、生涯学習社会教育に取り組む体制を長年続けてきたことが大きな特徴の1つであると考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 日野町の特徴として公民館が特に挙げられると私も思います。公民館活動は地域に密着した、大変すてきな活動だと思っておりますが、組織的な団体の活動というくくりでいいますと、例えばフリースクールも社会教育の一環になるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうね。例えば、今のお話を聞いていますと、いわゆる住民活動が結構、社会教育の日野町の特徴なんじゃないかと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） おっしゃっていただきましたように、住民の活動ということでおっしゃっていただきました。公民館活動といいますものが、もともとの成り立ちといたしまして、合併した後の各地区のところで進められたということをおし上げたんですけれども、その地区ごとで我が地区を何とかしていこうという住民の方々の熱い思いが公民館活動に結実してきたものというふうなことを感じております。そういう中で、各地区の公民館で教室であるとかいろんなサークルが生まれ、活動を進めてきたというところでございますので、議員おっしゃるような部分は、側面としてあったものと感じております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ちなみに、生涯学習課となっておりますが、以前は社会教育課であったというようなこともお聞きしたんですけど、そういうようなことから、学校教育の話をお聞きしたのと同じように、何か時代によって変化というのはあるんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今、課名のことで、お尋ねいただきました。

平成18年から社会教育課が生涯学習課と変わったところでございます。名称を変えさせていただいております。このことは全国的な流れの中で、社会教育というのが、どうしても教育ですので、上からという形の部分がかったということで、学習、住民側の立場として自らが学んでいくということを主に置くということから、全国

的な流れの中で生涯学習という言葉が出てまいりまして、課名についてもそのタイミングで、日野町としても変えさせていただいているということでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 社会教育課が生涯学習課になった。そこでテーマみたいなものが教育から、言葉で言うと学びに変わった。そこで、主体も行政から住民に変わったというような印象かなと思います。それで、公民館活動等にも代表されるようなことが今も続いているのかなと思うんですが、ここでちょっと言葉の整理をさせていただきたいんですけども、言葉と組織ですね。教育委員と社会教育委員は実際にはどのような違いがあるか、教えていただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま教育委員会と社会教育委員という言葉についての違いということで、お尋ねいただきました。

教育委員会は地方自治法に基づく町の執行機関ということでございまして、任務等につきましては地方教育行政の運営に関する法律の中で種々書かれておるところでございますが、任務といたしまして主なものとしましては、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織その他の事務を行い、ならびに社会教育その他教育、学術および文化に関する事務を管理し、およびこれを執行するというふうに規定をされているところでございます。

一方、社会教育委員でございますが、これは社会教育法に基づくものでございまして、日野町におきましても委員を15名の方に委嘱させていただいておりますが、これは合議制といいますよりは各委員が独立して活動していただくという中で、まとまって会議を開いていただいているというところでございまして、町の社会教育活動や公民館活動などに主体的に関わるとともに、委員の会議においては、その経験や知識を基に意見をお聞かせいただくことを通じまして、町の社会教育行政に関して助言を頂いているということでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ちょっと私は、組織がややこしいので、ちょっと整理させていただきたいんですけども、とにかく教育委員会が学校だけじゃなくて、いわゆる教育全般を、教育委員会というところが執行機関としてあると。そこに対して、生涯学習課、学校教育課は横並びであるわけですね。図書館、横並びですね。社会教育委員というのはこの並びともまた違うポジション、もしくは、例えば生涯学習課管轄の中に公民館があるかのように、社会教育委員というのは、今の言い方でいうとどこに位置するのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 位置づけということでお尋ねいただいたものだと思う

んですけれども、議員おっしゃるように、学校教育課、生涯学習課、横並びでございます。それと並んだ中で、教育機関といたしまして図書館がございます。あと、その他の公民館等につきましても社会教育施設につきましても、生涯学習課所管の教育機関ということになってございます。

次に、社会教育委員さんでございますけれども、社会教育分野についてのご助言を頂くということで、行政組織ではなく、それに対する助言を頂く審議会的組織ということでご理解いただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ということは、これをもう一度もっと整理するために、1つ問いを飛ばしてお聞きしたいんですけれども、生涯学習課や公民館といった社会教育行政にご助言いただくということは、生涯学習課や公民館と社会教育委員との関係というのは、社会教育委員がアドバイスをするというところでよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ご質問にも頂いておりますように、生涯学習課、公民館との関係というふうになると思いますけれども、公民館につきましては、生涯学習課所管の社会教育施設だと申し上げたとおりでございます。一定区域内の住民の方のために事業を行う、社会教育活動を行う。また、生涯学習課につきましては、町全体の住民の方を対象として、社会教育事業や活動を行うという位置づけでございます。これらの事業や活動を見ていただく、進めていただくこともあるかと思っておりますけれども、こういった活動に対して、社会教育委員の皆様方は、先ほど申しました形で、教育委員会、生涯学習課に対しまして助言をしていただくということでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 助言ですね。まだちょっとイメージし切れていないんですけれども、社会教育委員が、先ほどのご答弁で主体的に社会教育に関わる、主体的に公民館に関わるとおっしゃっていただきましたが、主体的に関わるということは、社会教育委員はそのメンバーまたはプレーヤーという意味合いでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） このことにつきましては、社会教育委員さんの選出の状況のことから申し上げたところでございまして、申し上げますと、各委員さんにつきましては、各種の社会教育団体、女性会、青年団、PTA、それから各地区の公民館を選出母体とした形での委員さんが15名いらっしゃるということになってございますので、この方たちは、所属団体に戻った段階では、その団体が主体として活動される中の一員として頑張っているというように捉えておりますので、そのような申し上げ方をしたところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） ということは、次の質問を続けて、分かりやすいのでその次の質問をしたいと思うんですが、社会教育団体や社会教育委員さんが担っている役割、助言とか主体性を持ってということ踏まえて、またちょっと違う角度になるかもしれないですが、担っている役割というのはどのようなものでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 役割ということで、繰り返しになるところもあるかと思いますが、社会教育団体さんにつきましては、先ほど申し上げたように青少年教育や成人教育、スポーツ関係や文化関係など、各種の目的に基づく活動をしていただいていると、自主的にしていただいているというところございまして、そういう活動を踏まえた中で、委員の方々は専門分野の識見を基に社会教育に関しての助言を頂くということでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） ますます社会教育というものがどういう存在であるのかという、もしかしたら概念だけの話だからかもしれないですけど、具体性というのは少し分かりにくいんですけども、例えばこんなことを言っておられる公民館長がおられました。これはちょっと教育長も同席された、町長も同席されたときの話ではございますが、コロナで、貸し館等々している施設を、コロナ禍のひどいときに1回休みにしよう。実際に行われたことではありますが、学校はそれでもやはり教育機関として続けていたと。そこで、ある公民館長が、コロナ禍においていろいろと気をつけなきゃいけないのは分かるんだけど、社会教育機関として、教育機関として考えたときに教育は休んでいないでしょう。学校教育は休んでないじゃないの。なぜこの社会教育というのは休むんだと。つまり、教育という面に対してちょっと強い、教育だというような学校教育に対して比較するとという意味かも分かりませんが、ちょっと違うものに捉えられるのかな。この辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 今、おっしゃっていただいた、1施設の公民館長さんのほうからの発言だったということで、私も同席をさせていただいておりましたので、そういったことも聞かせていただいております。別の機会でも館長さんからそういうことをお聞かせいただいたこともございまして、なるほどなど、なるほどなどという言い方は失礼かと思いますが、聞かせていただきました。

確かにこういったコロナ禍の中におきましては、不特定多数の方が来られる公民館という施設の面から見た場合については、今回の対応については致し方なかったなというふうには思っております。ただ、そこにお集まりになる住民の方々は、目

的として公民館に何を求めてこられるかということ考えたとき、そこにおける憩いの場であるとか語りの場であるとか、それから介護予防の中で使ってはいただいていたところがあるんですけども、そこで皆さんとともに運動をしながら体力維持をするといったことなどもしていただいたところでございますので、そこを教育というふうな側面で見えた場合においては、館長さんのおっしゃっていただく発言についても一定、理解はさせていただくところでございます。

今回の場合については、致し方なく休館をさせていただきましたけれども、今後の活動の中では、こういったことも踏まえて、貸し館等については検討していく必要があるのかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際に学校は貸し館していませんし、例えば学校の体育館の貸し館というのは、恐らくその時期は休んでいたのかなと思うと、同じような対応も考えられたのかなというふうに思いますけども、確かにお話に出たように、教育ということかというと、私も一番はじめに言いましたように、2大教育ジャンル、これがもう人生の全てだと思っておりますので、そう考えると、これは当然のように続けるということも、僕は続けてほしいなと思う側でございます。

それを踏まえてですけども、3つ目の3番の質問に戻ります。社会教育というものが住民に分かりにくい。つまり、今、僕は聞きながら、じゃあ社会教育って何なのというのが、つかめるようでつかめていません。ほかの方がどう思うか分かりませんが、ただとにかく言えることは、社会教育というのは話題になりません。私、普通に暮らしていて、社会教育がねという話、ほぼ聞かないです。そういうのはなぜかなと。学校の話は聞きます。でも社会教育がねという話は聞きません。こういうことは、どういうことから来るのかなと、ちょっと推測でも結構なんですけど、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 社会教育が住民の方々の話題にならない、なりにくいということかなというふうに思いますけれども、社会教育の中の活動の1例といたしましては、スポーツ協会が行う子どもさん対象の教室、スポーツや文化教室、子ども会が行うキャンプ、青少年育成町民会議の意見発表大会、人権教育としてのふれあい学習会などなど、その事業の目的は明確であり、住民の方多数がご参加いただいている活動、事業があるというふうに思っております。こういったものは、身近で生活に密着していることから、そのように感じていただくものと考えております。

社会教育の分野での活動について、住民の方に知っていただきやすい方法、周知の仕方というものですけれども、こういったものについては、十分検討してまいり

たいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 様々な団体がテーマを持って活動していただいているのは、確かにあちこちで、テーマごとには分かります。ただ、ここでちょっとキーワード的に僕の中でこういうことかなと思うのとしては、自主的な活動、これが住民活動ということが1つ、キーワード的に恐らくあるんだろうなと思っているんです。これと同じように聞こえたのが住民自治なんです。住民自治についてどうなのか、この町の住民自治はという一般質問をしたことがありますけども、同じような感覚です。つまり、それぞれしていただいているという認識、状態。

これをもうちょっと具体的に言いますと、社会教育団体が活動していただいているテーマ以外の社会教育は、日野町では行われていないのか、行われたいのかをお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 私どもの課として所管しております各種団体の方々、もっと狭い意味で申し上げますと、補助金を交付している団体の方々というふうな形になるんですけれども、こういった方々のみが社会教育の活動をされている団体であるとは全然思っておりません。そういった意味で申し上げますと、各種の団体の方々が各種の事業なり活動をしていただいておりますということで、その中で社会教育の分野というか、もうこれは社会教育というよりは住民活動というか、社会の中での活動という意味で申し上げますと、いろんなことをしていただいて、それが皆さん方の生きていく上でのよりどころになっている部分も中にはあるのかなというふうに思っておりますので、そんなに狭い意味で捉えているわけではないということは申し上げたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 町内では確かに様々な活動が行われています。先ほど言いましたとおり住民活動としては、日野町は本当に多彩な方が活躍して、ある種頑張っている活動されていることは私も承知しております。

ここで聞きたいことが、行政として社会教育というものをどういうふうにしたいのかと。こういうことをしたいなというのがもし仮にあれば、そういうものを社会教育団体に業務委託をするということはしていませんよね。恐らくしていない。つまり、社会教育団体がそれぞれのテーマで動いている。あとは住民活動といいますと、住民さんがそれぞれで動いている。当然ですけども。ということは、ちょっと言葉は悪いですけども、たまたま行われている活動が、その団体はテーマを持ってめっちゃ真剣に考えていますよ。ただ、総合的なジャンルで埋め方という、たまたまそこでテーマを持たれて活動していることになりますよね。とい

うことは、行政の考える社会教育、こんなことがあったらいいん違うかというのどこかが主体になって実施しているかということ、実施していないと。つまり、社会教育団体育成事業というの、ほぼほぼ、ちょっと事務局的な形の、仕組みの話ですよ、になってしまって、要は企画実行するような体制ではない。体制の話ですよ。だから、社会教育について語る機会がない、話題にする機会がないんじゃないかなと思うんですよ。全体について。どうでしょう。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） おっしゃっていただく部分で、語る部分がないというふうな捉え方をさせていただいているということだと思うんですけども、ちょっと私のこれまで携わってきた社会教育の分野というのが、もう少し、頭のほうが固いという部分があってというふうに思っているのかなと思います。行政としてはこういうもんだというふうに思っているところがあるのかなというふうには思っております。事業をするにあたっての目的だとかいったものについて、これまでからそれを中心に考えてきたところがございますので、各種の団体の皆さん方がどういった思いを持っていただいているかということについても、今後も一緒になって、一緒になってというか、そういう活動についてを我々も勉強させていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私は今の仕組みが、ちょっと仕組みがそうさせているんじゃないかなという、体制の話ですので、本当に誰かがどうということではないんですけども、体制という意味でいいますと、例えば、前回の答弁のときに、社会教育団体、要は、補助金交付団体はどのように事業評価されているの、どのように選定されているのということをお聞きしたときに、多分このような答えだったと思うんですよ。社会教育委員さんにもいろいろとご意見を頂きながら交付決定している。構造上、社会教育委員さん、先ほどもちょっと構成メンバーもお聞きしましたが、社会教育委員さんのメンバーは、社会教育団体育成事業の補助団体から構成されている。この仕組みが、何というんでしょう、イノベーションを起こしにくいというか、それぞれの活動は当然、否定されるものでもないし、活動されていると思うんですけども、仕組みを見直していく、学校教育ってすごい大きく変化しているように聞かせていただいたのに比較して、社会教育の変化というのがどうあるのかというのを期待するところまでの変化が起きにくい仕組みなんじゃないのかなというふうに見させていただいたんですよ。

私は本当に、そういう機会さえたくさんあれば、どこが実施していても、どういう形であってもいいんですけども、もしそれが機会、様々なジャンルの機会を増やすということをし少しでも加速させるような仕組みになり切れていないのであれば

もったいないし、加速させるようにバックアップするのが行政の役割なんじゃないかなと思うわけですね。

なので、もしかしたら今までの概念とは違う話をするかもしれませんが、つまり、行政的にどういうことをしたいのかというのがまずあって、社会教育個別計画みたいなものがある、そこに対して、それを担ってくれる団体、当然それを執行するために予算があって執行する主体はどこなのというのを担ってくれる団体があってというのが事業の流れ、そのぐらい明確に説明ができる状態に学校教育はなっていると思うんです。それを、社会教育というジャンルにおいても、そうやって、ああ、こういうことがこれからこの町で行われる可能性があるのねというようなことが起きると、面白いんじゃないかなと本当に思うだけなんですけども、なので、そこで、例えばですけど、今までもしそういう公募とかが行われていないのであれば、あるジャンルに対して公募を入れるとか、提案型事業として予算をつけて実施主体を募集しますとするとか、それだけでも、今までの既存団体をどうのこうのという気は僕も一切ないので、そういうことではなくて、新しい社会教育というものが話題になる動きを追加できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） おっしゃっていただくことは理解させていただきました。補助金交付団体の決定について、社会教育委員の会議において決定している部分についての仕組みとして、その所属団体が構成員というふうになっているという、委員に選出されているということを考えたときには、議員おっしゃるような部分は否めないかなというふうに思います。

こういった中で、公募の委員をとというふうなご提案も頂きましたので、今後の新たな活動などを考えていく中では1つのよい方法ではないかなというふうには考えますので、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私も歴史や法律等々に、調べ切ってお話できているかというところとあれですので、また、その辺は大目に見ていただいて、こんなアイデアもあるというようなことで聞いていただけるといいかなと思っております。

最後に、教育長にお話を伺って終わりたいと思うんですが、以前は、実は総務政策主監に人材育成についてお尋ねしました。人材育成、そのときは社会教育という言葉を使っていないかもしれませんが、研修プログラムの、カリキュラムのあるような、連続性のある、計画性のあるというような社会教育が行われていくことで、人材育成につながり、住民の活動が活発になって暮らしの幸福度が高まる。そういう場所に利用者も実際に集まっているようなことも、調べていくと当たります。

例えば、田舎を学校にしようみたいなカレッジ、ちょっと言葉は適当ですけど、田舎アカデミー、田舎スクール、里山大学、未来塾みたいな、そういうようなことは、やっぱり先進的な事例だと往々にして各地域に出てくるんですね。これは何のためにやっているかといったら、課題解決する人材を養うためにやっている。そこが面白くて人も集まってくると。これは社会教育の研修プログラムだと僕は思うんですね。

そういうようなことも踏まえながら、以前は、実はどんどん公民館を使ってやって下さいというようなご答弁を頂いて、公民館も自由に使っていけばいいんだということではあったんですが、これを教育という政策や施策として捉えて行えないでしようかということ、最後にお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 日野町における担い手、人材育成について、政策として社会教育を進めることについて、ご質問いただいたところでございます。私の思いも含めて答弁をさせていただきたいと思っております。1問目も含めた思いでございます。

第6次の日野町の総合計画では、未来を担う人づくりを政策の柱として、生涯にわたる学びと活動の推進を政策としているところでございます。これらを目指す個別の分野として、生涯学習、スポーツ、図書館、人権等を規定した体系としているところですが、1例として、各種教育等に参加した小学生が、そこで指導の補助をする中学生だとか、あるいは高校生のリーダーを見て、あのようなリーダーになりたいというふうな形で、上の年代を追って次の活動につながるというふうなことが非常に重要なことだなというふうなことを思います。身近なところに憧れの人を置くということがとても大事ではないかなというふうに思います。

そういう意味からすると、身近なところに憧れの大人がいるかどうかを子どもたちは見ているんじゃないかなというふうに思います。大人も頑張らなければならないというふうなことを本当に感じているところでございます。

1問目で、不登校のことも話題で提供を頂きました。子どもたちは、今は不登校をしている子どもたちがいる事情であります。でも、将来は、町の担い手として活躍をしてくれることを私は期待しています。その子たちをどのように育成していくのかというふうなことで、野矢議員がおっしゃっていましたが、学校とは違うところでの社会教育をいかに充実させていくのかということは、町にとって大変大きな課題ではないかなというふうに感じています。

社会教育法では、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、そのほかの活動をというふうなことからすると、いろんな活動が展開されています。公民館の活動もしかり、公民館以外の住民活動もしかり、本年度になってからスマイルアクションでいろんな活動も展開いただいています。提案型の事業も、公民館を中心に活

動いただいているところもあります。そういった活動全てが活気づいてくることによって、町全体が活性化してくるというふうに考えるところでございます。

先日、町長さんと一緒に、対話で築くまちづくりというふうに題して、学校の先生方の懇談もさせてもらったんですが、先日は公民館の館長さんと懇談をさせてもらう機会がありました。先ほど傍聴に館長さんが見えていたんですけれども、その館長さんいわく、魅力ある新しい事業を創り出すことを大切にしています。特に、大切にしているのは、子どもたちを中心にした事業の展開です。その子どもたちはやがて地域を支える存在になります。子どもが集うことで活気ある事業を展開することができます。こんなふうにおっしゃって下さいました。公民館に子どもが集って、いろんな実行委員さんの憧れの姿を見る中で、子どもたち自身が育っていく。明日の地域を支えてくれる人材が育っていくというふうなことが実現したらいいなというふうなことを思っています。

最後にですが、不登校の関係で、社会教育でいろいろと頑張ってくれている子がいます。学校には行けないけれども、社会教育の分野で毎週教室に行ったり、あるいは発表会に出たりというふうなことで、頑張ってくれている子どもがいます。そういった子も、より充実した毎日が送れるように支援をしていきたいというふうに思いますし、憧れの人をその子たちと出会わせていきたいなというふうな思いでいっぱいです。

次世代の政策として、いろんな機関が連携した取組を進めることがとても大事ななというふうなことを思います。そういう意味で、今、提唱しています各学校のコミュニティースクールというのは大変大きな取組になるんじゃないかなと思いますし、その推進に向けて力を入れていきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 本当に教育は、僕自身も子どもがその当事者ということもあって、また、その当事者の、自分の位置が変わるたびに、また違う教育についてのことに、またお話しさせていただいたりするかと思いますが、とにかく町全体が、今の言葉で言いますとウエルビーイング、何をするかというよりは、充実した気持ちにどのようになって、みんなが楽しく暮らすかというようなことを、いろんな形で、町がサポートをしていただきながら、みんなで作っていったらいいなと思っております。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は16時25分から再開いたします。

－休憩 16時15分－

－再開 16時25分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

その前に、子ども支援課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。子ども支援課長。

子ども支援課長（柴田和英君） 先ほど、齋藤議員の一問一答の中で、昨年の幼稚園の入園申込み状況について聞かれまして、ちょっと私のほうから、答弁がそのときできませんでしたので、今、申し上げさせていただきます。昨年の幼稚園の申込み者数は54名でございまして、新規申込みで54名です。今年が52名ですので、昨年度より2名減っているというような状況でございます。申し訳ございません。

議長（杉浦和人君） それでは、10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、デジタル化についてお伺いいたします。

コロナ禍により、リモートワークなど経済活動のデジタル化が促進されました。パソコンやスマートフォン、ゲーム機などの電子製品の売行きが好調だったとも聞きます。日本は、ICTやデータの活用は先進諸国に大きく遅れているとも言われています。そんな日本においても、社会のデジタル化は進み、多くの人がスマートフォンを持ち、生活の必需品になりつつあるように思います。

世の中のデジタル化への急速な変化の中で、本年9月、デジタル庁が発足しました。今後、国が進めるデジタル化により、各種給付金の迅速な支給や行政手続のオンライン化なども進んでいくものと考えます。我が町でも、新型コロナウイルスワクチンの接種の予約にインターネット予約も実施され、利便性が高められました。

デジタル化に向けて、その1つにマイナンバーカードがあります。町では、マイナンバーカードの普及促進の取組として、役場のほかに郵便局でも手続きができるようになりました。マイナンバーカードの活用も広がってきています。住民票などをコンビニで取得できることに加え、健康保険証として登録していれば、一部の病院では健康保険証として使えるようです。デジタル化によって行政コスト削減にもつながるよう望むものです。また、今後、行政側から住民に必要な情報を受け取り、誰もがデジタル化の恩恵を最大限に受け取ることができるよう進めていくべきだと思っています。そこで、3点お伺いいたします。

1点目は、マイナンバーカードの交付率の推移と全国と比べてどうなのか。また、国では普及や消費喚起につなげるためとして、マイナポイントの付与などで普及促進を進めようと検討をされていますが、町として普及促進への取組は考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、現在、我が町でマイナポータルにより手続きできる制度を教えてください。

3点目は、全国では新型コロナウイルスワクチン接種予約でインターネット予約に苦慮された住民が多くあった自治体が報道されておりました。今後、デジタル化の推進によりデジタル格差が起らないように、電子機器の取扱いに不慣れな方への支援が必要であると考えています。町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまはデジタル化についてご質問を頂きました。

1点目のマイナンバーカードの交付率推移と町における普及促進への取組ですが、当町のカード交付率は、令和2年4月1日に8.9パーセント、令和3年4月1日に20.5パーセントであったのが、11月1日現在で31.7パーセントになっております。同日付で総務省より公表されております全国の交付率は39.1パーセント、全国の町村部で35.1パーセント、滋賀県では43.0パーセントです。

当町でカード交付申請数が伸び始めたのは、令和2年6月のマイナポイント予約申込み開始後で、マイナポイントによる消費活性化策を契機に、カード交付の申請をされた方が多かったものと考えています。申請者数の増加は本年5月まで続き、その後減少しましたが、現在は国の令和3年度補正予算案に追加経済対策として、新たなマイナポイント付与について報道されたことから、徐々に申請者数が増えている状況です。

住民課では、カードのオンライン申請補助、カード交付とマイナポイント予約申込みに加え、保険証利用登録の補助を一体的に行い、スムーズに手続できる体制整備に努めてきました。また、町内各郵便局においても、今後増加が予想される申請サポート対応にご協力をお願いしているところです。今後も引き続き、カード交付希望者が申請しやすい環境を整え、円滑なカード交付に努めてまいります。

次に、2点目の日野町におけるマイナポータルにより手続ができる制度、今後手続が可能となる制度についてですが、マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスで、子育てをはじめとする行政手続のオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせが受け取れたりする専用のサイトです。

現在、日野町では子育て関係の制度につきましては、インターネット上で手続の検索が可能となっています。また、オンラインで電子申請ができるのは、児童手当等に係る寄附の申出と、児童手当等に係る寄附変更等の申出の2つとなっています。今後は日野町の既存の業務との整合を見極めながら、その他の業務につきましても、順次進めてまいりたいと思います。

3点目に、デジタル化の推進によりデジタル格差が起らないように、電子機器の取扱いに不慣れな方への支援についてご質問を頂きました。

デジタル化の流れの中で、電子機器の取扱いが不得意な方についても、デジタル化による恩恵を受けていただけるようにするため、利便性、必要性、安心感と、教

えてくれる、慣れる、体験できる、さらには身近な方との知識の共有の場づくりが大切だと考えます。町としましては、電子機器の取扱いが不得意な方でも使える仕組みづくりをしっかりと議論する中で、ライフスタイルに合った日時や場所で使い方を学ぶ講座を開催するなど、活用へのさらなる取組を推進してまいります。一方で、誰ひとり取り残さないためのアナログな対応も整えていくことも必要だと考えます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。

1点目についてですが、町のマイナンバーカードの普及率は、全国の普及率より、また滋賀県より、また全国町村部よりも低い状況でございましたが、この結果を、どう受け止めておられるのでしょうか。また、要因は何を考慮しておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

全国のトップクラスの交付率を誇っておられます宮崎県の都城市では、マイナンバーカードは市民サービス向上および行政効率化に資するとの信念で注力され、企業や地域単位で5人以上の希望者がいる場合は、職員が職場や公民館などに出向いて申請手続を実施されています。町としてカード普及は必要だというふうにお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。

2点目は、マイナポータルのぴったりサービスについてですが、日野町では、今、ご答弁によりますと、子育て関係制度のインターネット上で手続の検索が可能というのと、オンラインで電子申請ができるのは児童手当等に係る寄附申出と寄附変更等の申出ということでございましたが、これを利用する、しようというのはあまり考えないのではないかとというように受け止めさせていただきました。

マイナンバーカードを基に利用できるサービスがもっと広がらない限り、マイナンバーカードを保有しようとして考えてもらえないのではないかとというふうに、私も思っています。持っていても利便性がなければ、持たなくてもいいのではないかとということで、持たない選択をされる方が多いというふうにお考えか、その点をお伺いいたします。

3点目は、町でも使い方を学ぶ講座開設など、活用へさらなる取組を推進するというご答弁を頂きましたが、全国では総務省のデジタル活用支援推進事業を活用し、情報格差の解消を目指し、スマホ講習会やスマホ学習会が行われています。日野町でも先日、シルバー人材センターのチラシの中で、スマホ教室を開催するというのが載っておりまして、日野町が進められたのかなと一瞬、私も思ったんですが、確認させていただいたら違うということだったんですが、また、本当に公共交通の利用に向けてアプリ開発などもされておられますし、また、ネット予約もやっぱりスムーズにできるように皆、したいというふうにおっしゃるので、活用できます

ように、町が主導してスマホ教室を実施していただきたいというふうに思いますので、町の考えておられる講座とはどういうものなのかというのもお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（山田甚吉君） カードの普及の件でございます。立場的に言うと、申請されたカードを地方公共団体情報システム機構が発行しますので、手前どもの窓口で交付しており、渡すところが住民課になっておるところです。全国の事例で、ちょっと4月にも調べたんですが、宮崎県都城市、兵庫県の養父市ですかね、出張で申請を受け付けていると。今、全国で高いところが石川県加賀市と高知県宿毛市、ここはやっぱり利益還元で、地元で使える商品券とかを配っておられるというところでございます。

日野町、県内市町でも出張申請ということで、何人か集まっていたくならば、あるいはショッピングセンターに出かける、他府県の例でいうと、3人以上とか4人以上集まれば職員が行きますというようなこともあるとは聞いております。果たしてそういう需要があるのであれば、検討する必要はあるかなと思いましたが、ちょっとこの間、感染症対策等で動員もあった中で、そういう体制を取るべきかどうかという議論もございました。そういった町民の方が来庁申請できないというご事情があって、でもマイナンバーカードが欲しいということであるなら、そういったことも検討していかななくてはならないのかなと思います。そういったことの実情については、また先生方からも情報があればご提供いただければ、困っておられる方がおられるよということであれば、検討させていただきたいなと思います。

どうしても、今やっているのは交付時来庁方式といたしまして、ご本人様が来庁されて、本人確認をして、タッチパネルで暗証番号を入れていただくということでございます。どうしてもご不自由な方でも、職員が来られた車まで出向かせていただいて、本人確認はさせていただいてというような便宜は図らせていただいているところではございます。

普及が伸びない理由なんですけれども、先生おっしゃったとおり、利活用シーンがまだないということに尽きるのかなと思います。逆に2万円で2万5,000円のお買物ができるといった経済活性化対策が取られたにもかかわらず伸びなかったこと、キャッシュレス決済に限るといって、そこら辺の、あるいはそういった利益誘導をもってカード交付を広げる、進めるといった施策についてどのようにお考えなのか、まだ再問の中でお聞かせいただければありがたいかなと思っております。

町として普及を進めていくかどうかは、やはり利活用場面が増えないと、何で持たんならんのやというところになってくるのかなとも思います。基本的には、個人番号カードは社会保障、税の場面で、個人番号と本人確認を一体的にできるため

に使うものやと。あと、ICチップがあるので、電子的な取引、申請においては、本人の確認、本人さんがつくられた申告書ということが出来ますので、そういった情報端末機器を使える環境にある方が持たれることは、便利になるということはあると思います。

どのように普及していくのかということと、先ほどの答弁でありましたが、アナログなことも残していかななくてはならないと。時代の変化に対応はしなくてはならないけど、時代の変化に対応させるというのでは、また違うのかなというところがありまして、そこら辺は悩ましいところかなと思いますので、全庁的な中で、役場はマイナンバーカードを町民の方にどのようにお知らせしていくんやというか、そういったことはちょっと協議していかなあかんのかなと思っております。

住民課ではなかなかちょっと、そこまでが詰められていないところがございますので、実際、受け取りに困っている方がおられるのであれば、ご相談に乗りたいと思いますので、そういった方の情報はお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 再質問を頂戴いたしました。

まず、マイナポータルのぴったりサービス、議員ご指摘のとおり、やっぱりもっと広がらないとということでございます。全国的にも子育てとか介護が中心で、子育ても結局、それで申請できるのは今、日野町ですと2件だけです。これをもっと使いやすいようにしていくということを、子育て支援の関係課と連携しながら、それから、もし介護ですと、介護のほうのところはもう、全国的な動きを見ながら、それをもっと使いやすい媒体にしていくことがやっぱり必要かなと思います。

ぴったりサービスだけが使えるからではなくて、多分、議員もご指摘のとおり、マイナンバーカードで何ができんねやというところが、やっぱりまだまだ、住民の方の生活の中に便利さがないような状況です。例えば、ご質問の中に上げていただいておりました保険証として使える機能、もう既に機能としては使えるんですが、例えば日野町の医療機関に、そうしたらそれが使えるだけの機器の投資をしていたかなあかんというような現状もございます。町内ですと3つの医療機関と申しますか、調剤薬局も含めて3件あるというふうに聞いていますが、そうしたらそのことで住民の方が保険証の代わりに持っていこうかというふうになるかということ、なかなか進まない。ということになりますと、やっぱり、国の政策として、もっと住民の方がそのことで使えるということを広げていただくことが、町としてもそこに取り組めるという、そのことで便利になる、皆さんの生活が便利になるということが必要なのかなというふうに思います。

一方で、デジタルデバイト、情報格差をどのように埋めるかという話は、議員ご指摘のとおり、現在、例えば公民館でも、日野公民館とか西大路公民館でも民間の

機関の講師をお招きしてスマホ教室、それから必佐公民館ですとパソコン教室等々されているというふうにお伺いしているんですが、今後は、先ほど議員もご指摘いただきました公共交通のアプリも入りますし、現在の防災アプリの使用も含め、もっと住民の方のいろんな機会を捉えて、例えば出前講座、それからいろんなサロン、高齢者の方のサロンの機会に、毎回ですとちょっと嫌がらはると思うんですけど、その機会を捉えて、少しアプリの使い方の説明に寄せていただくとか、公民館の場所とか、それとやっぱり全国で効果が上がっていますのは、なかなか日野町は学生の数が少ないんですが、若い学生たちが高齢者の方にスマホの使い方を教えるというマッチングが大変良いという事例も聞いています。会津のほうですとそういう取組をされているんですが、そういうようなところの工夫もしながら、高齢者の方も大変、スマホの普及率も、民間の会社によって違うんですが、60代以上、80歳までぐらいで80パーセントを超えるというような数値を出している民間の調査もありますので、そんな中でそれを活用して、皆さんの生活が便利になるという中で、安心で安全でなおかつ使いやすい、そこを進めるために、町としても今後、検討をしてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間を議事の都合上、あらかじめ延長いたします。中西佳子君。

10番（中西佳子君） 再々質問をさせていただきたいと思うんですが、マイナンバーカードの普及なんですけれども、年代別で見ると、若い方がカードを持っておられるのが多いのか、高齢になられてもカードを持っておられるのか、申請されるのかということですけど、それが分かりましたらちょっと教えていただきたいなと思います。やっぱり年代に一番ポイントを絞っていただいて、なぜなのかということ、理由を知って推進していかなければ、同じ状況が続くのではないかなというふうに思うところがございます。

また、ポイント付与とかいうのはやっぱり国のほうで検討されていますので、それはそれで私はいいいと思うんですが、ただ、申請はご本人ができる方はされたらいいと思うんですが、ご本人確認があれば、できたカードは郵送で受け取れるということをしているところがあります。それは大変、私、便利だと思うんですね。会社員さんですと、土曜日指定されたりとかされていますけど、それに合わせなければいけないというのがありますが、やはり自宅に届けていただいたり、再更新の手続とかはご本人確認が要るのかもわかりませんが、2回のところを1回というのはかなり便利があると思いますので、できる範囲のことで工夫をやっぱり凝らしていかないと、本気でマイナンバーカードを取得していただこうと思うならば、ちょっと取組を検討していただきたいと思います。その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

デジタル化の一番いいところはやっぱりスピード感だというふうに思います。手紙、紙媒体にももちろんいいところがいっぱいあると思いますけれども、紙媒体で郵送して、またその方が、また郵送で返してきていただく、申請していただくという場合ですと、物すごい時間がかかるわけですね。しかも窓口なんかに来ていただくとなると、会社を休んで何時間かのロスをしてしまうというところで、そういうところを、利便性を上げていこうというところのデジタル化だというふうに思っていますので、やはり、それについて、今、デジタル庁ができたところですので、今後もしっかりと使いやすいデジタル化というのを進めていかれることとは思うんですが、しっかりと、今言われております、自宅でもパソコンやらスマホで申請ができるような取組、またプッシュ型のお知らせを電子で受け取れるというのがありますよね。この間、5万円の現金支給のときにプッシュ型という説明をされましたけど、今後やっぱりそういうふうに、申請しなくても対象者の人に自治体から送れるということが、本当に若い方にとっては利便性が高いというふうに思いますので、日野町としては一番最初にどういうことをできるように取り組んでいこうとされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（山田甚吉君） 年代別、ちょっとこれは古い情報データで悪いんですが、結構年代の後半の方が、50代後半から60代前半、65歳までの方が、この当時では山があったと思います。女性の方ですと、ちょっと男女別やったんですが、女性の方ですと30代、20代後半から30代のところにちょっと山があります。ですので、やっぱり現役世代のお勤めの方が申請もされていないようなのかなとは思いますが。

それと、申し忘れましたが、来年、年明けに、滋賀県の後期高齢者医療広域連合が75歳以上の方にマイナンバーカードの申請書を送られます。そういう年代の方なので、どれだけ申請に結びつくか分かりませんが、広域連合が、滋賀県もどうしようかというところではあったんですが、ちょっと国の後押しというのか、ねじを巻かれたというところかなと思うんですが、取りあえず送られるようになりましたので、ご家族様の支援で申請されるようなところが起こってこようかなと思います。それもちょっと1月、2月、3月、窓口が忙しくなる繁忙期でもあるのになというところはあるんですけども、そういった方で交付申請が伸びれば、ご来庁いただいて交付ということもあろうかなと思います。

申請時来庁方式というのは、言われたように交付時の来庁じゃなくて、先に申請して、パスワードを預かって、手前どもで登録したものを本人受取郵便で送るという方法が認められています。ちょっとJ-LISから送られてくるカードが、交付時来庁方式のものと申請時来庁方式のもので分けなくてはいけないというのがあって、今日まで手前どもは、ちょっと一緒になると具合悪いところもありまして、

着手できていないところは正直ございましたので、どのようにやったらよいのかというところは、ちょっと研究してまいりたいと思います。申請時来庁方式を出張でやる、家に行くとか、会所に集まってもうた場に行くとか、そこでご本人を確認させていただいて、パスワードを封筒に入れて封緘したものを預かって帰ってくるというようなことをすれば、郵便局の方が最後、本人確認して届けていただくということは方法としてございますので、その体制が取れるかどうかは、住民課のほうでご相談をさせていただくと、ちょっと今、やりますとは申し上げにくいというところがございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 再々質問を頂戴いたしました。

スピード感がある利便性とか、もっと若い人にもターゲットを広げるように役場としてどういうふうに取り組んでいくかというところを、もっと全庁的に議論をしていく必要があるというのは、ご指摘のとおりかと思います。あと、住民課長申し上げますませんでしたけども、ご存じのように、休日交付も、平日お勤めの方も、休日ですと取りに来たり申請したりできますので、そこら辺の窓口対応も住民課の職員、休日出勤をして、毎月、「日野め〜る」でお知らせしてやっておりますので、そういうところも工夫しながら、住民課だけ、どこどこだけではなくて、全庁的な対応として、また総合的に対応してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 今、年代をちょっとお聞きしたんですけど、やっぱり30代ぐらいの女性は多いということだったので、やはりちょっと時間、子どもさんをお迎えに行った帰りにでも来られるというような感じだと思うんですが、男性の場合は、仕事をされている方というのは、やはり役場や郵便局へ行くというのが時間的に厳しいのかな。もちろん日曜日、おっしゃられますが、日曜日、やっぱりいろんな行事もありますし、家族との団らんもありますし、なかなか必要性を感じないと、そこまでしようというのが、現状なのかなというふうに思いましたし、職場でも何人か集まればできるような体制も考えていけば、その問題というのは普及できるのかなというふうに思いましたので、ご検討いただきたいなというふうに思います。

誰ひとり取り残さないということで、アナログ的な対応を考えていくという、整えていくというようなご答弁もありましたので、デジタル利用される方は本当にスムーズにできるようにお取り組みいただきたいと思いますし、また、アナログを愛しておられる方にとっては大変なあれでございますので、両方、大変だと思いますが、ちょっと整えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次に、地域共生社会についてお伺いいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、人口減少、高齢化が進み、3世代世帯は減少し、高齢者単独世帯の増加が予測されています。近年、地域における共同体意識が薄らぎ、近隣関係の希薄化も進んでいるように感じます。また、コロナ禍での自粛生活が長く続き、祭事や行事が中止となり、人と人とのコミュニケーションの機会も少なくなってきたという現状です。

今後、持続可能なまちづくりには地域共生社会と言われている人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会が必要だというふうに思っています。また、地域包括ケアシステムにおいては、それぞれの地域の実情に合った医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供される体制を構築しなければなりません。

我が町においても、地域包括ケアシステムの体制が進められているところだというふうに思っております。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられることが一番大事です。そこで何点かお伺いいたします。

1点目は、町の高齢者支援サービスの現状を教えてください。

2点目は、高齢者を見守り、助け合い、支え合う活動をどのように進めておられるのか、教えてください。

3点目は、住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生してきたと言われており、市町村が創意工夫を持って包括的な支援体制を円滑に構築できる仕組みをつくるとして、国では、社会福祉法に基づき、本年4月に重層的支援体制整備事業が実施されました。市町村の任意事業ですが、町の取組へのお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 地域共生社会についてご質問を頂きました。

まず、1点目の生活支援サービスについてですが、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、一人ひとりの生活に応じた支援等の環境づくりが必要です。地域共生社会の実現に向けた町の生活支援サービスの取組状況につきましては、まず、作業療法士等の専門職が高齢者の自宅を訪問し、日常生活活動の機能維持のための助言、指導を行っています。また、買物や病院への通院などを支援する住民ボランティアによる移動支援活動に対しても補助制度で応援をしています。このほかにも、移動販売や配食サービスなど、民間業者等の取組についての情報提供や地域のサロン等の開催状況を、生活支援コーディネーターや介護支援専門員と情報を共有し、個々の生活支援に役立てていただいています。

2点目の見守りなどについてですが、町では、地域住民によるお互いさまの支え合いが豊かに存在をしています。こうした住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進していくことが重要と認識をしており、社会福祉協議会や生活支援コーディネ

ターと連携し、地域での話し合いを進め、支え合い活動の立ち上げなどの支援を行い、住民が地域で自主的に運営する高齢者交流サロンなど、住民主体の支え合いの地域づくりを引き続き支援していきます。

次に、3点目の重層的支援体制整備事業についてですが、現代社会においては、住民の皆さんが日常生活を営む上で複雑化、複合化した課題に直面することが増えてまいりました。町の窓口で課題解決するためのご相談を受ける場合も、従来の属性別の相談体制では対応が困難な場合もございます。このことについては、国は、属性を超えた包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業を準備されたところです。

現在、対応が困難なご相談を受けた場合には、重層的支援体制整備事業の理念に基づき、関係課が連携することはもちろんですが、関係機関や支援いただく関係の皆さんと、課題解決に向けて連携した取組を進めているところです。当該事業そのものの取組については、現在実施しておりませんが、今後、必要に応じて取組を進めるための体制について検討しなければならないと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは再質問させていただきます。

1点目についてなんですが、生活支援サービスというのは行政とか専門職、また住民ボランティアの支援に加えて、今もご答弁の中にも出てきましたけど、民間業者等の移動販売とか配食サービスの方との連携とか協力という体制も取っていかれてはどうかというふうに思っています。昨日、山田議員さんが、コミュニティービジネスのところで、高齢者の見守りと生活支援をされている薬局があるというお話をされましたように、町の個人商店さんでも、配達などもされているところもありますので、こういう商店さんとも連携を取っていただけると、見守りなんかはいいのではないかなというふうに思いますので、コミュニケーションの機会を持っておられる方を活用して、話し相手や困りごとの相談につなげていくというところができるように思います。民間業者さんとの連携とか商店さんの連携というのはどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目は、地域での課題などを話し合い、支え合い活動されている地域というのは、やっぱり難しい。たくさんあるのかどうか私は分からないんですが、住民がたくさん、大きい地域、団地ですとかいうところは、なかなか話し合いをするといっても、たくさんの方全員が寄るといことは難しいですし、やはり小さな単位のところでは話し合いなども、また、支え合い活動なども、難しい中でも頑張っておられるのかなというふうに思うんですが、地域で自主的に運営されている交流サロンというのは町で何か所あるのかということも教えていただきたいと思います。

3点目は、滋賀県下ですが、重層的支援体制整備事業に取り組まれている市町と

というのはあるのでしょうかどうか、教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） ただいま再質問を頂きました。

生活支援サービスにつきまして、民間事業者との連携についてどうかということと、それと、自主的な交流サロンが幾つあるかということをご質問いただきました。

まず、最初の1点目の民間事業者の連携と協力ということなんですけれども、現在、買物の配達サービスでありますとか配食サービスでありますとか、いわゆる生活の掃除であるとかいったサービスも、いろいろな業者さんがされております。町では、そういった情報につきましてはいち早くキャッチをされるように努めておりまして、そういうことをケアマネのほうに伝えまして、本に必要な方につきまして、そういったサービスがより利用していただけるような形で支援、情報提供をさせていただいているということでございます。そして、町内の個人商店さんでもこういったサービスもされているということもあろうかと思っておりますので、そういったことにつきましては情報収集に努めさせていただきたいなと考えております。

それと、実質的な交流サロンということですが、町のほうで今現在、交流サロンに関しましては、町のほうからも補助金を出させていただいております。当然ながら、補助金を出していない地区でありますとか集落といったところでも様々な活動をされておりますので、一概に幾つということは難しいかと思っておりますが、令和2年度の実績でいきますと、12団体、12組織のほうに補助金のほうを交付させていただいております。ただ、これはあくまで補助金を交付させていただいた組織ということでございますので、それ以外にも様々な活動をされていると思っておりますので、そういったところにつきましても引き続き支援の活動をしていただきたいなということを思っております。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（池内 潔君） 重層的支援体制整備事業の県内の取組でのご質問を頂きました。

本年10月に調査された結果なんですけれども、今年度取り組まれているのは、滋賀県内においては長浜市、守山市、米原市の3市であるということでございます。いずれの市も、取組はされているものの、いろいろと模索しつつ取り組まれているという状況も報告をされているところです。なお、来年度、令和4年度での実施を予定しているというふうにお答えいただいたところが甲賀市、野洲市、高島市、竜王町ということで、これはまだ確定ではないと。ただ、取組を進めるための検討をしているというふうにはお聞きしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 山田議員と同じ考えになるんですが、商店さんとか、そういう

ところも見守りとか生活支援の連携を取るということも、今後進めていかれたらどうかなと思うんです。行政だけではやっぱりできない。もちろん専門職も必要ですしというところもありますので、また地域ボランティアさんだけでもできないところというのはあると思いますので、地域の商店さんでありますとか、もちろん個人情報情報の遵守というのはあると思いますけれども、もちろんそういう協定を結ばれて、そういうことも1つの方法ではないかなというふうに思いますので、今後はやっぱり、もちろん若い方がたくさん日野町に増えていただくことは本当にうれしいですが、なかなかどこも厳しい状態ですので、高齢化が進んでいくというところで、単独所帯が増えていくという可能性が大きくなるわけですから、やはり地域としても、だんだん希薄な状況にもなってくるのかなと思いますので、いろんなところを駆使してやっていかないと、そういう考え、民間さんとの業者とのつながりということでしたらいただいたほうがいいのではないかなと思いますが、ちょっとそのお考えについて、お伺いしたいと思います。

あと、地域で、本当に大きな地域にとってみたら、本当に難しいと思うんですね。交流サロンも何か所か教えていただきましたけど、されていない地域のところはどのように対応されているのか、できましたら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 再々質問を頂きました。

商店での見守りなんかの連携は取れないかというお話でした。こちらのほうにつきましては、商店といますか、商店も含めまして地域にある方々、事業者さん、もちろん商店も含めてなんですけども、そういった方が、例えばいつも店に来ておられる方が、最近顔を見いひんなということでご心配のようなことがありましたら、そういった情報を町のほうに一報いただければ、またこちらのほうも現状の確認をして、そういった支援が必要な状況になっている場合もありますので、そういった形で情報提供を頂く形での連携は図れるのではないかなと考えております。

それと、もう1点のほうなんですけども、なかなか地域によって取組をされているところもありますし、ないところもございます。特に高齢者サロンにつきましては、マンパワーといますか、人が動かすものでございますので、そういったいろんな要件でやられているところもありますし、またやられていないところもあるかなと思います。ただ、大なり小なりの地域的なつながりといますか、地域で支え合うといますか、そういうような土壌が当町は脈々とあるのかなと思いますので、そういった意味では、どこの地区につきましても、そういった可能性は持っておられるのかなと思います。

町としましても、町が積極的に入って、町が尻をたたいてというところまではなかなか難しいことではございますけども、そういったご相談がありましたら、例え

ば近隣で似たような集落数の事例のほうをご紹介するとかいった情報提供、また相談といった形で、支援のほうも、また応援もさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 行政支援の充実もこれから図っていただきたいなというふうに思いますので、重層的支援体制整備事業についてもご検討いただけたらなというふうに思います。また、地域での人と人とのつながり、支え合うということ、やっぱりこれからもっともっと大事になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、また地域共生社会を目指したいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 次に、4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 今回の一般質問、いよいよ最後になりました。お疲れかと思いますが、しばらくお付き合いを頂きたいと思っております。

私は通告書に従いまして、大きく2点、質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、防災情報伝達システム整備事業の進捗状況についてお伺いをします。

昨年の3月の定例議会で、防災情報伝達システム整備事業予算が成立して、既に1年半余りが経過をしました。この間、成立前の関連質疑も含めまして、私を含めて8人の議員がこの件について質問をしました。半分以上、3分の2ぐらいということになりますね、の議員がこの質問をしました。日野町版の防災アプリ、それから戸別受信機、区長用タブレット、屋外拡声器、あるいは個別支援計画など、防災情報の伝達に関わって、それぞれの役割や用途などをただしてまいりました。それで、5点お伺いをしたいと思っております。

1つ目ですが、今年の6月の定例会で、中西議員がその時点での防災アプリと戸別受信機の配置状況を質問されました。それに対して、アプリは約1,700人、戸別受信機は666世帯が利用しているというふうな回答がございました。この数字はその後どうなっているか、お教えいただきたいというふうに思います。

2点目ですが、区長貸与のタブレットですけれども、これはもちろん町や県からの防災情報を受信するものなんですけれども、それだけじゃなくて災害現場を撮影して町などに報告をする場合であるとか、あるいは区民の皆さんへの緊急連絡などに用いることができるというふうにされています。戸別の役割だというふうに言われました。このような使い方は、執行してからこれまでどれくらいなされているのか。それからまた、その使い方とかいうものは各区長には周知をされているのかどうか、その辺をお知らせいただきたいというふうに思います。

3つ目です。先日、11月下旬ですが、私の集落で区が主催する防災訓練がありまして、防災士の方による講義とともに、役場の出前講座として、このアプリの使い方などが説明をされました。区内ではもう、既にインストールしている区民も少な

くなかったのですけれども、出前講座としての説明会みたいなものですね、このような場合は全町でどれくらい行われているのか。出前講座だけでは不十分なのではないかというふうに思いますが、まずどれくらいなのか。それから、戸別受信機はしっかり活用されているのかどうか。正常に機能しているかなどの調査はなさっておられるのか。その辺をお伺いしたいと思います。

4点目ですけれども、県の防災システムで、町内数か所の雨量とか、それから河川の水位を自動的に測定して、インターネットで閲覧できるというシステムがございいます。ところが、測定システム付近の住民の方でさえも、その存在であるとか、あるいはそれをどうして見る、その活用の仕方とかをご存じでない方も多いのが現状だと思います。周知の状況をお伺いしたいと思います。

5点目ですが、以前にも質問をいたしました日野町水防計画です。この水防計画には、巻末に添付資料が付されております。各区長さんなどが水防計画は持っておられますので、その区長さんなどに配付されておって、危険箇所、それから注意箇所などの指定一覧表がございいます。指定箇所のある区長さんはどのように対応したらいいのか。どう活用するのか。以前にもお伺いしましたけれども、再度お伺いしたいと思います。

以上5点にわたって質問をいたします。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 防災情報伝達システムの状況などについてご質問を頂きました。

まず、1点目の防災アプリと戸別受信機についてですが、令和3年11月末時点で、防災アプリの利用者数は、住民の方と役場職員、消防団員を含めて約2,450人、戸別受信機の貸与数は629台となっております。

2点目の防災アプリにおける区長専用タブレットからの災害現場等の報告状況でございますが、8月の大雨時に3件の報告を頂いております。タブレットの使い方についての周知につきましては、運用開始前に全区長、町代を対象として令和3年1月、新しい区長、町代様向けに令和3年4月に、区長専用タブレットの利用方法説明会を開催し、周知を行ったところです。

次に、3点目の防災アプリの普及についてでございますが、今年度から新しく設けました防災アプリに関する出前講座につきましては、令和3年11月末時点で7件を実施しております。引き続き出前講座での普及に努めるとともに、様々な事業とも連携しながら機会を捉え、さらなる防災アプリの普及に努めたいと考えております。

戸別受信機の活用については、8月の大雨時に避難情報として警戒レベル3、高齢者等避難の発令、避難所の開設・閉鎖に伴う放送を行いました。放送の際に聞き取りにくいとのご意見があり、放送元のエフエム滋賀に改善を求めました。また、

機能性の確認は、毎月1回のテスト放送により利用者の方に確認いただくよう、周知を図ったところです。

次に、4点目の県の防災システムについてでございますが、滋賀県土木防災情報システムでは、町内4か所で河川の水位および雨量が5か所確認することができます。これらの情報については日野町防災アプリとリンクしており、誰もが閲覧できる状態となっております。これらの情報については、水防時の現地確認や対策の判断材料として活用しているところです。住民への周知については、防災アプリの活用についてとした出前講座において活用を促しておりますが、気象庁等の情報が重視されている傾向があるように思われます。

次に、5点目の日野町水防計画巻末の添付資料についてですが、前回の回答は、日野町水防計画は、区長さんをはじめ水防関係者に配付しており、それぞれの地域における情報を事前に知っていただくことで、迅速な対処や避難により被害を軽減することを目的としています。今後も最新かつ的確な情報を発信し、有効に活用いただけるよう努めてまいりますとしています。資料の添付は滋賀県の水防計画に準じているところですが、今年度全戸配布をさせていただいた日野町総合防災マップと併せ、ご活用いただければと考えます。

基本的には前回の回答との差異はないと考えますが、各集落での危険に対する注意点を付記するなど、防災活動に役立つものとなるよう努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。

日野町版の防災アプリは、昨年の利用開始以来、6月議会の時点で約1,700人が登録だと。それがこの11月末で約2,450人だと。この間、5か月余りで約750人の町民が新たに登録したということになりますね。町の人口を約2万1,000人というふうに計算をして、それでもまだ普及は全町民の1割強だ。戸別受信機を加えても15パーセントに満たないという状態です。

先ほど中西議員がマイナンバーカードの問題をおっしゃったんですけれども、マイナンバーカードもあまり普及していないと。ただ、これも今回の本筋ではないのでちょっと簡単にとどめておきますが、マイナンバーカードを個人情報の問題とかいろいろなことがあって、私は意図的に取っていないんです。

議長（杉浦和人君） 加藤さん、通告外の質問ですので。

4番（加藤和幸君） そういうことなんですけれども、普及についてはまだ、戸別受信機を加えても15パーセントに満たないと。東近江市のように、ケーブルテレビを伝達手段のメインにするんじゃなくて、日野町の場合は防災アプリと戸別受信機の配置をメインの情報伝達手段としたわけです。多くの人がスマホを日常的に使っている時代に、これは適切な伝達手段の選択だったというふうに私は思っているんで

すけれども、あまりにも登録が少ない。しかもスマホ利用が多い若年層の登録が少ないというふうに聞いています。この実態は、やっぱりPR不足が一番の要因ではないか。

6月議会で、中西議員が質問されたのに対する回答では、今後の課題は利用者増の取組だというふうに答弁をされています。どのような取組がなされたのかを、まず、1点お伺いします。

出前講座は11月末で7件、これもあまりにも少ないんじゃないかなというふうに思いますね。防災アプリの普及といった、殊、人命に関わるテーマについては、出前講座という集落や地域、組織からの注文を受けて、出前というのは注文を受けて、その注文を受けて行政が出向くというようなスタンスじゃなくて、それこそ押しかけ講座ぐらいの積極的な姿勢が必要なんじゃないかなというふうに思うんです。

それから、私、自分で経験して分かったことなんですけれども、スマホの機種変更したらアプリが消えますよね。スマホの会社の関連のあれはそのまま継続できるんですけれども、日野町防災アプリは消えてしまうんですよね。だから、また入れ直さなければならない。そのときにも気づかないで入れておられない方もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう注意もやっぱり必要やと思うんですね。それが1番目の項目についての再質問です。

2番目の項目について、区長用の専用タブレットのことですけれども、今年は大きな台風の襲来なんかのなかったことを割り引いても、それにしてもカメラ機能やとか集落への伝達機能としての利用が3件しかないというのは、とても活用できているとはもう、思えないんですね。年度当初の説明会だけじゃなくて、大雨や台風のシーズンを前に、やっぱりタブレット自体を使って区長さんに呼びかけて、そして区長さんはカメラ機能を使って返信するというような、実際に使うということが必要なんじゃないかなというふうに思います。その辺、いかがでしょうか。ご検討下さい。

3点目の戸別受信機の貸与台数のことですけれども、減っているんですよね。6月時点からも減っていると。戸別受信機の利用者というのは、独り暮らしやとか高齢者世帯などが多いですから、月1回のテスト放送をきちんと確認できない方もいらっしゃるんじゃないかと思えますし、スマホ以上に戸別受信機の機能性確認というのは重要だというふうに思います。減っているというのは、もう要らないというふうな方が返事をされておられるのか、そこら辺も分かりませんが、ちょっとその辺もお教えいただければありがたいかと思えます。

4番目の項目についてですけれども、県の防災システムと、それから5番目に言いました水防計画、一括して再質問をさせていただきます。

町内の河川の水位が4か所、雨量が5か所で自動計測されて、そしてネットでは

24時間いつでも10分間隔で最新のデータが表示されています。だから、今だったら、今は5時25分ですか。だから、5時15分のデータが今、ネットを見たら出るんですよ。昔のように職員が百葉箱をのぞいてデータを送っていた頃と比べたら、それこそ格段の進歩なんですよ。だから、そういうものの恩恵が住民に届いているかといったら、なかなかそうっていないんじゃないか。何も四六時中、住民に水位何センチと知らせよということじゃなくて、町内にはこことここにこういうものがありますよ、そして危険に達したらいつでも連絡されますよ、平時でも知りたかったらこうしたら見られますよというふうなことが周知ということじゃないかなと思うんですよ。そういうことを誰もが知っているということが大事なんじゃないか。

水防計画も同様ですよ。うちの集落の危険箇所はこことここ、もちろんそんなことは知っているという方もいらっしゃるでしょうけれども、区長は危険箇所の具体的な場所と、それがどういう危険で、どういうときにどうしたらいいのか、例えば山崩れの危険箇所やということになったらどうしたらいいんだ、緊急度はどうなのか、一律の表ですから、ここは特に危険なのか、ここはまあまあ、どうもないというようなことはないのかもわかりませんが、緊急性はどうなのかということやら、ため池の一覧表なんかでもそうやと思うんですけども、そういうことを知っているのと知らないのとでは、やっぱり対応が違ってくると思うんですね。そういう意味で、水防計画も生きたものになっている必要があると思うんです。

逆に、災害のニュース報道などで、よく付近の住民が、あそこは前から危ないと思っていたなんていうふうにインタビューに答えておられるケースがよく出てきます。こうなってくると、これは行政の怠慢だというふうに言われます。だから、行政も住民も、危険とその対処法を日頃から共有できることが防災だというふうに思うんです。

だから、その辺、ちょっと何点か申し上げましたけれども、お答えを頂きたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま防災アプリ等を含めた中で再質問を頂きました。

まず、防災アプリ、また戸別受信機については、令和2年度の事業で整備を行った中で、従来ですと携帯電話の緊急メールと、また一般的に町でやっています「日野め〜る」、また屋外拡声器、あとテレビのデータ放送などといったツールを通じて、住民さんは情報を得てこられたかなというように思います。併せて職員から自治会長さんに連絡したりとか、また消防団からの連絡、そうしたアナログ的な部分も使いながら情報伝達をしてきたと。そうした中で、新たに防災アプリまたは戸別受信機を導入したことによって、やはり導入効果が必要やということで、普及は進むべきだとは考えております。

そうした中で、導入以降、どうした取組をしてきたかというご質問につきましては、やはりチラシ等を全戸に配布して、まず周知を行うということ、併せてホームページのほうに掲載し、バナーのほうに掲載するようというご意見も伺った中でバナーのほうにも掲載してきたという部分と、あと、広報ひのでの周知を行ってきました。また、最近では、アパートを対象に新たにもう一度チラシを配布したりとか、また外国人の方、今回はポルトガル語だけではございますけども、そういったポルトガル語の表記のチラシを役場の窓口に置かせていただいたということと、町長からも答弁がございましたように、出前講座のほうに積極的に取り組んできたというところでございます。

ただ、出前講座が7件では少ないのではないかとということでご意見を頂いたところでございますけれども、今回、出前講座全体がコロナウイルスの関係で少なかったということもございますが、確かに7件が今後もっともっと増やしていくべきかなというように思っております。やはり出前講座というのはかなり有効的かなということで、自治会の方に集まっていたいただいて、そこで有効的に、区長さんの呼びかけで多くの住民の方が集まっていますので、そこで、一斉に防災アプリの登録について行うことは、かなり有効な手段というように思っておりますので、町としての考え方は、やはりこの出前講座をまず第一義的には進めていきたいなというように思います。

出前講座を進めるにあたっては、やはり自治会長さん、区長さんなり町代さんなりのご理解、ご協力がないとなかなか難しいかなと思っておりますので、思うところは、毎年4月に全町区長会を開催しておりますので、その場で依頼をさせていただいたりとか、区長さん、町代さんにはタブレットをお渡ししていますので、また来年度もそのタブレットの説明会をさせていただこうかなと考えております。その中で、こうした事例で先進的に、出前講座でこういうような形で防災アプリの登録をされているという事例も紹介しながら、出前講座をさらに、自治会長さん協力の下、できたらなというように思います。

併せまして、やはり出前講座だけではなかなか難しい課題もございますが、今年度、別の日野町のアプリとして、観光と交通のアプリも新たにつくられることになるんですけども、それと一体的に導入するというのも、また検討もしていきたいなというように思います。

また、あと普及する方法としましては、例えば今、公民館等でスマホ教室なりパソコン教室をされているんですけども、スマホ教室なんかのときに、例えばQRコードの読み方を教えていただくときに、この防災アプリのチラシを使った中で、そういう取組もしていただくというのも1つかなというように考えております。

あと、3点目のタブレットの災害の報告が3件では少ないのではないかとこの

とで、今年度から新たに導入し、区長さんにも説明会を開催して、タブレットの使い方も説明をさせていただきましたが、なかなか、やっぱり新たな取組ということで、十分に区長さんのほうには浸透できていないのかなという認識はしておりますので、来年度においてもまた、先ほども言いましたように説明会のほうをする中で、タブレットの使い方を周知していきたいなと思いますが、今年度、災害が起こったのは8月のお盆の豪雨だけでございましたので、その機会しか利用するタイミングがなかったということもございます。

ただ、このタブレットにつきましては、こうした災害での報告も利用されるんですけども、日野町の十余りの自治会においては、タブレットを利用してその自治会のお知らせ情報を配信するというのでも何回か使っておられる自治会もございます。具体的には、例えば今月の何日に草刈りを行いますというのを、タブレットを使って住民の方に周知し、当日の朝に、今日は草刈りですと、よろしくお願ひしますとかいう活用もされているところもあろうかなと思いますので、そういった有効な手段もあるということを知りながら、普及に努めていただきたいなというように思います。

あと、4点目の戸別受信機が、前回の答弁では666戸であったのが、632戸ということで減っているなということで、この理由についてなんですけども、基本的には、返却いただいたのが47で、新たに貸し出したのが13ということです。返却理由については、主にはやっぱり死亡とか転出で日野町からおられなくなったというのが主な理由なんですけども、ほかにも、例えばラジオを、戸別受信機を持っておられる家庭が防災アプリを使えるようになったので、もう要らないという事例もあったというふう聞いております。そういった理由で、戸別受信機のほうが減ったということをご理解をお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 4点目と5点目の関係でございます。

まず、防災システムで確認できる雨量水位の箇所、それからいわゆる水防計画巻末の添付資料についての2つを関連して再質問いただきました。

まず、町内で4か所の河川の水位、それから雨量が5か所確認することができますということなんですけれども、これにつきましては、議員言われますように、せめてこことこことここと見られるというようなことは、お知らせをせなあかんなどというのは、よく分かったところでございます。

また、水防計画の巻末の資料につきましても、これも資料1から8までということで、一連の表になっているということで、もうひとつ分かりにくいなというところも、実は建設課のほうでも話をしているところでございます。これにつきましては、それぞれの危険区域がある地域を選抜指定にするのか、全区長さんなりにする

のかはこれから検討していきたいなと思うんですけれども、それぞれお知らせができるような、別のチラシなり、水防計画の裏についています添付資料については、防災マップとリンクするような形で、資料のほうを工夫してみたいなというふうに思います。

議員言われるように、今のままやと何も分からへんと思いますので、何らかの対応はさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 幾つかの点で、今後そういうふうに有効に活用していくということでしたので、その辺に期待をしたいと思います。

いずれにしても、すごいいいものがたくさんあるというふうに私は思っています。ただ、それが十分活用できているかというふうに言えば、十分活用し切れていない。そこが残念だなというふうに思っています。町のつくったものもそうですし、県なんかの用意しているものも、やっぱり有効に活用してこそ意味があるというふうに思いますので、その辺、住民の皆さんへの周知等、ぜひよろしくお願いします。

2点目に入ります。

2つ目の質問は、憲法を守り生かす町政についてということで、質問をさせていただきます。

先の衆議院選挙で、憲法改正を推進する立場の議員さんが国会で3分の2を超えて、マスコミなどがその動きを報じています。都道府県レベルでは既に多くの自治体でこうした動きが先行していて、日野町議会でも9月定例会で後藤議員が、憲法改正に向けた議論の活発化を求めて町長に意向を伺ったというようなことがありました。

それで、3点お伺いしますけれども、1つ目、一般の国民はともかく、日本国憲法には国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うというふうに書かれてあります。ところが、総理大臣はじめ、改憲派と言われる議員が率先して憲法を変えようとしている。こんなことは本来、許されないはずなんですね。この点について、まず町長のご見解を伺います。

2つ目ですが、日野町は1984年、昭和59年に非核日野町宣言を行った自治体であって、この3月の定例会で、日本政府に対し核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書を全会一致で可決しました。町長ご自身もこの立場で国に批准を求めていただきたいと思うんですけれども、議会だけでなく、いかがでしょうか。その辺りについて伺います。

3番目は、改憲議論の前に私たちがなすべきことは、今、この憲法がどのように生かされているか、町政は憲法の理念に沿って動いているのかどうかを議論することじゃないかなというふうに私は考えます。その1例として、女性管理職の問題に

ついて取り上げたいというふうに思います。

憲法の男女平等を発展させた考え方が、今、話題になっていますジェンダー平等というふうに言われています。町役場に女性の管理職が少ない一因として、制度としての男女平等が保障されていても、長時間過密労働であるとか家庭での子育て、介護などの家事労働、あるいは職場の人間関係などから、優れた職員が管理職になるのを前にして退職されるというふうに伺っております。つまり、これはジェンダー平等になっていないんじゃないか。男女平等ではあってもジェンダー平等にはなっていないんじゃないかということです。

長時間労働や家事ケアは男性職員の問題でもあって、会計年度任用職員の増加など、業務の継続性、発展性ということとも関連しているものだと思います。住民に対して全体の奉仕者として働く公務員の在り方を、憲法を中心に据えて、様々な視野から検討することが喫緊の課題だと考えますが、対応をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは憲法を生かした町政についてご質問を頂きました。

まず、憲法第99条、憲法尊重擁護の義務についてでございますが、憲法第99条は、国会議員や国務大臣、その他の公務員が憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであると認識をしております。憲法を改正することにつきましては、各方面に様々な意見がありますが、民主主義の根幹に関わるものであることから、国民的な議論が必要であると考えており、活発な議論が行われることが大切であると考えております。

2点目の非核への取組についてでございますが、核兵器を廃絶し、あらゆる人が永続的に平和を享受できる世界を実現していくための行動をしていくことが大切と考えています。この行動がより大きな世論となるように、引き続き平和首長会議に参加し、同じ考えの下、賛同する全世界の首長とともに行動していきたいと考えております。

3点目の女性管理職についてでございますが、男女を問わず管理職への任用については、職員の経験と能力により行われているところです。一方、地方行政を取り巻く社会情勢が刻々と変化する中で、様々な制度の導入や改正による業務量の増、また職責によるプレッシャーが生じていることから、これらを職場全体で受け止めて対処していける組織力が必要と考えています。さらに、議員もご指摘されている家庭内での家事分担の考えなどについて、役場だけでなく社会全体で男性と女性がお互いを認め合い、対等なパートナーとしての理解がより進んでいくための施策に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 憲法に関わる国民的な議論が活発に行われることはもちろん大

切なことであって、首長も議員も公務員もどんどん行ったらいいと思うんです。ただ、総選挙の結果を受けて、今よく言われている憲法論議の活発化というのは、改正ありきが先行していて、憲法を遵守するはずの旗振り役を公務員がするべきではないということの確認であります。一応、そこでとどめておきたいというふうに思います。

具体論としての役場の女性管理職問題、このことも以前、3月議会で私も取り上げました。今、この場所、いわゆるひな壇というのか、ひな壇という言葉はあまりよくないのかもわかりませんが、行政側のご回答いただくこの席を見て、あえて異常だというふうに、異常という言葉もまたあまり適切じゃないのかもわかりませんが、思われませんか。今年の3月まで教育長が今宿先生でした。それから、その前は、さらに出納室の福本さんがいらっしゃいました。今もう、ここに、前に女性が誰もいらっしゃらないという状態なんですね。

女性の管理職がないということは、やっぱりその職場に何らかの問題があるんじゃないかという視点で捉えられているのかということだというふうに思います。ただ、誤解をしないでほしいんですが、指摘があったから来春の人事で誰か女性を管理職に登用せなあかんねや、登用されたら一步前進やというふうなことでは決してございません。職場のシステムやものの考え方が従来どおりのところへ、ある1人の女性が管理職として登用されたら、その方は今まで以上に苦しめることになるだろうというふうに思います。言わば、それが想像できるから、女性管理職の登用が進まない。だから、そこをどうするかということだと思えます。

議会でこういう質問があったから、来年4月か遅くとも再来年4月には女性管理職をなんていうふうな単純な議論には絶対にしてほしくないんです。だから、女性の職員が管理職に就くことを、本人はもちろんのこと、本人も職場も家族も、あるいは地域も心から喜べるようになるために、職場はどうあるべきか、地域はどうあるべきか、家庭はどうあるべきかという方向での議論が必要なんじゃないか。

3月以来、約半年が過ぎたんですけれども、そういう観点で、例えば役場の管理職問題というか、女性の管理職に関わるような問題を議論してこられたのかどうか。その辺を再々質問という形でお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（澤村栄治君） ただいま日本国憲法に関わる部分での、日本国憲法の中で基本的には女性、ジェンダーの関係で考えますと、基本的には基本的人権の尊重、また法の下での平等、そして家族生活における個人の尊厳、両性の平等というのが憲法に位置づけられていまして、当然、憲法を遵守すべきかなと思っております。

まず、数値的なところで説明をさせていただきたいんですけれども、まず、採用段階で男女がどんな状況かなということを確認したんですけれども、労務職と幼稚園、

保育士を除いた正規職員の採用試験で、5か年平均で受験者数に占める女性の割合は27.1パーセント、合格者に占める女性の割合は32.1パーセントということで、ちょっとやっぱり、女性の方に公務員が人気がないなというのが、この数字で実感したところでございます。

そうした中で、現行の日野町の正規職員は227人でございまして、現行というのは4月1日現在でございすけれども、227人でございまして、労務職を除く行政職、教育職の正規職員数は201人、うち男性124人、女性87人ということで、女性の占める割合は43.3パーセントという形になっております。先ほど管理職に女性がないというようなことをおっしゃられましたけれども、管理職という行政側の定義としては、参事級も含めて、課長補佐も含めて管理職というようには認識しておりますので、その数字をもって説明させていただきますと、今、正規職員の中の管理職については42人おります。男性が33で女性が9人ということで、女性の占める割合は21.4パーセントという形になっています。ただ、ご指摘のとおり、実態として女性管理職は少ないというようには認識しております。

ただ、職種によっても違いまして、例えば保育士や幼稚園教諭の園長クラスになると女性職員のみという形になっていますので、そういった部分も数字としては見受けられるなということです。ただ、議員おっしゃられたように、女性のいわゆるジェンダーな部分で見ますと、やはり社会全体として取り組まなあかんという部分と、あと、職場も当然、取り組まなあかん、そして、その職員の家庭の中でも当然、十分と話し合っていたら、やっぱりそれぞれがしっかりとジェンダー差別をなくすと、ジェンダーに基づく不平等をなくすという取組が必要かなというように考えています。

私も、何人か辞めてこられた方にお話を聞いていますと、やはりよく言われるように、育児や介護というのも理由にはございますし、併せて、職場でのプレッシャーもあるし、人間関係等もあったというようには聞いているんですけれども、やはり職場のいわゆる環境、コミュニケーションを含んで人間関係がよければ、場合によっては育児、介護があったとしても、何とか踏みとどまっていたケースもあったかなというように思いますので、私ども行政職場としましては、そういった視点を取り入れながら、今後、行政運営にあたっていきたくし、併せて社会全体への取組も進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 女性管理職が少ないというご指摘についてでございます。補足を若干させていただきます。

女性管理職が少ないということに関しましては、町長とも常々問題意識を共有しておりますので、どうしていくべきか、常々話をさせていただいております。議員ご

指摘のとおり、ただ単に早く引き上げることではなくて、男女とも働きやすい職場、様々なキャリアパスを用意するというようなところの具体的な検討をさせていただく必要もあるのかなというふうに思っております。

その中で、例えば制度の検討ということで、差し当たり私が前にいた県では、介護とか子育てに直面したときに、一旦辞めて、また再採用されるという、再採用制度というのもございますが、県においてもほとんど、制度ができて数年たつみたいなのに活用されていないというような状況もございます。県においても、組織が大きいので、女性管理職はおられますけれども、なかなか苦戦しているという実態があるのかなというふうには思っております。

あと、こちらのほうにおきましては、差し当たり、今、おられる女性職員の方々ともいろんな意見交換をしていただくということで、オフサイトミーティングとかもさせていただきまして、そういったところで丁寧に意見交換等々もさせていただきながら、より働きやすい職場づくり、これは女性だけではなくて、男性も含めて創り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 女性問題というのは男性問題でもあると。今、副町長がおっしゃるように、そういうふうな観点でももちろん捉えなければならないだろうというふうに私も考えています。もう質問はあれですので、もう要望として申し上げますけれども、だから、そういう意味で働きやすい職場づくり、女性が生き生きと活躍できて、そして管理職の中にも女性が何人かいらっしゃるというふうな日野町役場であってほしいなというふうに思っています。そんな形で、大変だと思いますが、ご努力を頂けるとありがたいなというふうに思っています。

以上で終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました11名の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を終わります。

委員会審査および調査につきましては、15日午前9時から予算特別委員会を、午後2時から総務常任委員会を、16日午前9時から産業建設常任委員会を、午後2時から厚生常任委員会を、17日午前9時から地方創生特別委員会を、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。

各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

12月24日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

— 散会 17時56分 —